資　料　編

目　　次

資　料　編

１　条例関係 1

資料－１　八幡市防災会議条例　（災害対策共通編 P15）..... 1

資料－２　八幡市防災会議規程　（災害対策共通編 P15）..... 2

資料－３　八幡市災害対策本部条例　（風水害対策編 P146、震災対策編 P200）..... 3

資料－４　八幡市災害対策本部規程　（風水害対策編 P146、震災対策編 P200）..... 4

資料－５　八幡市防災会議委員名簿　（災害対策共通編 P15）..... 5

資料－６　八幡市防災指令要綱　（風水害対策編 P148、震災対策編 P202）..... 7

２　協定関係 8

資料－７　協定一覧　（災害対策共通編 P19、P62、P67、震災対策編 P220）..... 8

３　災害対策本部の事務分掌 12

資料－８　災害対策本部の事務分掌　（風水害対策編 P148、震災対策編 P202）（令和５年４月現在）..... 12

４　消防関係 16

資料－９　消防力の現況　（災害対策共通編Ｐ21）..... 16

資料－10　消防・救助・救急用資器材等の保有状況　（災害対策共通編Ｐ23）..... 18

５　避難関係 19

資料－11　指定避難所・指定緊急避難場所一覧　19（風水害対策編 P133、P170、震災対策編 P192、P194、P212）..... 19

資料－12　収容避難所一覧　（風水害対策編 P133、P170、震災対策編 P192、P194、P212）..... 22

資料－13　福祉避難所一覧　（風水害対策編 P133、P170、震災対策編 P192、P194、P212）..... 23

資料－14　広域避難場所一覧　（風水害対策編 P133、震災対策編 P192）..... 24

資料－15　ヘリコプター場外離着陸場候補地　（災害対策共通編 P28、P73）..... 25

６　病院・施設関係 26

資料－16　市内医療機関一覧　（災害対策共通編 P24）..... 26

資料－17　浸水想定区域要配慮者利用施設名簿　（風水害対策編 P134）..... 28

資料－18　土砂災害警戒区域等要配慮者利用施設名簿　（風水害対策編 P135）..... 29

7　その他 29
資料－19　地域別高齢者人口と高齢化率・要介護認定者数・独居老人数・高齢者世帯数　（災害対策共通編 P12) 29
資料－20　観光地点別入込客数及び観光消費額　（災害対策共通編 P42) 30
資料－21　宿泊客数及び宿泊に関する消費額　（災害対策共通編 P42) 30
資料－22　宿泊施設　（災害対策共通編 P42) 31
資料－23　八幡市内の介護保険事業者一覧表　（災害対策共通編 P42) 32
資料－24　被害程度の認定規準　（災害対策共通編 P54、P70) 35
資料－25　救助の方法、程度、期間等早見表　（災害対策共通編 P71) 37
資料－26　災害情報の広報内容　（災害対策共通編 P59) 41
資料－27　緊急警報放送の放送要請　（災害対策共通編 P60) 42
資料－28　八幡市の文化財一覧　（災害対策共通編 P90) 43
資料－29　八幡市の重要水防箇所　（風水害対策編 P174) 49
資料－30　水防活動実施報告書　（風水害対策編 P179) 54
資料－31　八幡市の主な災害履歴（風水害等）　（風水害対策編 P128) 56
資料－32　京都盆地と周辺地域の主な被害地震　（震災対策編 P184) 61
資料－33　市保有車両の状況　（災害対策共通編 P27、P72) 65
資料－34　自主防災組織一覧　（災害対策共通編 P33) 66
資料－34-1　地区防災計画作成自治会等一覧　（災害対策共通編 P34) 67
資料－35　防災行政無線設置場所一覧　（災害対策共通編 P54)　令和５年４月１日現在 68
資料－36　兵庫県南部地震における市の被害状況と救援内容　（震災対策編 P184) 69
資料－37　災害予測に関わる自然条件調査報告書　（震災対策編 P184) 72
資料－38　地震時における火災の拡大防止に関する調査　（震災対策編 P184) 78
8　様　式 82
資料－39　災害情報報告様式　（災害対策共通編 P55) 82
資料－40　災害概況即報様式　（災害対策共通編 P55) 83
資料－41　被害状況報告様式　（災害対策共通編 P54、P55) 84
資料－42　り災証明書　（災害対策共通編 P54、P111) 86
資料－43　国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の様式　（風水害対策編 P154) 87
資料－44　国土交通省が行う水防警報の様式　（風水害対策編 P156) 95
資料－45　天ヶ瀬ダム放流連絡様式（全９種類）　（風水害対策編 P156) 96
資料－46　高山ダム放流連絡様式（全 10 種類）　（風水害対策編 P157) 99

資料－47　欠
資料－48　知事が行う洪水予報の様式　（風水害対策編 P157）..... 102
資料－49　知事が行う水防警報連絡様式（全 3 種類）　（風水害対策編 P159）..... 104
資料－50　土砂災害警戒情報連絡様式　（風水害対策編 P135、P161）..... 107
資料－51　水防信号及び消防信号　（風水害対策編 P166）..... 108
資料－52　緊急通行車両等事前届出書　（災害対策共通編 P27）..... 109
資料－53　規制除外車両事前届出書　（災害対策共通編 P28）..... 110
資料－54　知事が行う水位情報連絡様式（全 2 種類）　（風水害対策編 P159）..... 111
資料－55　応急仮設住宅建設候補地一覧　（災害対策共通編 P99）..... 113
資料－56　小学校・中学校における防災設備設置一覧..... 114
資料－57　避難者カード　（風水害対策編 P134、震災対策編 P194）..... 116

1　条例関係

資料－１　八幡市防災会議条例　　（災害対策共通編 P15）

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第５項の規程に基づき、八幡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどること。
(1) 八幡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 八幡市水防計画を調査審議すること。
(3) 八幡市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（組織）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は市長をもって充てる。
3　会長は会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は次の各号に掲げるものをもって充てる。
(1) 法第２条第４号の指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2) 八幡市域を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから市長が任命する者
(3) 京都府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(4) 京都府警察の警察官のうちから市長が任命する者
(5) 八幡市議会議長
(6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
(7) 教育長
(8) 消防長及び消防団長
(9) 法第２条第５号の指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
(10) その他本市の防災に関し、市長が必要と認める機関の職員のうちから市長が任命する者
6　前項の委員の定数は、40 人以内とする。
7　第５項第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、指定地方行政機関の職員、京都府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（幹事）
第５条　防災会議に幹事を置く。
2　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
3　幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
（議事等）
第６条　前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則（昭和 38 年 8 月 30 日八幡市条例第９号）
この条例は、公布の日から施行する。

改正附則省略

附　則（平成 12 年 12 月 25 日八幡市条例第 37 号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（八幡市水防協議会条例の廃止）
2　八幡市水防協議会条例（昭和 55 年八幡市条例第 32 号）は、廃止する。

資料－２　八幡市防災会議規程　　（災害対策共通編 P15）

（趣旨）
第１条　この規程は、八幡市防災会議条例第６条の規程の基づき、八幡市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（招集）
第２条　会議は、会長が招集する。
２　会議の招集通知は、文書をもって行い、日時、場所及び議題を付記するものとする。
（会長の職務代理）
第３条　会長事故あるときは、又は会長が欠けたときは、防災の事務を担当する八幡市副市長の職にある委員が、その職務を代理する。
（会議）
第４条　会議の議長は会長がつとめる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（会長の専決処分）
第５条　会議が成立しないとき、又は会議を招集する暇がないと認められるときは、会長は、議決すべき事項を専決処分にすることができる。
２　前項の規定による専決処分については、会長は、次の会議において報告しなければならない。
（部会）
第６条　会議に部会を置くことができる。
２　部会の種類及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
（幹事会）
第７条　会議に幹事会を置く。
２　幹事会に幹事長を置き、八幡市防災担当部長の職にある幹事をもって充てる。
３　幹事会は、幹事長が招集する。
４　幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
５　幹事会は、幹事長が議案の内容に応じ、必要と認める幹事のみ招集することができる。
（公印）
第８条　会議の公印の形状及び寸法は、別表のとおりとする。
（事務処理等）
第９条　会議録の調整保管、公印の管守及びその他会議の事務処理は、八幡市防災担当課において行うものとする。

附　則（昭和 51 年７月１日防災会議規程第１号）
この規程は、公布の日から施行する。

改正附則省略

附　則（平成 18 年７月 26 日防災会議規程第１号）
この規程は、平成 18 年７月 26 日から施行する。
附　則（平成 22 年２月 19 日防災会議規程第１号）
この規程は、平成 22 年３月１日から施行する。

別　表

八　幡　市
防 災 会 議
会　長　印

（寸　法）
20mm×20mm

資料－３　八幡市災害対策本部条例　　（風水害対策編 P147、震災対策編 P200）

（目的）

第１条　この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、八幡市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

４　部長は部の事務を掌理する。

（雑則）

第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部規程で定める。

附　則（昭和 38 年８月 30 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

改正附則省略

附　則（平成 12 年３月 31 日条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

資料－４　八幡市災害対策本部規程　　（風水害対策編 P147、震災対策編 P200）

（趣旨）

第１条　この規程は、八幡市災害対策本部条例（昭和３８年八幡市条例第１０号）第４条の規定に基づき、八幡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長、本部員その他の職員）

第２条　副本部長には副市長及び教育委員会教育長を、本部員には八幡市組織規則（昭和４８年八幡市規則第１５号）に規定する理事、部長、参与及び技監、会計管理者、福祉事務所長、消防本部消防長、議会事務局並びに監査委員事務局長をもって充てる。

２　前項に規定するもののほか、本部長は、必要があると認めるときは、職員のうちから対策本部要員を指名する。

（対策部）

第３条　対策本部に次に掲げる部を置く。

(1)　教育対策部

(2)　上下水道対策部

(3)　消防対策部

(4)　救助対策部

(5)　応急対策部

（その他）

第４条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

資料－５　八幡市防災会議委員名簿　　（災害対策共通編 P15）

八幡市防災会議委員名簿

会長　八幡市長　川田　翔子
委員　（災害対策基本法第 16 条第６項）（八幡市防災会議条例第３条第５項）　　令和６年３月 31 日現在

法規定	条例規定		役　　職	氏　　名
第１号	第１号	指定地方行政機関の職員	農林水産省近畿農政局 地方参事官（京都府担当）	佐野　学
			国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所　　所長	谷川　知実
			国土交通省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所　　所長	冠　雅之
第２号	第２号	陸上自衛隊に所属する者	陸上自衛隊大久保駐屯地第四施設団第 102 施設器材隊　　隊長	櫻井　政友
－	第３号	京都府の職員	京都府山城広域振興局 局長	浅山　尚紀
			京都府山城北土木事務所 所長	井上　貴之
			京都府山城教育局 局長	坂田　康一
			京都府山城北保健所 所長	重見　博子
第４号	第４号	京都府警察の警察官	京都府八幡警察署 署長	柴田　和己
－	第５号	市議会議長	八幡市議会 議長	小北　幸博
第５号	第６号	市職員	八幡市 副市長	西村　紀寛
			八幡市 上下水道部長	上村　文洋
			八幡市 危機管理監	平田　俊也
第３号	第７号	教育長	八幡市教育委員会 教育長	小橋　秀生
第６号	第８号	消防長及び消防団長（法は市町村長を含む）	八幡市消防本部 消防長	小林　和高
			八幡市消防団 団長	吉川　栄樹

法規定	条例規定		役　　職	氏　　名
第7号	第9号	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	日本郵便株式会社山城八幡郵便局 局長	野村　勝
			西日本電信電話株式会社京都支店 設備部長	沢田　進
			関西電力送配電株式会社　京都本部 伏見配電営業所長	太田　博彰
			大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部建設チーム	清水　幸造
			独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所　所長	杉浦　友宣
			京阪電気鉄道株式会社 伏見エリア　統括駅長	石丸　紳
			京阪バス株式会社 運輸部　課長	橋本　隆一
―	第10号	その他防災上必要と認める機関の職員	株式会社URコミュニティ京都住まいセンター　センター長	坂下　裕司
			綴喜西部土地改良区 理事長	喜多　義治
			淀川木津川水防事務組合 事務局長	伊庭　邦夫
			澱川右岸水防事務組合 淀・久御山・八幡水防団長	深川　又造
			八幡市農業委員会 会長	長村　信幸
			八幡市商工会 会長	辻　弥壽彦
			八幡市自治連合会 会長	上原　嘉昭
			綴喜医師会八幡班 班長	片山　公実子
			京都やましろ農業協同組合八幡市支店 支店長	西田　宗治
			八幡市女性団体連絡協議会 会長	田野　照子
			八幡市社会福祉協議会 会長	松本　伍男
			城南衛生管理組合 専任副管理者	野村　賢治
			八幡市自主防災推進協議会 会長	増尾　辰一
			八幡市女性防火推進隊 隊長	滝川　睦恵

資料－６　八幡市防災指令要綱　　（風水害対策編 P149、震災対策編 P202）

（趣旨）

第１条　この要綱は、八幡市防災指令（以下「防災指令」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「職員」とは、八幡市の全職員をいい、「局」及び「部」とは、八幡市災害対策本部の局及び部をいう。

（防災指令の発令及び解除）

第３条　市長は、市内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災上必要があると認めるときは、職員に対し、防災指令を発令する。

２　市長は、災害の発生、継続又は拡大の危険がなくなったと認めるときは、防災指令を解除する。

（防災指令の種類、発令基準等）

第４条　防災指令の種類、発令基準、配備職員及びその活動は、別表に掲げるとおりとする。

（防災活動）

第５条　局及び部の長は、防災指令が発令されたときは、前条の配備に就くべき職員を指導し、防災活動を実施しなければならない。

２　局及び部の事務分掌は、八幡市地域防災計画によるものとする。

３　局及び部の長は、第１項の規定に基づき防災活動を実施したときは、職員の配備状況を、直ちに防災担当部長を通じて市長に報告しなければならない。

（防災指令の伝達）

第６条　防災指令は、八幡市地域防災計画の定めるところにより、職員に迅速かつ正確に伝達するものとする。

（職員の心構え）

第７条　職員は、第４条の配備に就くべき職員以外の職員であっても、状況によっては、いつでも防災活動に従事できるように心がけなければならない。

（自動参集基準）

第８条　職員は、防災指令の各号の定めにかかわらず、震度６以上の地震の場合には、連絡がなくても全員が参集するものとする。

（配備計画の作成）

第９条　局及び部の長は、防災指令が発令された場合における職員の配備計画を作成し、毎年５月末日までに防災担当部長に提出しなければならない。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度、市長が定める。

附　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

2　協定関係

資料－７　協定一覧　　（災害対策共通編 P19、P62、P67、震災対策編 P220）

（令和６年３月 31 日現在）

区分	協定名称	協定内容	協定機関		協定年月日
医療救護	災害時等における医療救護活動についての協定書	医療救護活動協力	八幡市 田辺町 井手町 宇治田原町	京都府綴喜医師会	H8.12.6
広域連携	災害相互応援協定	物資等の供給、職員の派遣等	八幡市	田辺町、生駒市、交野市、寝屋川市、枚方市	H9.1.17
広域連携	京都南部都市災害時相互応援協定書	災害時相互応援	八幡市	宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町、大山崎町	H22.4.1
広域連携	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	物資等の供給、職員の派遣、被災傷病者等の受け入れ等	八幡市	山梨県甲府市、岡山県玉野市、大阪府泉大津市、愛知県刈谷市、宮崎県日向市、鹿児島県阿久根市、島根県益田市、奈良県大和郡山市、兵庫県高砂市、福岡県行橋市、福岡県苅田町、岐阜県可児市、愛媛県四国中央市、滋賀県野洲市、三重県亀山市、茨城県那珂市、山口県柳井市、静岡県磐田市、和歌山県橋本市、高知県香南市、佐賀県神埼市	(H21.1.13) H29.6.5 再締結
広域連携	小矢部市・八幡市災害時相互応援協定書	物資等の供給、施設提供・斡旋、職員の派遣等	八幡市	富山県小矢部市	R5.2.3
災害復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	建設関係応援協力	八幡市	八幡市造園業協会	H20.1.17
災害復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	建設関係応援協力	八幡市	八幡市建設業協同組合	(H18.5.22) H20.4.18 再締結
災害復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	建設関係応援協力	八幡市	八幡市建設業協会	(H18.5.29) H20.4.18 再締結
災害復旧	大規模災害時における停電復旧の連携等に関する協定 （大規模災害時における道路啓開・相互連携に関する確認書）	停電復旧に係る相互連携及び道路啓開等	八幡市	関西電力送配電株式会社	R5.9.19
災害復旧	災害時における応急対策業務に関する協定書	建設関係応援協力	八幡市	石清水八幡建設協会	R6.2.16
資機材提供	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	車両等の提供	八幡市	Fレンタリース㈱	H23.4.1
資機材提供	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	レンタル資機材の提供	八幡市	西尾レントオール㈱	R1.9.24
施設提供	災害時における協力体制に関する協定書	避難場所の提供	八幡市	㈻常翔学園　摂南大学	(H27.7.9) R2.12.21 再締結
施設提供	災害時の応援協力に関する協定書	避難場所の提供	八幡市	グンゼスポーツ㈱	H29.12.27
施設提供	八幡市地域防災計画に基づく京都府立京都八幡高等学校の使用に関する協定書	避難所の提供	八幡市	京都府立京都八幡高等学校	(H31.4.1) R4.9.26 再締結
施設提供	八幡市地域防災計画に基づく京都府立八幡支援学校の使用に関する協定書	避難場所の提供	八幡市	京都府立八幡支援学校	R4.10.6
水道関係	八幡市、京田辺市の緊急時における給水相互応援体制の確立に係る給水拠点の指定及び連絡弁の設置、使用に関する覚書	給水相互応援	八幡市水道事業管理者	京田辺市水道事業管理者	H13.9.21
水道関係	京都府営水道の災害等事故時における水運用に関する覚書	緊急時の水運用	八幡市水道事業管理者	京都府、宇治市水道事業管理者、城陽市公営企業管理者、京田辺市水道事業管理者、久御山町、木津町、精華町	H15.2.17
水道関係	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	水道の応急復旧	八幡市	明和工業㈱　関西営業所	H27.2.3
水道関係	下水道事業関連資料相互保管協定	関連資料の相互保管	八幡市	兵庫県高砂市、大阪府泉大津市	H28.2.22
水道関係	水道災害等相互応援に関する協定書	水道災害応急及び復旧対策応援	八幡市	枚方市	(H13.12.6) H28.3.25 再締結

区分	協定名称	協定内容	協定機関		協定年月日
水道関係	災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定書	水道の応急復旧	八幡市	㈱光明製作所	(H27.1.5) H28.4.1 再締結
水道関係	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	水道の応急復旧	八幡市	大成機工㈱	H28.7.20
水道関係	災害に伴う応援協定書	水道の応急給水、復旧補助	八幡市	ヴェオリア・ジェネッツ㈱	H28.8.1
水道関係	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	水道の応急復旧	八幡市	㈱フソウ大阪支社	H28.8.1
水道関係	災害時における復旧支援協力に関する協定	下水道管路施設の復旧支援	八幡市	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	H29.6.1
水道関係	日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書	応急給水、復旧等応援	八幡市	日本水道協会京都府支部23機関	(H6.10.1) H30.9.1
水道関係	災害時における緊急応援に関する協定書	水道の応急復旧	八幡市	㈱ウォーターエージェンシー 大阪営業所	R1.12.4
水道関係	公営企業会計システムに係る災害時支援協力に関する協定書	システムの臨時的措置及び復旧作業	八幡市	㈱フューチャーイン　関西支店	R2.12.1
水道関係	大規模災害時における災害復旧支援に関する協定	下水道管路施設の点検・調査等の復旧支援	八幡市	公益社団法人日本下水道管路管理業協会 京都府	R3.3.25
水道関係	大規模災害時における災害査定業務支援に関する協定	下水道施設の災害査定図書の作成等の災害査定支援	八幡市	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会　関西支部 京都府	R3.3.25
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所開設に関する協定書	福祉避難所開設に関する協定	八幡市	京都府立八幡支援学校	H24.1.6
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	社会福祉法人　八幡福祉協会	H24.1.6
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	社会福祉法人　秀孝会	H24.1.6
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	医療法人社団　医聖会	(H24.1.6) H24.5.2 再締結
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	石清水八幡宮　青少年文化体育研修センター	H24.5.2
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	NPO法人　介護の家コスモス男山	H30.11.29
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	社会福祉法人　ディアレスト	H31.2.5
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	社会福祉法人　若竹福祉会	(H26.7.4) H31.4.16 再締結
福祉避難所	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉避難所の設置運営に関する協定	八幡市	社会福祉法人　朔日	R2.11.30
物資供給	災害時における物資の供給協力に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	京都やましろ農業協同組合	H14.2.1
物資供給	災害時における物資の供給協力に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	八幡市商工会	H14.2.1
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食糧及び生活用品供給	八幡市	㈱エーコープ京都男山店	H20.4.7

区分	協定名称	協定内容	協定機関		協定年月日
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	四国乳業㈱　京都工場	H20.4.7
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	㈱ケーヨー　八幡ニック・ホビーショップ	H20.4.7
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	恩地食品㈱　京都工場	H20.4.7
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	日本ルナ㈱	H20.4.7
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	㈱ライフコーポレーション	H20.4.7
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	コメックス㈱	H20.4.7
物資供給	災害時におけるエルピーガス等の供給に関する協定書	ガスの供給	八幡市	㈳京都府エルピーガス協会城北支部	H23.3.23
物資供給	災害発生時における物資の供給に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	㈱ユタカファーマシー	H23.4.1
物資供給	災害時における飲料の供給等協力に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	樋口鉱泉㈱	H23.4.1
物資供給	災害時における物資の供給等協力に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	コカ・コーラウエスト㈱	H23.4.1
物資供給	災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書	葬祭用品供給に関する協定	八幡市	京都中央葬祭業協同組合	H23.4.1
物資供給	災害発生時における物資の供給に関する協定書	食料及び生活用品の供給	八幡市	㈱平和堂	H27.3.3
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品の供給	八幡市	コストコホールセールジャパン㈱　京都八幡倉庫店	H27.4.1
物資供給	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	地図製品等の供給	八幡市	㈱ゼンリン	H28.3.15
物資供給	災害救助物資の調達等に関する協定書	食料及び生活用品供給並びに用地の提供	八幡市	アークランドサカモト㈱	(H20.4.7) H28.10.25再締結
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	食料及び生活用品の供給	八幡市	㈱コノミヤ	H28.11.15
物資供給	災害救助物資の調達に関する協定書	福祉用具及び衛生用品の供給	八幡市	一般社団法人　日本福祉用具供給協会	H29.1.16
物資供給	災害時における支援協力に関する協定書	食料及び生活用品供給	八幡市	イオンリテール㈱　近畿・北陸カンパニー	(H23.4.1) H29.11.15 再締結
物資供給	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	段ボール製簡易ベッド等の供給	八幡市	セッツカートン㈱、Jパックス㈱	R2.4.24
物資供給	八幡市と大塚製薬株式会社との健康づくりに関する包括連携協定書	災害時における「カロリーメイト、ポカリスエット等」製品の提供	八幡市	大塚製薬㈱	R2.9.23

区分	協定名称	協定内容	協定機関		協定年月日
物資供給	災害時における救援物資の供給に関する協定書	仮設事務所、仮設トイレ等の供給	八幡市	三協フロンテア㈱	R3.4.5
物資供給	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	発電機、バックホー、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等の供給	八幡市	㈱ナガワ	R4.7.27
輸送協力	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	遺体の搬送協力	八幡市	㈳全国霊柩自動車協会	H23.4.1
輸送協力	災害時における支援協力に関する協定書	救助物資の搬送等	八幡市	佐川急便㈱　京都支店	H28.11.16
輸送協力	災害時等における支援協力活動に関する協定書	救助物資の搬送等 燃料補給	八幡市	㈱吉秀トラフィック	R2.5.28
輸送協力	洪水予測時における避難者輸送の協力に関する協定書	浸水想定地域住民の避難輸送	八幡市	京都京阪バス㈱	R2.7.9
輸送協力	災害時等における支援協力活動に関する協定書	物資輸送、燃料補給、緊急避難場所の提供、物資集積場所等の提供	八幡市	一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク、 ㈱関西丸和ロジスティクス	R3.11.2
その他	淀川水系の情報共有に関する協定書	淀川水系の情報共有	八幡市	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	H19.6.15
その他	洪水関連標識の維持管理等に関する覚書	洪水標識板の作成・管理等	八幡市	国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所	(H20.4.25) H23.3.18 再締結
その他	災害時における応援協力に関する協定書	衣類の洗濯等	八幡市	㈱アグティ	H25.12.1
その他	災害時等の応援に関する申し合わせ	資器材等の貸与、職員の派遣	八幡市	国土交通省近畿地方整備局	H26.6.26
その他	災害に係る情報発信等に関する協定	防災情報等の周知等	八幡市	ヤフー㈱	H28.8.23
その他	災害ボランティア活動の推進に関する協定	災害ボランティア活動についての連携協力	八幡市	八幡市災害ボランティアセンター	H29.4.1
その他	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	特設公衆電話の設置等	八幡市	NTT西日本京都支店	H29.7.4
その他	災害発生時における八幡市と八幡市内郵便局の協力に関する協定書	情報提供及び協力	八幡市	八幡市内郵便局	H30.5.2
その他	災害時等における支援協力活動に関する協定書	無人航空機を使用した活動	八幡市	㈱ラッキーリバー	R2.5.28
その他	災害時における後方支援活動拠点の使用に関する協定書	後方支援活動拠点の提供	八幡市	大阪ガス㈱	R2.8.26
その他	八幡市防災行政無線機設備の運用及び維持管理等に関する協定書	防災行政無線の運用	八幡市	陸上自衛隊大久保駐屯地	R2.10.13
その他	災害時の情報収集に関する応援申し合わせ	情報の収集及び伝達	八幡市	八幡市災害ボランティア無線クラブ	R4.2.1

※協定機関等の名称は、協定締結当時のもの

3　災害対策本部の事務分掌

資料－８　災害対策本部の事務分掌　（風水害対策編 P149、震災対策編 P202）（令和 6 年 4 月現在）

部	本部員	総括担当者	担当課	主な事務分掌
本部事務局	危機管理監 総務部長〔事務局長〕 総務部技監 政策企画部長 市民生活部長 会計管理者 議会事務局長	総務部危機管理室長 総務部次長 政策企画部次長 市民生活部次長	危機管理課 総務課 契約検査課 生涯学習課（生涯学習センター） 選挙管理委員会事務局	1. 災害対策本部の設置及び廃止並びに庶務に関すること。 2. 本部員会議に関すること。 3. 災害応急対策全般の調整に関すること。 4. 気象、地震等の情報の収集に関すること。 5. 避難指示等に関すること。 6. 自主防災組織に関すること。 7. 各部との連絡調整及び活動状況のとりまとめに関すること。 8. 災害用電話等の確保に関すること。 9. 車両等の整備及び配分に関すること。 10. 車両及び応急災害用資機材の借上げに関すること。 11. 避難所の開設及び運営の調整に関すること。 12. 災害救助法等の適用要請に関すること
			市民課 人権政策課 市民協働推進課	1. 被災者からの問合せ、相談、要望等の応対に関すること。 2. 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 3. 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること。 4. その他市民との応対に関すること。 5. り災証明に関すること。 6. 被害届に関すること。
			税務課	1. 災害資料の収集整理及び印刷に関すること。 2. 他団体への応援要請及び連絡調整に関すること。 3. 被害状況のとりまとめに関すること。 4. 食糧及び物資の調達、確保及び管理に関すること。 5. 避難所への避難者の確認等に関すること。
			財政課 IT 推進課	1. 災害救助費関係資料の作成及び報告に関すること。 2. 災害応急対策に係る財政措置に関すること。 3. 災害に伴う各種データの作成、管理及び情報処理に関すること。 4. 市有財産（文教施設及び地域市民施設は除く。）の被害調査に関すること。
			政策企画課	1. 被災状況の関係機関への報告に関すること。 2. 自衛隊派遣に関すること。 3. 国、府等の関係機関との連絡調整に関すること。 4. 災害復旧計画等の企画立案に関すること。 5. 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること。
			秘書広報課 監査委員事務局	1. 見舞者等への応接及び秘書に関すること。 2. 災害に関する写真、ビデオ等による記録に関すること。 3. 報道機関との連絡調整及び災害広報に関すること。 4. 避難指示等の広報に関すること。 5. その他広報に関すること。
			人事課	1. 職員の動員及び各対策部への配置調整に関すること。 2. 職員の給食及び衛生管理に関すること。 3. 応援配備に関すること。 4. 応急復旧の進捗状況に合わせた組織及び動員体制の検討及び配置調整に関すること。 5. その他動員に関すること。
			会計課	1. 指定金融機関との連絡調整に関すること。 2. 災害応急関係経費の支払いに関すること。 3. その他経費の支払いに関すること。
			議会事務局	1. 市議会、府議会若しくは国会の議員又は他の議会との連絡調整に関すること。 2. 市議会議員の安否確認に関すること。
			環境業務課	1. じんかい収集等における広域応援の受入れ及び調整に関すること。 2. し尿収集及び防疫終末処理に関すること。 3. じんかい収集及び処理に関すること。 4. ガレキの処理に関すること。 5. 避難所等の家庭動物の受入れに関すること。 6. 公害の防止に関すること。

	［現地対策本部］ 1. 被害状況に応じて設置する。 2. 指揮は、本部長の指示する者が行う。ただし、その者が配置されるまでの間は、各施設責任者が当たる。	1. 地域内の応急対策に関すること。 2. 対策本部との連絡に関すること。 3. 各種情報の収集に関すること。 4. 住民からの相談の対応等に関すること。

災害対策本部の事務分掌

部	本部員	総括担当者	担当課	主な事務分掌
応急対策部	建設産業部長 〔対策部長〕 建設産業部参与	建設産業部次長 道路河川課長	農業振興課 農業委員会事務局	1. ため池等の危険箇所確認巡視及び災害復旧対策に関すること。 2. ポンプの維持、操作、樋門等の開閉操作及び指揮、巡視に関すること。 3. 農作物等の被害状況の調査、関係機関との連絡調整及び災害応急対策の指導に関すること。
			商工観光課	1. 商工業の被害状況調査及び関係機関との連絡調整に関すること。 2. 商工業者及び流通業者との物資等の応援に関すること。
			都市整備課	1. 倒壊家屋対策及び民間住宅の応急修理及び住宅相談に関すること。 2. その他二次災害の予防に関すること。 3. 自衛隊、土木建築業者等との連絡調整に関すること。 4. 広域応援の受入れ及び連絡調整に関すること。 5. 公共土木施設等の被害調査及び災害復旧に関すること。 6. 民間被災建物等の被害調査及び資料の整理に関すること。 7. その他土木建築の技術面に関すること。
			管理・交通課 環境政策課	1. 人命捜索及び救出、救命に関すること。 2. 仮設トイレの設置等に関すること。
			道路河川課	1. 避難の指示等及び誘導に関すること。 2. 危険箇所等確認巡視及び災害応急対策に関すること。 3. 水路の清掃に関すること。 4. 被害状況の収集に関すること。 5. 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。 6. 所管工事現場の災害防止に関すること。
			住宅管理課	1. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋の決定に関すること。 2. 応急仮設住宅の入居者決定に関すること。
救助対策部	健康福祉部長 〔対策部長〕 福祉事務所長	健康福祉部次長	生活支援課	1. 食糧及び物資の分荷及び供給に関すること。 2. その他物資の調達及び供給に関すること。 3. 葬祭業者等に対する協力要請に関すること。
			福祉総務課 家庭支援課	1. 社会福祉協議会及び市内ボランティア関係団体等との連絡調整に関すること。 2. 救援金、見舞金等の配分に関すること。 3. 災害弔慰金に関すること。 4. 福祉避難所に関すること。 5. 避難行動要支援者の安否確認に関すること。 6. 遺体の収容、処置に関すること。 7. 福祉施設等の被害の調査及び復旧に関すること。 8. 火葬・埋葬に関すること。 9. 被災者の保健医療及び相談に関すること。
			障がい福祉課	1. 視聴覚障がい者等への情報提供に関すること。 2. 障がい者(児)への支援に関すること。
			高齢介護課	1. 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 2. 高齢者関係施設との連絡調整に関すること。 3. 高齢者への支援活動に関すること。
			健康推進課 国保医療課	1. 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 2. 医療ボランティア等との調整に関すること。 3. 被災者の保健医療及び相談に関すること。 4. 救護所の開設及び救急医療品等の調達及び配送に関すること。 5. その他衛生及び健康医療に関すること。 6. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく防疫に関すること。 7. 医療材料の調達及び供給に関すること。

災害対策本部の事務分掌

部	本部員	総括担当者	担当課	主な事務分掌
上下水道対策部	上下水道部長 〔対策部長〕	上下水道部次長	経営課	1. 各団体との連絡、調整に関すること。 2. 上下水道応急対策に係る会計に関すること。 3. 広域給水応援の受入れ及び調整に関すること。 4. 応急給水体制の確立に関すること。
			上水道課	1. 上水道関係者との連絡に関すること。 2. 上水道応急復旧用諸資材の調達に関すること。 3. 送配水施設の応急措置に関すること。 4. 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関すること。
			下水道課	1. 下水道関係者との連絡に関すること。 2. 下水道応急復旧用諸資材の調達に関すること。 3. 施設の被害調査及び応急復旧の工事に関すること。
教育対策部	こども未来部長 〔対策部長〕	こども未来部次長	教育対策部共通	1. 施設の被害の調査及び復旧に関すること。 2. 避難所の開設に関すること。
			こども未来課 子育て支援課 学校教育課 教育支援センター	1. 幼児、児童、生徒等の安全対策及び連絡調整に関すること。 2. 応急教育の実施に関すること。 3. 学用品等の給与に関すること。 4. 炊き出しに関する食材等の調達及び供給に関すること。 5. その他避難所及び文教対策に関すること。
			文化財課 図書館 教育集会所	1. 文化財の被害の調査及び復旧に関すること。 2. 炊き出しに係る連絡調整に関すること。
消防対策部	消防長 〔対策部長〕	消防本部次長	消防総務課	1. 消防団との連携に関すること。 2. 災害情報の収集連絡に関すること。 3. 被害状況の把握及び記録集計に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. その他消防に関すること。
			予防課	1. 危険物施設の被害状況の把握に関すること。
			通信指令室	1. 通信指令に関すること。 2. 広域消防応援の受入れ及び調整に関すること。 3. 消防活動状況の把握及び記録に関すること。 4. 被害通報の受付及び通報の整理伝達に関すること。 5. 気象観測に関すること。 6. ダム関係施設の貯水放流に関すること。
			警備一課 警備二課	1. 消火及び救出救助に関すること。 2. 救急に関すること。 3. 医療施設に関すること。

※上記、総括担当者「次長」については、参事、室長等を含む。

別表
防災指令発令基準(風水害)

種　類	発　令　基　準	配　備　体　制	主な活動内容
防災指令第1号	気象業務法に基づく予警報が八幡市に発令され、災害の発生が予想されるとき。	市災害警戒本部1号配備(常時出動メンバー)(※1)及び本庁各部1～2名	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第2号	災害が発生するおそれがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき。	市災害警戒本部2号配備(常時出動及び輪番出動メンバー)(※1)及び本庁各部2～4名並びに市災害対策本部体制準備(待機)	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第3号	市域に係る特別警報が発令されたとき、又は局地的に相当規模の災害が発生したとき、若しくは災害が更に広範囲に広がるおそれがあるとき。	市災害対策本部体制及び全職員の約5割	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第4号	大規模な災害が予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制 全職員	・事務分掌における災害対策

※1　八幡市地域防災計画「市災害警戒本部(1号及び2号配備)体制表」を参照
※2　本庁各部の体制は、八幡市地域防災計画によるものとする。

防災指令発令基準(震災)

種　類	発　令　基　準	配　備　体　制	主な活動内容
防災指令第1号	市内で震度4を観測したとき。	市災害警戒本部1号配備(常時出動メンバー)(※1)及び本庁各部1～2名	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第2号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1.市内で震度5弱を観測したとき。 2.災害が発生するおそれがあるが、発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき。	市災害警戒本部2号配備(常時出動及び輪番出動メンバー)(※1)及び本庁各部2～4名並びに市災害対策本部体制準備(待機)	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第3号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1.市内で震度5強を観測したとき。 2.中規模な災害が予想されるとき、又は中規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制及び全職員の約5割	・被害状況、情報等の収集及び伝達 ・災害に対するための準備措置及び応急措置
防災指令第4号	以下の、いずれかの項目に該当したとき。 1.市内で震度6弱を観測したとき。 2.大規模な災害が予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。	市災害対策本部体制 全職員	・事務分掌における災害対策

※1　八幡市地域防災計画「市災害警戒本部(1号及び2号配備)体制表」を参照
※2　本庁各部の体制は、八幡市地域防災計画によるものとする。

4　消防関係

資料－9　消防力の現況　　（災害対策共通編Ｐ21）

1．消防力（消防本部）　　令和5年4月1日現在

消防職員 87人	消防職員 1人に対する	面　積 人　口 世帯数	0.278平方ｷﾛﾒｰﾄﾙ 788人 388世帯	総　面　積　24.35平方ｷﾛﾒｰﾄﾙ 総　人　口　69,365人 総 世 帯 数　33,835世帯
消防自動車 4台	消防ポンプ 自動車1台に 対する	面　積 人　口 世帯数	6.09平方ｷﾛﾒｰﾄﾙ 17,341人 8,459世帯	

2．職員配置表　　令和5年4月1日現在

所属別＼階級別		消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	一般職員	小計	合計
消　防　長		1							1	1
次　長			2						2	2
署　長			(1)						(1)	(1)
副　署　長			1						1	1
消防総務課	課　長		(1)						(1)	7(1)
	主　幹		1						1	
	課長補佐			1					1	
	課　員				3	1			4	
	消防学校						1		1	
予防課	課　長		1						1	8
	主　幹		1						1	
	課長補佐			1					1	
	課　員			1	2	1	1		5	
通信指令室	室　長		1						1	7
	室長補佐			2					2	
	課　員				3		1		4	
警備一課	課　長		1						1	30
	主　幹		1						1	
	課長補佐			3					3	
	警備一係			1	2	2	3		8	
	救助一係			1	2	2	3		8	
	救急一係			1	2	2	4		9	
警備二課	課　長		1						1	29
	主　幹		1						1	
	課長補佐			3					3	
	警備二係			2	2	1	3		8	
	救助二係			1	2	1	4		8	
	救急二係			1	2	1	4		8	
警備一・二課	救急担当		1	1					2	2
合　計		1	12(2)	19	20	11	24	0	87(2)	87(2)

（ ）兼務

3．消防力（消防団）　　令和５年４月１日現在

消防団員 310名	消防団員１人に対する	面　積 人　口 世帯数	0.079平方ｷﾛﾒｰﾄﾙ 224人 109世帯

4．消防車両の配置　　令和５年４月１日現在

	車　種	購入年月	ポンプの種別	備考（地域別）	
消防本部	梯子付消防自動車	平成23年11月		30m級	
	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	平成21年12月	A－2級	Ⅱ型	
	災害対応特殊水槽付き消防ポンプ自動車	令和　4年 3月	A－2級		
	CAFS搭載型消防ポンプ自動車	平成25年11月	A－2級		
	災害対応特殊普通消防ポンプ自動車	平成17年 8月	A－2級		
	救助工作車	平成26年11月		Ⅱ型	
	高規格救急自動車	令和　2年 3月			
	災害対応特殊救急自動車	平成29年2月			
	高規格救急自動車	令和　5年 3月			
	指令車	平成24年12月			
	指揮車	令和　4年 3月			
	広報車	平成24年 1月			
	消防資機材搬送車	平成18年12月			
	クレーン付資機材搬送車	平成26年12月			
	資材搬送車（軽トラック）	平成12年 3月			
	赤バイク	平成　3年 9月			
消防団	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成19年 3月	B－3級	第1分団第1部	1区、南山、安居塚
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成15年 1月	B－3級	第1分団第2部	2区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成19年 3月	B－3級	第1分団第3部	6区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成18年 3月	B－3級	第1分団第4部	男山
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成21年 3月	B－3級	第2分団第1部	3区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成17年 3月	B－3級	第2分団第2部	4区、西山
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成16年 2月	B－3級	第2分団第3部	5区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成15年 1月	B－3級	第3分団第1部	上区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成15年 1月	B－3級	第3分団第2部	中区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成22年 3月	B－3級	第3分団第3部	下区
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成22年 3月	B－3級	第3分団第3部	下区（二階堂）
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成21年 3月	B－3級	第4分団第1部	内里
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成17年 3月	B－3級	第4分団第2部	戸津
	小型動力ポンプ付積載車(軽)	平成16年 2月	B－3級	第4分団第3部	美濃山、欽明台

5．水利施設の一覧表　　令和５年４月１日現在

区分／地区	消火栓			防火水槽			消防用水			格納箱
	φ150以上	φ150未満	計	40t以上	40t未満	計	貯水槽	プール	計	
一区	112	133	245	46	1	47	0	1	1	76
二区	45	77	122	16	3	19	0	1	1	34
三区	24	78	102	15	6	21	1	0	1	36
四区	76	184	260	23	4	27	0	1	1	86
五区	32	36	68	15	3	18	0	0	0	22
六区	24	56	80	17	1	18	0	1	1	48
上区	16	22	38	4	10	14	2	0	2	16
中区	33	41	74	10	2	12	0	0	0	28
下区	34	48	82	23	6	29	1	0	1	24
内里	31	30	61	3	5	8	0	1	1	14
戸津	18	10	28	12	4	16	0	0	0	13
美濃山	56	50	106	17	3	20	0	0	0	28
男山	119	152	271	26	0	26	0	3	3	64
欽明台	46	59	105	14	0	14	0	1	1	28
合計	666	976	1,642	241	48	289	4	9	13	517

資料－10　消防・救助・救急用資器材等の保有状況　　（災害対策共通編Ｐ23）

令和５年４月１日現在

消防用資器材その他			
資機材名	数量	資機材名	数量
かぎ付き梯子	6	三連梯子	6
金属製折りたたみ梯子 又はワイヤー梯子	3	空気式救助マット	1
救命索発射銃	1	サーバイバスリング又は救助用縛帯	10
平担架	1		

救助用資器材その他			
資器材名	数量	資器材名	数量
油圧ジャッキ	3	油圧スプレッダー	6
可搬ウインチ	2	マンホール救助器具	2
救命用簡易起重機	1	マット型空気ジャッキ	2
救助用支柱器具	1		
油圧切断機	6	エンジンカッター	5
ガス溶断機	1	チェンソー	4
空気鋸	1		
コンクリート・鉄筋切断用チェンソー	2		
万能斧	3	ハンマー	11
携帯用コンクリート破壊器具	1	削岩機	2
ハンマードリル	2		
可燃性ガス測定器	3	有毒ガス測定器	3
酸素濃度測定器	3	放射線測定器（表面２・空間３・個人10）	15
空気呼吸器	23	空気補充用ボンベ	118
酸素呼吸器	2	簡易呼吸器（パラート）	2
防塵マスク（半面）	10	送排風機	2
耐電手袋	10	耐電衣	10
耐電ズボン	10	耐電長靴	10
防毒マスク（全面・半面）	21	携帯警報器（レスキューコール）	20
陽圧式化学防護服	2	化学防護服（陽圧式科学防護服を除く）	13
救命胴衣	83	救命浮環	7
救命ボート	3	船外機	3
除染散布器	2	バスケット型担架	6
簡易画像探索器	1	熱画像直視装置	2
投光器	2	携帯投光器	11
携帯拡声器	14	携帯無線機	6
応急処置用セット	1	緩降機	2
ロープ登降機	5	発電機	13

救急用資器材その他			
資器材名	数量	資器材名	数量
メインストレッチャー	3	スクープストレッチャー	3
バックボード（ロングボード）	3	頸椎固定救出用具（ショートボード）	2
患者監視装置	3	自動式心臓マッサージ器	3
半自動体外式除細動器	3	AED	2
成人用バックバルブマスク	3	小児用バックバルブマスク	3
人工呼吸器	3	吸引器	3
呼気終末二酸化炭素濃度測定器	3	携帯用血中酸素飽和度測定器	3
酸素ボンベ	9	血糖値測定器	3
デジタルカメラ	3	タブレット端末	1
心肺蘇生訓練用人形（成人）	18	心肺蘇生訓練用人形（乳児）	9
簡易型心肺蘇生訓練用キット	178	訓練用 AED	13

5　避難関係

資料－11　指定避難所・指定緊急避難場所一覧

（風水害対策編 P133、P171、震災対策編 P192、P194、P212）

指定避難所 （災害対策基本法第４９条の７）	被災者を滞在させるために必要となる適切な、設備及び規模を有する施設であって、被災者の当面の生活空間として使用する施設。
指定緊急避難場所 （災害対策基本法第４９条の４）	想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所。
収容避難所 （市が独自に定めたもの）	被災者を滞在させるために必要となる適切な、設備及び規模を有する施設であって、指定避難所の過密時など災害の状況に応じて使用する施設。指定避難所を含む。

指定避難所等一覧（震災時）

指定避難所	対象字名	指定緊急避難場所
八幡小学校 電話　９８１－３１３１ 防災無線　２０１	八幡今田、大谷、石不動※、垣内山、柿木垣内※、神原、河原崎、沓田、源氏垣外※、荒神塚、木樵谷、五反田、御馬所、三ノ甲、三本橋、科手、柴座、城ノ内、菖蒲池、千束、園内、高畑、高坊、旦所※、土井、西島※、西高坊、馬場、馬場山、平谷、平田、平ノ山、山路、山柴、山本、吉野、吉野垣内※ 橋本向山※	八幡小学校グラウンド 男山中学校グラウンド 市営駐車場 石清水八幡宮 馬場市民公園
くすのき小学校 電話　９８１－０１０８ 防災無線　２０２	男山金振、香呂、竹園 八幡柿ヶ谷、長谷※	くすのき小学校グラウンド 男山第二中学校グラウンド くすのき近隣公園
さくら小学校 電話　９８２－０６０８ 防災無線　２０３	男山泉、笹谷※、八望、美桜	さくら小学校グラウンド 男山第三中学校グラウンド さくら近隣公園 さつき近隣公園
男山第二中学校 電話　９８１－０１９１ 防災無線　２０９	男山石城、松里、弓岡、吉井 八幡月夜田※、長谷※、中ノ山、福禄谷※	男山第二中学校グラウンド 府立京都八幡高校 北キャンパスグラウンド 松花堂庭園
男山第三中学校 電話　９８２－８５５５ 防災無線　２１０	男山笹谷※、指月、長沢、雄徳 八幡石不動※	男山第三中学校グラウンド さつき近隣公園
橋本小学校 電話　９８２－０６０６ 防災無線　２０４	橋本地区 西山地区	橋本小学校グラウンド あらかし 近隣公園 足立寺史跡公園

指定避難所	対象字名	指定緊急避難場所
中央小学校 電話 982-3312 防災無線 207	八幡一ノ坪※、植松※、大芝、長田、女郎花、柿木垣内※、岸本、久保田※、小松、盛戸、三反長※、式部谷、軸、清水井、隅田口、月夜田※、西島※、東林、広門、舞台、松原、山下、吉原、渡ル瀬	中央小学校グラウンド 男山中学校グラウンド 府立京都八幡高校 北キャンパスグラウンド 松花堂庭園
市民協働活動センター・福祉会館・ふるさと学習館 （旧八幡東小学校） 電話 983-4450 （八幡市社会福祉協議会）	川口地区（高原を除く） 八幡春日部、源氏垣外※、北浦、小西、双栗、旦所※、苗田、中ノ町、名残、浜、番賀、東浦、東島、森、森垣内、柳畑、吉野垣内※	旧八幡東小学校グラウンド 男山中学校グラウンド まつむし公園
南山小学校 電話 983-2680 防災無線 205	八幡安居塚、一ノ坪※、植松※、久保田※、御幸谷、三反長※、砂田、水珀、月夜田※、備前、福禄谷※、南山、武蔵芝、山田	南山小学校グラウンド 府立京都八幡高校 北キャンパスグラウンド 学校法人常翔学園摂南大学枚方キャンパス
有都小学校 電話 981-3143 防災無線 206	岩田地区（大谷を除く） 内里地区（穴ケ谷、大谷、女谷、柿谷、河原、砂畠を除く） 上奈良地区 下奈良地区 上津屋地区 戸津地区（奥谷、谷ノ口を除く） 野尻地区	有都小学校グラウンド 男山東中学校グラウンド 府立八幡支援学校グラウンド 八幡市民スポーツ公園 有智郷市民公園 やわた流れ橋交流プラザ
美濃山小学校 電話 971-5117 防災無線 208	欽明台地区 美濃山地区 岩田大谷 内里穴ケ谷、大谷、女谷、柿谷、河原、砂畠 戸津奥谷、谷ノ口 八幡一ノ坪※	美濃山小学校グラウンド 男山東中学校グラウンド 府立八幡支援学校グラウンド きんめい近隣公園 学校法人常翔学園摂南大学枚方キャンパス
府立消防学校 南部訓練拠点 電話 631-8008	八幡一丁畑、源野、菰池、在応寺（宇治川以南）、沢、茶屋ノ前、針ノ木内、焼木、長町（宇治川以南）、樋ノ口 川口高原	府立消防学校グラウンド
京都市立 美豆小学校 電話 631-7161	八幡池ノ首、カイトリ、狐川、在応寺（宇治川以北）、長町（宇治川以北）、林ノ元、伏ノ木、溝落、八萩	京都市立美豆小学校 グラウンド

※字内で指定避難所が分かれていることを示す。

指定避難所・指定緊急避難場所一覧（洪水時）

避 難 施 設	対 象 字 名
くすのき小学校 電話　981-0108　防災無線　202	八幡植松、大芝、長田、女郎花、岸本、三反長、軸、清水井、月夜田※、東林、広門、松原、山下
さくら小学校 電話　982-0608　防災無線　203	下奈良地区 戸津地区（奥谷を除く） 上奈良地区 八幡園内、高畑
橋本小学校 電話　982-0606　防災無線　204	橋本奥ノ町、北ノ町、小金川、米ノ尾、尻江、堂ケ原、中ノ町、西山本、東山本、焼野 八幡春日部、北浦※、双栗、苗田、中ノ町、浜、東浦、東島、柳畑 八幡池ノ首、一丁畑、カイトリ、狐川、源野、菰池、在応寺、沢、茶屋ノ前、長町、林ノ元、針ノ木内、樋ノ口、伏ノ木、溝落、焼木、八萩 川口高原
南山小学校 電話　983-2680　防災無線　205	八幡久保田※、御幸谷、砂田、月夜田※、武蔵芝、山田 美濃山ヒル塚
男山第二中学校 電話　981-0191　防災無線　209	八幡今田、柿木垣内、神原、河原崎、沓田、源氏垣外※、五反田、御馬所、三ノ甲、三本橋、城ノ内、菖蒲池、西島、馬場、平谷、平田、山本 八幡一ノ坪、久保田※、小松、盛戸、舞台、吉原、渡ル瀬
男山第三中学校 電話　982-8555　防災無線　210	八幡大谷、垣内山、北浦※、源氏垣外※、科手、柴座、千束、高坊、旦所、土井、西高坊、山路、山柴、吉野 八幡小西、名残、番賀、森、森垣内、吉野垣内 川口地区（高原除く）
男山東中学校 電話　982-8880　防災無線　211	岩田地区（大谷を除く） 上津屋地区 野尻地区 内里地区（穴ケ谷、大谷、女谷、柿谷、河原を除く）

※字内で指定避難所及び指定緊急避難場所が分かれていることを示す。

指定避難所・指定緊急避難場所一覧（土砂災害時）

避 難 施 設	対 象 字 名 （各地区の土砂災害（特別）警戒区域を対象とする）
橋本公民館 電話　982-8572　防災無線　218	橋本北ノ町、栗ケ谷、興正、米ノ尾、狩尾、中ノ町、西山本、東浄土ケ原、東山本
男山公民館 電話　981-4204　防災無線　219	男山指月、美桜、雄徳 八幡中ノ山、福禄谷
志水公民館 電話　981-5880　防災無線　220	八幡石不動、大芝、神原、式部谷、清水井、馬場、平田
山柴公民館 電話　982-0004　防災無線　221	八幡今田、大谷、城ノ内、高坊、西高坊、平谷、山本
美濃山コミュニティセンター 電話　981-2312　防災無線　225	美濃山井ノ元、狐谷、ヒル塚、宮ノ背、御幸 戸津谷ノ口 内里柿谷

資料－12　収容避難所一覧　（風水害対策編 P133、P171、震災対策編 P192、P194、P212）

学区名	収容施設名	所在地	電話番号	利用施設の面積（㎡）			
				校舎等	体育館	武道場	運動場等
八幡小学校区	八幡小学校	八幡菖蒲池 12	981-3131	5,696	836		8,400
	八幡幼稚園	八幡今田 38	981-0180	962			1,915
	みその保育園	八幡園内 92-1	981-8101	1,137			800
	男山中学校	八幡柿木垣内 18	981-3135	7,400	999	430	15,478
	山柴公民館	八幡山柴 48･49	982-0004	555			
	志水公民館	八幡岸本 35-4	981-5880	569			
	市民協働活動センター（旧八幡東小学校）	八幡東浦 5	925-5748	5,342			7,098
	福祉会館（旧八幡東小学校）	八幡東浦 5	983-4450	(5,342)			(7,098)
	ふるさと学習館（旧八幡東小学校）	八幡東浦 5	972-2580	(5,342)			(7,098)
	川口ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	川口萩原 24-1	982-3344	470			
くすのき小学校区	くすのき小学校	男山金振 9	981-0108	5,991	798		8,405
	八幡第二幼稚園	男山金振 9	981-6950	1,084			535
	八幡第四幼稚園	男山松里 1	982-2447	1,209			1,039
	男山第二中学校	男山石城 3	981-0191	6,528	867	430	8,893
	府立京都八幡高校北ｷｬﾝﾊﾟｽ	男山吉井 7	981-3508	375	900	400	17,473
さくら小学校区	さくら小学校	男山美桜 17	982-0608	6,298	792		8,174
	八幡第三幼稚園	男山美桜 17	982-8566	1,155			1,482
	男山公民館	男山八望 3-4	981-4204	840			
	老人憩いの家「八寿園」	男山美桜 18	981-8131	897			
	男山第三中学校	男山笹谷 3	982-8555	6,882	852	430	14,612
	わかたけ保育園	男山笹谷 5-12	983-1313	1,356			800
橋本小学校区	橋本小学校	橋本中ノ池尻 15-1	982-0606	5,884	797		7,523
	橋本幼稚園	橋本中ノ池尻 15-1	982-0607	1,020			1,000
	橋本公民館	橋本堂ヶ原 36	982-8572	826			
	男山ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	八幡大谷 85-21	983-1611	321			15,254
中央小学校区	中央小学校	八幡小松 77	982-3312	5,187	802		10,710
	男山中学校	八幡柿木垣内 18	981-3135	7,400	999	430	15,478
	八幡人権・交流センター（南ヶ丘隣保館）	八幡軸 63	981-3127	1,271			
	南ヶ丘保育園	八幡小松 20-12	981-3125	1,353			1,150
	南ヶ丘第二保育園	八幡三反長 9	982-3330	1,600			960
南山小学校区	南山小学校	八幡南山 7	983-2680	4,406	882		5,447
	府立京都八幡高校北キャンパス	男山吉井 7	981-3508	375	900	400	17,473
有都小学校区	有都小学校	内里北ノ山 31	981-3143	4,005	645		8,416
	有都こども園	内里北ノ口 21-4	981-0873	875			400
	有都交流センター（都隣保館）	下奈良今里 17	982-2930	379			
	男山東中学校	内里砂畠 1-1	982-8880	4,545	980	371	12,688
	府立京都八幡高校南キャンパス	内里柿谷 16-1	982-5666	389	1,009		
	府立八幡支援学校	内里柿谷 16-1	982-7321				10,463
	八幡市民体育館	野尻正畑 12	981-6111	4,579			52,893
美濃山小学校区	美濃山小学校	欽明台西 70	971-5117	6,644	1,090		7,509
	美濃山ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	欽明台西 70	981-2312	614			
	男山東中学校	内里砂畠 1-1	982-8880	4,545	1,351		12,688
	府立京都八幡高校南キャンパス	内里柿谷 16-1	982-5666	389	1,009		
	府立八幡支援学校	内里柿谷 16-1	982-7321				10,463
長町・樋ノ口高原地区	府立消防学校南部訓練拠点	八幡樋ノ口 15-15	631-8008	1,447			
	京都市立美豆小学校	伏見区淀美豆町 1244	631-7161				

資料－13　福祉避難所一覧

（風水害対策編 P133、P171、震災対策編 P192、P194、P212）

収　容　施　設　名	所　　在　　地	電話番号
京都府立八幡支援学校	内里柿谷 16－1	982-7321
特別養護老人ホーム　京都八勝館	橋本塩釜 21	982-3883
特別養護老人ホーム　京都ひまわり園	八幡清水井 31	983-8111
特別養護老人ホーム　有智の郷	内里北ノ口 5-1	972-1000
介護老人保健施設　石清水	川口別所 66	972-2111
介護老人保健施設　梨の里	八幡柿木垣内 25-1	982-0125
石清水八幡宮　青少年文化体育研修センター	八幡高坊 30	983-3983
介護老人福祉施設八幡市デイサービスセンター　やまばと	男山金振 24-1	982-8000
NPO 法人　介護の家コスモス男山	男山笹谷 4-2　D19-106	983-2737
社会福祉法人　ディアレスト	八幡女郎花 30-1	971-1511
八幡市地域包括ケア複合施設 YMBT	男山石城 1-4	982-8002
社会福祉法人　朔日　A-BOC２４	男山笹谷 2	971-3811

資料－14　広域避難場所一覧　　（風水害対策編 P133、震災対策編 P192）

避難場所名	位　置	計画避難場所面積（㎡）	備　考
くすのき近隣公園	男山竹園 1-1	19,544	
さくら近隣公園	男山美桜 18	40,033	
さつき近隣公園	男山笹谷 1	20,464	
あらかし近隣公園	橋本意足 18-1	16,247	
きんめい近隣公園	欽明台北 2-1	15,674	
足立寺史跡公園	西山和気 1-5	7,074	
八幡市民スポーツ公園	野尻正畑 12	56,638	
男山中学校	八幡柿木垣内 18	27,567	
男山第二中学校	男山石城 3	24,604	
男山第三中学校	男山笹谷 3	29,696	
男山東中学校	内里砂畠 1-1	24,015	
府立京都八幡高校北キャンパス	男山吉井 7		
府立京都八幡高校南キャンパス	内里柿谷 16-1		
府立消防学校南部訓練拠点	八幡樋ノ口 15-15		
京都市立美豆小学校	伏見区淀美豆町 1244		

資料－15　ヘリコプター場外離着陸場候補地　　（災害対策共通編 P28、P73）

No.	名　　称	所　在　地	面積㎡	備　考
1	(旧)八幡第四小学校グラウンド	男山松里 1	9,231	B・緊急
2	(旧)八幡第五小学校グラウンド	男山笹谷 2	8,222	B・緊急
3	くすのき近隣公園	男山竹園 1-1	19,544	B・緊急
4	さつき近隣公園	男山笹谷 1	20,464	B・緊急
5	八幡市民スポーツ公園	野尻正畑 12	56,638	B・緊急
6	川口市民公園	川口浜地先	26,116	A・緊急
7	八幡市役所 本庁舎屋上	八幡園内 75	683	B・緊急・Dr
8	有都小学校グラウンド	内里北ノ山 31	8,416	B・緊急・Dr
9	美濃山小学校グラウンド	欽明台西 70	7,509	B・緊急・Dr
10	男山中学校グラウンド	八幡柿木垣内 18	15,478	B・緊急・Dr
11	男山第三中学校グラウンド	男山笹谷 3	14,612	B・緊急・Dr
12	かわきた自然運動公園	八幡林ノ元 12 地先	31,629	A・緊急・Dr

備考欄、A、B、Cの分類

	昼　間　使　用	夜　間　使　用
A（大型機）	進入角度 8 度・450m	進入角度 6 度・450m
	着地点　15m×15m	着地点　15m×15m
	着陸帯　45m×45m	着陸帯　45m×45m
B（中型機）	進入角度 14 度・450m	進入角度 8 度・450m
	着地点　　6m×6m	着地点　　6m×6m
	着陸帯　30m×30m	着陸帯　36m×36m
C（小型機）	進入角度 15 度・450m	進入角度 10 度・450m
	着地点　　5m×5m	着地点　　5m×5m
	着陸帯　20m×20m	着陸帯　30m×30m

※Dr＝ドクターヘリのランデブーポイント

6　病院・施設関係

資料－16　市内医療機関一覧　　（災害対策共通編 P24）

No.	地　区	名　　称	住　　所	電話番号
1	八　幡	西村歯科医院	八幡長谷 56-1	983-0888
2	〃	みよし内科・消化器科医院	八幡柿ヶ谷 11-2	981-6860
3	〃	いばら木整形外科医院	八幡三本橋 1-10	983-5656
4	〃	にのゆ耳鼻咽喉科医院	八幡三本橋 18-181	981-8878
5	〃	野木歯科医院	八幡三本橋 35-1 第 1 千寿ﾋﾞﾙ 1F	971-1919
6	〃	宮本歯科医院	八幡三本橋 1-5	981-0054
7	〃	コマツ歯科医院	八幡三本橋 60-5	874-2263
8	〃	永野歯科クリニック	八幡源氏垣外 1-4	983-5477
9	〃	竹村歯科医院	八幡高畑 10-2	982-0641
10	〃	山上歯科医院	八幡神原 30	981-5667
11	〃	すがぬま医院	八幡五反田 37-9 五反田中央ビル 104	201-7204
12	〃	八幡中央病院	八幡五反田 39-1	983-0119
13	〃	山本あつこクリニック	八幡土井 39-2	981-0581
14	〃	中村診療所	八幡山柴 17	981-0510
15	〃	中村歯科診療所	八幡山柴 17	983-4649
16	〃	下野医院	八幡平谷 27	981-0030
17	〃	下野眼科医院	八幡旦所 8-1	981-1982
18	〃	京谷歯科医院	八幡吉野垣内 21-5　トキビル 2F	983-7898
19	〃	となみクリニック	八幡樋ノ口 3-5	633-5565
20	〃	すぎたに内科クリニック	八幡中ノ山 197-1　アネックス香楽園 101	971-7878
21	橋　本	大森医院	橋本栗ヶ谷 26-155	971-0033
22	〃	工藤内科クリニック	橋本東原 59-8	982-0151
23	〃	島岡歯科医院	橋本塩釜 1-7	982-0130
24	〃	石橋歯科医院	橋本向山 1-5	983-2668
25	〃	宮谷眼科医院	橋本向山 1-6	983-6324
26	〃	山下医院	橋本向山 2-3	982-2310
27	川　口	京都八幡病院	川口別所 61	971-2001
28	〃	あだち眼科	川口小西 9-7	972-2220
29	男山吉井	さんま歯科・矯正歯科	男山吉井 3-11-201	981-8189
30	男山長沢	辻歯科医院	男山長沢 7-1	983-6260
31	〃	入江医院	男山長沢 8-1	983-1718
32	〃	大塚産婦人科医院	男山長沢 18-9	982-1866
33	〃	やすだ歯科医院	男山長沢 18-18	983-2800
34	〃	しげまつ耳鼻咽喉科医院	男山長沢 23-12	981-8733
35	男山泉	市岡整形外科クリニック	男山泉 1-2	874-7617
36	〃	おさむら産婦人科	男山泉 14-5	982-3333

No.	地　区	名　　称	住　　所	電話番号
37	〃	あさか内科医院	男山泉 14-8-101	468-3712
38	〃	朝井歯科医院	男山泉 18-6	981-3535
39	〃	男山病院	男山泉 19	983-0001
40	〃	小川医院	男山泉 2-1	963-5790
41	男山石城	むらたファミリークリニック	男山石城 8-19	925-6030
42	男山八望	前川歯科医院	男山八望 3-1 B52	982-0648
43	男山金振	松田内科医院	男山金振 8-1	981-8111
44	〃	小糸医院	男山金振 20-20	983-5110
45	〃	もりおか耳鼻咽喉科医院	男山金振 1-32　RB ﾋﾞﾙ 101	972-5733
46	男山竹園	みぎはし医院	男山竹園 2-1	981-0282
47	男山松里	やまもとファミリー歯科医院	男山松里 13-1	983-8241
48	西山和気	松本歯科医院	西山和気 13-12	971-1050
49	上奈良	奥野歯科医院	上奈良北ノ口 4-7	981-1051
50	内里	長村内科医院	内里内 54	981-1023
51	〃	かみむら歯科医院	内里南ノ口 32-1	982-2227
52	欽明台	やすだこどもクリニック	欽明台西 15-6	971-1102
53	〃	あゆみ歯科クリニック松井山手	欽明台西 31-8	981-6874
54	〃	川上内科	欽明台西 20-6	874-7538
55	〃	たまがきあやこキッズクリニック	欽明台中央 1-5	205-1646
56	〃	いしの歯科クリニック	欽明台中央 2-2 ジョイコート家七 A103	972-3048
57	〃	なかじま整形外科・リウマチクリニック	欽明台中央 55-3	971-0012
58	〃	かたやまクリニック	欽明台中央 55-6	982-8181
59	〃	いとう歯科 ITO　DENTAL　CLINIC	欽明台中央 20-11	982-6480
60	〃	コストコ京都八幡倉庫店クリニック	欽明台北 5	972-1139
61	〃	みのやま病院	欽明台北 4-2	983-1201
62	〃	ふじさわ皮膚科クリニック	欽明台北 4-1　欽明台クリニックプラザ 10	972-2860
63	美濃山	こうの歯科クリニック	美濃山宮道 25-16	982-3200
64	〃	くわばら歯科医院	美濃山一ノ谷 8-1	972-3666

資料－17　浸水想定区域要配慮者利用施設名簿　　（風水害対策編 P134）

施設名称	所在地	電話番号
医聖会八幡中央病院	八幡市八幡五反田 39-1	983-0119
医聖会京都八幡病院	八幡市川口別所 61	971-2001
医聖会介護老人保健施設 石清水	八幡市川口別所 66	972-2111
特別養護老人ホーム有智の郷 (ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ・老人介護支援ｾﾝﾀｰ併設)	八幡市内里北ノ口 5-1	972-1000
老人デイサービス「サンてらす」	八幡市八幡科手 30-4	983-5030
老人デイサービス「りんく八幡」	八幡市八幡月夜田 7-1	983-1464
障害福祉サービス　あしたばの家	八幡市上津屋浜垣内 121	971-2350
障害福祉サービス　！―factory kozuya	八幡市上津屋南村 7	983-8966
障害福祉サービス　きろろん	八幡市八幡小松 75	982-5136
障害福祉サービス　ディアレスト	八幡市八幡城ノ内 26	981-7974
障害福祉サービス　らいふスペースれい	八幡市八幡千束 18-2	981-2271
介護老人保健施設　梨の里	八幡市八幡柿木垣内 25-1	982-0125
スマイルゲートファミレ八幡	八幡市八幡源氏垣外 1-4	963-6860
放課後デイサービス　うぉーむスペースれい	八幡市八幡吉野垣内25-4	874-6759
八幡市地域生活支援拠点I-BOC24	八幡市八幡土井53-3	972-2027
市立南ヶ丘保育園	八幡市八幡小松 20-12	981-3125
市立有都こども園	八幡市内里北ノ口 21-4	981-0873
市立みその保育園	八幡市八幡園内 92-1	981-8101
市立南ヶ丘第二保育園	八幡市八幡三反長 9	982-3330
私立くすのき保育園	八幡市八幡吉野垣内 3-1	983-1200
市立八幡幼稚園	八幡市八幡今田 38	981-0180
市立八幡小学校	八幡市八幡菖蒲池12	981-3131
市立中央小学校	八幡市八幡小松77	982-3312
市立有都小学校	八幡市内里北ノ山31	981-3143
市立男山中学校	八幡市八幡柿木垣内18	981-3135
まあぶるDECO	八幡市八幡三本橋60-11 八幡センタービル201号室	925-5922
八幡市社会福祉協議会	八幡市八幡東浦5	983-4450
パームステップ	八幡市八幡吉野垣内23	982-6527
住宅型有料老人ホーム　リベラメンテ京都南	八幡市八幡月夜田79-3	972-6111
サービス付き高齢者向け住宅　テレザートさくら	八幡市八幡月夜田3-1	201-0160
私立八幡保育園	八幡市八幡清水井75	981-7491
八幡市重症心身障がい児・者　地域生活支援拠点　はなみずき	八幡市八幡女郎花 30-1	971-6010
日中一時支援事業　まいぺーす	八幡市八幡御幸谷 48-15	981-5380
看護多機能施設すみれ	八幡市八幡馬場 38	972-6122
吉秀みぎわ保育園	八幡市下奈良新下 6-3	971-3331
放課後等デイサービス　ピーナッツ	八幡市八幡吉野垣内 21-5 トキビル 2F	972-2550
グループホームRASIEL　石清水	八幡八幡神原 86	981-3280
学び舎りぐ	八幡長町 11-5	983-1569

施設名称	所在地	電話番号
フープファーム	八幡市神原 67	080-4647-3753
学び舎りぐ　清水井舎	八幡市清水井 220-7	279-2566

資料－18　土砂災害警戒区域等要配慮者利用施設名簿　　（風水害対策編 P135）

施設名称	所在地	電話番号
私立西遊寺保育園	八幡市橋本中ノ町 45	981-4837
看護多機能施設すみれ	八幡市八幡馬場 38	972-6122
府立京都八幡高校南キャンパス	八幡市内里柿谷 16-1	982-5666

7　その他

資料－19　地域別高齢者人口と高齢化率・要介護認定者数・独居老人数・高齢者世帯数
（災害対策共通編 P12）

（令和 5 年 8 月末現在）

地区名	人口（人）	65 歳以上人口(人)	高齢化率（%）	75 歳以上人口（人）	要介護認定者数（人）	高齢単身数(世帯)	高齢世帯数(世帯)
八幡地区	21,610	7,149	33.08	3,860	1,645	2,239	3,801
橋本地区	10,248	3,200	31.23	1,672	612	785	1,610
西山地区	1,790	815	45.53	517	178	195	427
川口地区	2,599	980	37.71	557	173	200	456
岩田地区	524	228	43.51	126	42	45	93
野尻地区・上津屋地区	558	212	37.99	130	52	47	94
上奈良地区・下奈良地区	903	253	28.02	154	64	78	127
内里地区	868	335	38.59	197	84	78	148
戸津地区	609	233	38.26	132	64	45	104
美濃山地区	4,366	1,052	24.10	553	202	233	496
男山地区	19,965	6,801	34.06	3,906	1,331	2,387	3,891
欽明台地区	5,246	755	14.39	321	93	121	331
総合計	69,286	22,013	31.77	12,125	4,540	6,453	11,578

資料－20　観光地点別入込客数及び観光消費額　　（災害対策共通編 P42）

観光地点名（調査地名）	入込客数（人）						宿泊を除く観光消費額(A)（千円）	
	令和３年	令和４年	府内客		府外客			
			令和３年	令和４年	令和３年	令和４年	令和３年	令和４年
流れ橋（上津屋橋）	91,700	82,630	36,680	33,052	55,020	49,578	-	-
淀川河川公園背割堤地区	356,541	323,669	142,616	129,468	213,925	194,201	-	-
さくらであい館	27,534	54,118	11,014	21,647	16,520	32,471	-	-
石清水八幡宮	846,000	876,000	406,080	420,000	439,920	456,000	146,166	160,130
松花堂庭園・美術館	18,298	21,227	7,319	8,491	10,979	12,736	47,891	61,464
こども動物園	43,738	61,506	39,364	55,355	4,374	6,151	13	33
四季彩館	88,022	89,277	26,407	26,783	61,615	62,494	126,144	122,823
男山レクリェーションセンター	25,028	34,534	13,765	18,994	11,263	15,540	7,231	9,017
八幡市民スポーツ公園	56,048	58,992	50,443	53,093	5,605	5,899	17,945	20,248
八幡市文化センター	56,734	65,950	44,871	51,270	11,863	14,680	22,084	25,441
観光農園	51,818	56,398	17,346	20,891	34,472	35,507	98,698	104,640
その他社寺	15,511	19,042	9,112	12,694	6,399	6,348	2,803	3,560
背割堤さくらまつり	－	143,119	－	57,248	－	85,871	－	21,147
やわた太鼓まつり	－	－	－	－	－	－		
その他イベント	4,299	2,216	2,426	886	1,873	1,330	2,000	3,621
合　　計	1,681,271	1,888,678	807,443	909,872	873,828	978,806	470,975	532,124

資料－21　宿泊客数及び宿泊に関する消費額　　（災害対策共通編 P42）

施設区分	宿泊客数（人）		宿泊消費額(B)（千円）	
	令和３年	令和４年	令和３年	令和４年
旅館	189	253	800	1,129
ホテル				
民宿				
公的施設	316	1,748	846	3,630
その他	545	35	4,530	490
合計	1,050	2,036	6,176	5,249

観光消費額合計（A＋B）（千円）	
令和３年	令和４年
477,151	537,373

資料－22　宿泊施設　　（災害対策共通編 P42）

整理番号	施設名	郵便番号	所在	連絡先	備考
1	うれしの旅館	614-8005	八幡市八幡高坊 10-7（京阪石清水八幡宮駅前）	（075）981-2011	
2	石清水八幡宮青少年文化体育研修センター清峯殿	614-8588	八幡市八幡高坊 30（男山山上）	（075）983-3983	京阪石清水八幡宮参道ケーブル 始発 8：10 終電 18：15
3	男山レクリエーションセンター	614-8006	八幡市八幡大谷 85-21　（男山山上）	（075）983-1611	
4	やわた流れ橋交流プラザ四季彩館	614-8173	八幡市上津屋里垣内 56-1	（075）983-0129	
5	多津美旅館	614-8341	八幡市橋本中ノ町 15	（075）981-0166	
6	旅館　橋本の香	614-8342	八幡市橋本小金川 2	090-8375-8761	

※いずれも事前予約が必要

資料－23　八幡市内の介護保険事業者一覧表　　（災害対策共通編 P42）

番号	サービス事業者名	住　　所	電 話 番 号
1	ほっとあんしんネット梨の里	八幡柿木垣内 25 番地 1	982-0125
2	ほっとあんしんネットやまばと	男山金振 24 番地 1	982-8000
3	ほっとあんしんネット美杉会	男山泉 19 番地	971-3576
4	ほっとあんしんネット有智の郷	内里北ノ口 5 番地の 1	972-1000
5	（医）介護老人保健施設　石清水	川口別所 66 番地	972-2111
6	（医）介護老人保健施設　梨の里	八幡柿木垣外内 25 番地 1	982-0125
7	（福）有智の郷	内里北ノ口 5 番地の 1	972-1000
8	（福）京都八勝館	橋本塩釜 21 番地	982-3883
9	（福）京都ひまわり園	八幡清水井 31 番地	983-8111
10	（株）サンてらす	八幡科手 30 番 4	983-5030
11	（福）八幡市デイサービスセンターやまばと	男山金振 24 番地 1	982-8000
12	あさがお	八幡千束 13 番地	983-2114
13	ツクイ京都男山	男山八望 3 番地 1　B47-105	971-5935
14	（福）八幡市社会福祉協議会	八幡東浦 5 番地	983-1504
15	デイサービスセンターくつろぎ	男山吉井 27 番地 12	983-9269
16	（社医）男山病院居宅介護支援事業所	男山泉 19 番地	972-0162
17	（医）昭洋会	八幡山柴 17 番地	972-3335
18	ケアプランセンターいずみ	男山泉 2 番地 2	950-5322
19	わびすけ	八幡山田 24 番地 6　コーポ西村 1－A 号室	925-8637
20	スローハンドケア八幡	八幡科手 29 番地 10	874-7097
21	ニチイケアセンター京都八幡	八幡土井 29 番地　第 3 オクセビル 1F	971-7407

番号	サービス事業者名	住　　所	電 話 番 号
22	（医）ヘルパーステーションさくら	八幡月夜田 39 番地 1 第 2 清水ハウス 102 号室	925-7600
23	美杉会ホームヘルパーステーション男山	男山泉 19 番地	972-2671
24	訪問介護リベル京都南	八幡月夜田 79 番地の 3　ホスピス対応型住宅リベル京都南内 111、112 号室	972-6112
25	そうごうケアステーション南京都	八幡源氏垣外 35-7　レイワ―アールズ 101 号室	874-7514
26	（医）中村診療所	八幡山柴 17 番地	981-0510
27	大森医院	橋本栗ヶ谷 26 番地の 155	971-0033
28	訪問看護ステーションさくら	八幡馬場 38 番地	963-5793
29	こはるびより訪問看護ステーション	男山松里 12 番 29 号	874-1737
30	訪問看護ステーションいちご	内里北ノ口 2 番地	925-5622
31	美杉会訪問看護ステーション男山	男山泉 19 番地	972-2661
32	訪問看護リベル京都南	八幡三本橋 1 番地の 7　八幡三本橋貸家 3 号室	925-5793
33	訪問看護ステーション樹	八幡山田 31 番地 3	983-5511
34	訪問看護ステーションまいると	男山松里 7 番地 22	950-0932
35	（医）山下医院	橋本向山 2 番地の 3	982-2310
36	（医）八幡中央病院	八幡五反田 39 番地の 1	983-0119
37	デイサービスりんく八幡	八幡月夜田 7 番地の 1　グランフェルティ―くずはサンクコート 1F	983-1464
38	（医）デイサービスすずらん	八幡馬場 38 番地	972-6123
39	パームステップ	八幡吉野垣内 23 番地	982-6527
40	男山病院デイケアセンター	男山泉 19 番地	982-6020
41	みのやま病院デイケアセンター	欽明台北 4 番地の 2	874-5346
42	（公社）八幡市シルバー人材センター	八幡御馬所 18 番地	983-0822
43	（福）八寿園デイサービス	男山美桜 18 番地	983-2810

番号	サービス事業者名	住　　所	電 話 番 号
44	（福）八幡市地域包括ケア複合施設ＹＭＢＴ	男山石城１番地４	982-8002
45	小規模多機能居宅介護ぽんぽこ	男山指月 15 番地９	983-7765
46	小規模多機能型居宅介護コスモス男山	男山笹谷４番地２　D19-106	983-2737
47	（医）看護多機能施設すみれ	八幡馬場 38 番地	972-6122
48	（福）グループホーム京都ひまわり園	八幡清水井 20 番地	983-8841
49	（医）洛和グループホーム八幡橋本	橋本東原 65 番地４	971-6282
50	（医）グループホームふくろくの郷	八幡福禄谷 166 番地１	972-0114

資料：「八幡市サービス事業所マップ」

資料－24　被害程度の認定規準　　（災害対策共通編 P54、P70）

分類	用語		被害程度認定規準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
	準半壊		住家の損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
	一部損壊		全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		全壊及び半壊には該当しないが、住家の床より上に浸水したもの又は、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		浸水が住家の床上以上に達しない程度のもの。
非住家被害	非住家被害		住家以外の建物で、全壊又は半壊の被害を受けたもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
その他の被害	田	流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑	流失・埋没	田に準ずる。
		冠水	
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
	港湾		湾岸法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、けい留施設、港湾の利用及び管理上必要な臨港交通施設。
	砂防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。

分類	用　　語	被　害　程　度　認　定　規　準
	崖　く　ず　れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。

分類	用　　語		被　害　程　度　認　定　規　準
その他の被害	地　す　べ　り		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	土　　石　　流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったもの。
	林　地　崩　壊		森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 1 項に規定する土地の崩壊とし、山腹崩壊箇所数及び荒廃渓流数の合計数とする。
	清　掃　施　設		ごみ処理及びし尿処理施設。
	鉄　道　不　通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
	被　害　船　舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水　　道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
	電　　話		災害により通話不能となった電話の回線数。
	電　　気		災害により停電した個数のうち最も多く停電した時点における戸数。
	ガ　　ス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
り災世帯等	り　災　世　帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
	り　災　者　数		被災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	そ　の　他　の　公　共　施　設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	その他	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
		林　産　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
		畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
		水　産　被　害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
		商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料－25　救助の方法、程度、期間等早見表　　（災害対策共通編 P71）

「災害救助法における救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」

令和３年６月 18 日現在

救助の種類	対　象	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 １人　１日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○　建設型応急住宅 1　規模　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2　基本額　１戸当たり 5,714,000 円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間　２年以内
		○　賃貸型応急住宅 1　規模　建設型応急住宅に準じる 2　基本額　地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人　１日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th colspan="8">費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により､生活上必要な被服､寝具､その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="8">1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td colspan="2">6人以上1人増すごとに加算</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td colspan="2">7,900</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td colspan="2">11,400</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td colspan="2">2,600</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td colspan="2">3,600</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>医　療</td><td>医療の途を失った者(応急的処置)</td><td colspan="8">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td colspan="8">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産婦による場合は､慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者
2　生死不明な状態にある者</td><td colspan="8">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
3　災害のため住家が半壊に準じる程度の損害を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者</td><td colspan="8">居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
1世帯当り

①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
595,000円以内
②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
300,000円以内</td><td>災害発生の日から3ヵ月以内
(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヵ月)</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　　間	備　　考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　4,500円 中学生生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態であり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り　3,500円以内 ［一時保存］ 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り　5,400円以内 ［検案］ 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上賃 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 二　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料－26　災害情報の広報内容　　（災害対策共通編 P59）

	災害時に広報する内容	
災害発生直後	【1. 混乱縮小のための情報】 (1)状況判断用の情報 ①災害の規模、範囲、内容 ②概括的な被害状況 ・ライフライン情報 ・道路情報（通行止め、交通規制等） ・交通機関情報（運休、運行情報） (2)救護活動状況の情報 ①救援活動情報 ②人命救助の協力呼びかけ ③全国からの救援の状況 (3)2 次災害防止情報 ①出火防止情報（ガス、電気等） (4)一般的な避難情報 ①避難場所の情報（全市的情報） ②避難時の注意 （一般的避難経路、携帯品、危険区域情報） ③避難時の車の使用制限 (5)行政の対応状況 ①応急対策実施状況 ②市長からのメッセージ (6)その他の情報 ①遺体安置情報	【2. 生存関連情報】 (1)医療情報 ①医療機関の受入れ情報 ②臨時開設された医療施設情報 ③専門治療（透析等）医療機関情報 (2)水、食糧の物資情報 ①水の拠点配給場所 ②物資等の配給状況 ③救援物資の受入れ情報
避難所開設以降	【3. 生活関連情報】 (1)ライフライン情報 ①ライフライン復旧情報 (2)交通、道路情報 ①公共交通機関の復旧情報 ②道路情報（通行止め、交通規制等） ③代替交通機関の情報 (3)生活の基礎情報 ①店、風呂情報 ②避難所、地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 (4)教育関連情報 ①学校の休校、再開情報 (5)医療情報 (6)各種相談窓口の情報 (7)その他情報	【4. 行政施策情報】 (1)住宅関連情報 (2)り災証明、義援金関連情報 (3)倒壊家屋、ガレキ処理関連情報 (4)各種貸付、融資制度関連情報 (5)都市計画関連情報 (6)各種式典関連情報 (7)経済活動支援関連情報 (8)見舞金、弔慰金等の支給関連情報 (9)各種減免、軽減、延期措置情報 (10)その他災害対策関連情報 (11)復興関連情報 (12)2 次災害防止啓発関連情報 (13)その他の行政情報
その他	【5. 被災地からの情報発信】 （不特定多数へ発信） ①被災地の現状を広く発信（ボランティア、救援物資、義援金等の募集に反映）	【6. 安否情報等】 （安否問合せ者等の特定の対象者へ、安否調査の結果を報告する等）

資料－27　緊急警報放送の放送要請　　（災害対策共通編 P60）

番　　号
年　月　日

京都府知事　　様

八幡市長　　印

緊急放送の放送要請について

災害対策基本法第 57 条の規定により、次のとおり放送を要請します。

1　放送を求める理由
(1)　避難指示のため
(2)　各種予報警報等の通知のため
(3)　その他（　　）

2　放送内容

3　希望する放送日時
(1)　即　　時
(2)　　日　　時　　分

4　被害等の状況（被害状況、日時、場所等）

5　その他

発 信 者　職 名
氏 名
連絡先

資料－28　八幡市の文化財一覧　　**（災害対策共通編 P91）**

国　　宝

種別	名　　称	員　数	時　代	指定年月日	所有者又は管理者	所　在　地
建造物 （1件）	石清水八幡宮本社 本　　殿	1棟	寛永11年 (1634)	平28.2.9	石清水八幡宮	八幡高坊
	摂社式内社本殿	1棟				
	瑞　　籬	1棟				
	幣殿及び舞殿	1棟				
	楼　　門	1棟		※本殿・幣殿及び舞殿・楼門・東門・西門・廻廊は明治30年12月28日、摂社武内社・瑞籬は昭和42年6月15日に重要文化財指定後、上記指定年月日で国宝指定		
	東　　門	1棟				
	西　　門	1棟				
	廻　　廊	3棟				

重　要　文　化　財

種別	名　　称	員　数	時　代	指定年月日	所有者又は管理者	所　在　地
建造物 （4件）	石清水八幡宮 摂社 若宮社本殿	1棟	江戸前期	平20.12.2	石清水八幡宮	八幡高坊
	摂社 若宮殿社本殿	1棟				
	摂社 水若宮社本殿	1棟				
	摂社 住吉社本殿	1棟				
	東総門	1棟				
	西総門	1棟				
	北総門	1棟				
	摂社 狩尾社本殿	1棟	慶長6年 (1601)			橋本狩尾
	石清水八幡宮 五輪塔	1基	鎌倉後期	昭32. 2.19	石清水八幡宮	八幡高坊
	伊佐家住宅 主　　屋	1棟	享保19年 (1734)	昭50. 6.23	個　　人	上津屋浜垣内
	長　　蔵	1棟	明治20年 (1887)	昭55.12.18		
	内　　蔵	1棟	延享3年 (1746)			
	東　　蔵	1棟	延享3年頃 (1746頃)			
	乾　　蔵	1棟	弘化4年 (1847)			
	正法寺 本　　堂	1棟	寛永7年 (1630)	昭59. 5.21	正　法　寺	八幡清水井
	大方丈	1棟				
	唐　　門	1棟				
絵画 （2件）	絹本著色如来像	1幅	高　麗	昭52. 6.11	正　法　寺	八幡清水井
	絹本著色石清水曼荼羅図	1幅	鎌　倉	昭34.12.18	正　法　寺 (京都国立博物館寄託)	京都市東山区

種別	名称	員数	時代	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
彫刻 (像内納入品含む) (10件)	木造達磨大師坐像 (達磨堂安置)	1躯	室町	昭2. 4.25	圓福寺	八幡福禄谷
	木造阿弥陀如来立像	1躯	鎌倉	昭10. 4.30	寿徳院 (京都国立博物館寄託)	京都市東山区
	紙本墨書筑前国守庁宣写 (建治元年十月廿六日)	1通	建治元年 (1275)			
	紙本墨書仮名消息、詠草、夢記	13通				
	木造阿弥陀如来坐像	1躯	鎌倉	大6. 4. 5	正法寺	八幡清水井
	木造元三大師坐像 (大師堂安置)	1躯		大7. 9.12	正法寺 (京都国立博物館寄託)	京都市東山区
	木造行教律師坐像 (開山堂安置)	1躯	平安	大12. 8. 4	神應寺	八幡西高坊
	木造釈迦如来坐像	1躯	正平16年 (1361)	昭10. 4.30	法園寺	八幡源氏垣外
	消息料紙墨書法華経	8巻	鎌倉～南北朝	昭10. 4.30	法園寺 (京都国立博物館寄託)	京都市東山区
	紙本墨書法華経 行清筆	8巻				
	紙本墨書梵網経 上下	2巻				
	紙本墨書文永四年行清奉納目録並ニ再興文書	8通				
	木造薬師如来立像	1躯	平安	昭34. 8. 2	薬薗寺	八幡森垣内
	木造童形神坐像	4躯	平安～鎌倉	平18. 6. 9	石清水八幡宮	八幡高坊
工芸品 (1件)	石燈籠	1基	永仁3年 (1295)	昭37. 2. 2	石清水八幡宮	八幡高坊
書跡 典籍 (4件)	類聚国史 巻第1、第5	2巻	嘉禄3年 (1227)	昭38. 7. 1	石清水八幡宮	八幡高坊
	石清水八幡宮 護国寺略記	1巻	寛喜4年 (1232)	平12. 6.27		
	大方等大集経 自巻第一至第八	8巻	天平12年 (740)	昭54. 6. 6	正法寺 (京都国立博物館寄託)	京都市東山区
	大般若経	577帖	奈良	昭11. 5. 6	圓福寺	八幡福禄谷
古文書 (2件)	石清水八幡宮文書	810巻 368冊 21帖 897通 5幅 10鋪 11顆	平安～江戸	昭36. 2.27	石清水八幡宮	八幡高坊
	石清水八幡宮 田中宗清願文	2巻	貞永元年 (1232) 天福元年 (1233)	平11. 6. 7		

国指定史跡名勝天然記念物

種別	名称	指定面積	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
史跡（3件）	松花堂および その跡	1,557.82㎡	昭32. 7. 1	石清水八幡宮 八幡市	八幡高坊 八幡女郎花
	石清水八幡宮境内	245,499.85㎡	平24. 1.24	石清水八幡宮他	八幡高坊、 平ノ山、大芝
	綴喜古墳群 （八幡西車塚古墳）	5,464.85㎡	令4.11.10	八幡市他	八幡大芝
名勝（1件）	松花堂及び書院庭園	4,203.7㎡	平26.10.6	八幡市	八幡女郎花

国登録有形文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
建造物（3件）	中村家住宅 大歌堂	1棟	大正6年頃 (1917頃) 【※大正後期増築】	平24. 8.13	個人	八幡山柴
	中村家住宅 上の蔵	1棟	大正6年 (1917)			
	中村家住宅 表門	1棟	昭和前期			

府指定有形文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
建造物（5件）	正法寺 小方丈	1棟	江戸前期	昭58. 4.15	正法寺	八幡清水井
	書院	1棟	宝永4年 (1707)			
	鐘楼	1棟	元和7年 (1621)			
	松花堂	1棟	寛永14年 (1637)	昭59. 4.14	八幡市	八幡女郎花
	善法律寺 本堂	1棟	江戸前期	平16.3.19	善法律寺	八幡馬場
	表門	1棟	宝暦9年 (1759)			
	御園神社 本殿	1棟	元禄14年 (1701)	平19. 3.16	御園神社	上奈良御園
	石清水八幡宮 摂社 石清水社本殿	1棟	江戸前期	平21.3.24	石清水八幡宮	八幡高坊
	摂社 石清水社神水舎	1棟	・石造部分 寛永15年 (1638) ・木造部分 文化12年 (1815)			
	摂社 石清水社鳥居	1基	寛永13年 (1636)			
	校倉（宝蔵）	1棟	江戸中期			

種別	名称	員数	時代	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
彫刻（3件）	木造神像 男神像（5躯→）1躯 女神像 2躯 僧形神像 1躯	(8躯→)4躯	平安～室町	(　)内男神像5躯のうち4躯「童形神坐像」H18.6.9重要文化財指定により府指定解除		
				平10. 3.13	石清水八幡宮	八幡高坊
	木造阿弥陀如来立像	1躯	文暦2年(1235)	平23. 3.25	宝寿院（山城郷土資料館寄託）	木津川市山城町
	木造阿弥陀如来立像	1躯	弘安8年(1285)	平30. 3.23	正法寺	八幡清水井
工芸品（2件）	鰐口	1口	元弘2年(1332)	昭60. 5.15	神應寺	八幡西高坊
	雲版	1面	永徳2年(1382)	昭61. 4.15	本妙寺	八幡城ノ内
書籍・典籍（1件）	紺紙金字無量寿経	2巻	平安	平19. 3.16	正法寺（山城郷土資料館寄託）	木津川市山城町
	紺紙金字観無量寿経	1巻				
	紺紙金字阿弥陀経	1巻				
古文書（2件）	正法寺文書	9,383点	鎌倉～明治	平4. 4.14	正法寺（山城郷土資料館寄託）	木津川市山城町
	林家文書	1,467点	南北朝～明治	平23. 3.25	個人（山城郷土資料館寄託）	木津川市山城町
考古資料（1件）	石清水八幡宮境内出土品	12個	江戸時代	平30. 3.23	石清水八幡宮	八幡東浦

京都府指定史跡名勝天然記念物

種別	名称	指定面積	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
史跡	狐谷横穴群	1,634㎡	昭58. 4.15	京都府	美濃山狐谷
名勝	正法寺庭園	744㎡ 374㎡	平元. 4.14	正法寺	八幡清水井 八幡式部谷
天然記念物	石清水八幡宮御文庫のクスノキ及び神楽殿のクスノキ	244㎡	昭61. 4.15	石清水八幡宮	八幡高坊

京都府登録有形文化財

種別	名称	員数	時代	指定年月日	所有者又は管理者	所在地
建造物（2件）	内神社本殿	1棟	江戸中期	昭58. 4.15	内神社	内里内
	松花堂書院	1棟	慶長～江戸初期 ※明治31年移築	昭59. 4.14	八幡市	八幡女郎花
	玄関	1棟				

京都府登録無形民俗文化財

名称	登録年月日	保護団体	所在地
御園神社のずいき御輿・天狗・獅子	平19. 3.16	上奈良区	上奈良御園

京都府文化財環境保全地区

名称	決定年月日	所有者又は管理者	所在地
内神社文化財環境保全地区	昭58. 4.15	内神社	内里内
正法寺文化財環境保全地区	平2. 4.17	正法寺	八幡清水井、式部谷、隅田口

京都府暫定登録有形文化財

種別		名称	員数	登録年月日	所有者又は管理者	所　在　地
建造物 (14件)		相槌神社本殿	1棟	令4.3.22	相槌神社	八幡平谷
		春日神社本殿	1棟	令4.3.22	春日神社	八幡西島
		石田神社本殿	1棟	令4.3.22	石田神社	上津屋里垣内
		西遊寺本堂	1棟	令4.3.22	西遊寺	橋本中ノ町
		西遊寺観音堂	1棟			
		西遊寺鐘楼	1棟			
		西遊寺表門	1棟			
		神應寺本堂	1棟	令4.3.22	神應寺	八幡西高坊
		神應寺開山堂	1棟			
		神應寺禅堂	1棟			
		神應寺衆寮	1棟			
		神應寺書院	1棟			
		神應寺鐘楼	1棟			
		神應寺山門	1棟			
美術工芸品 (26件)	絵画 (14件)	紙本著色徳川家康像	1幅	平29.9.29	正法寺	八幡清水井
		紙本著色相応院像	1幅			
		絹本著色仏涅槃図	1幅			
		絹本著色釈迦十六善神像	1幅			
		絹本著色地蔵菩薩像	1幅			
		絹本著色十王十本地仏図	1幅			
		絹本著色伝観経変相図	1幅			
		絹本著色観音像	1幅			
		絹本著色釈迦如来像	1幅			
		絹本著色文殊菩薩像	1幅			
		絹本著色普賢菩薩像	1幅			
		絹本著色十八羅漢像　右幅	1幅			
		絹本著色十八羅漢像　左幅	1幅			
		神應寺障壁画 ※八幡市指定文化財の神応寺障壁画と同一物件	20面 1幅	令4.3.22	神應寺	八幡西高坊
	彫刻 (4件)	木造阿弥陀如来立像	1躯	平29.9.29	正法寺	八幡清水井
		木造阿弥陀如来坐像	1躯			
		木造観音菩薩坐像	1躯			
		木造勢至菩薩坐像	1躯			
	古文書 (3件)	伊佐家文書	一括	平29.12.27	個人	上津屋浜垣内
		神應寺文書・典籍類	654点	令5.3.24	神應寺	八幡西高坊
		石田神社文書	1,744点	令5.3.24	石田神社	上津屋里垣内
	考古資料 (3件)	円筒棺　ヒル塚古墳出土	1点	平29.12.27	八幡市	八幡東浦
		渦巻装飾付剣ヒル塚古墳出土	1口			
		方格規矩鳥文鏡ヒル塚古墳出土	1面			
	歴史資料 (2件)	伊佐家和算関係資料	一括	平29.12.27	個人	上津屋浜垣内
		石清水八幡宮摂社若宮社 殿内安置厨子収納品	19点	令4.3.22	石清水八幡宮	八幡高坊

京都府暫定登録有形民俗文化財

名称	員数	登録年月日	所有者又は管理者	所在地
八幡の神礼・護符等版木及び関連用具	36点	平29.12.27	八幡市	八幡東浦
上津屋の川舟	1隻			

八 幡 市 指 定 文 化 財

種 別	名　　称	員 数	時 代	指定年月日	所有者又は管理者	所 在 地
絵　画 （5件）	松鳩図絵馬	1面	天明7年 (1787)	昭61. 5.27	石清水八幡宮	八幡高坊
	神応寺障壁画 ※京都府暫定登録文化財の神應寺障壁画と同一物件	21面	江戸初期	平9.11.11	神　應　寺	八幡西高坊
	絹本著色孔雀図 岸駒筆二曲屏風	1隻	江戸後期	平18.4.4	善法律寺	八幡馬場
	絹本著色行教和尚像	1幅	天文5年 (1536)			
	絹本著色僧形八幡像	1幅	文明5年 (1473)			
彫　刻 (10件)	木造地蔵菩薩立像	1躯	鎌倉初期	昭61. 5.27	世　音　寺	八幡神原
	木造釈迦如来坐像	1躯	平　安	平8.12. 3	念　佛　寺	八幡旦所
	木造天部形立像 （伝帝釈天立像）	1躯	平　安	平8.12. 3	西　遊　寺	橋本中ノ町
	木造矜羯羅童子立像 ・制多迦童子立像	各1躯	南北朝～ 室町前期	平13.11.13	神　應　寺	八幡西高坊
	木造地蔵菩薩立像	1躯	平安後期	平18.4.4	善法律寺	八幡馬場
	木造宝冠阿弥陀如来坐像	1躯	南北朝			
	木造十一面千手観音立像	1躯	鎌倉後期			
	木造地蔵菩薩坐像(伝八幡大菩薩像)	1躯	平安末期			
	木造不動明王坐像	1躯	鎌　倉			
	木造愛染明王坐像	1躯	鎌　倉			
古文書 （1件）	本妙寺文書	40通	室町～江戸	平8. 6.11	本　妙　寺	八幡城ノ内
考古資料 （1件）	西山廃寺出土品	一括	白鳳 ～ 南北朝	昭61. 5.27	八幡市教育委員会	八幡東浦

資料－29　八幡市の重要水防箇所　　（風水害対策編 P175）

直轄河川重要水防箇所箇所別調書（令和５年４月）（越水・溢水）　資料：淀川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	重要度	地点名	距離杭	担当出張所	備考
3101	木津川	左	B	八幡市八幡科手	0.7　～　1.1	伏見	
3102	木津川	左	B	八幡市川口浜	1.5　～　4.9	伏見、木津川	
3103	木津川	左	B	八幡市上奈良宮ノ東	5.1　～　5.3	木津川	

直轄河川重要水防箇所箇所別調書（令和５年４月）（工作物）　　資料：淀川河川事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	重要度	地点名	距離杭	担当出張所	備考
2501	宇治川	左	B	八幡市八幡茶屋ノ前	37.8 +27	伏見	宇治川橋梁
2508	宇治川	右	B	八幡市八幡在応寺	37.8 +44	伏見	宇治川橋梁
3501	木津川	左	B	八幡市八幡科手	1.2 +71	伏見	御幸橋
3502	木津川	左	B	八幡市八幡千束	1.4 +281	伏見	木津川橋
3503	木津川	左	B	八幡市八幡北浦	2.2 +79	木津川	八幡排水機場
3504	木津川	左	A	八幡市下奈良	4.2 +100	木津川	川口揚水樋門
3505	木津川	左	B	八幡市下奈良	4.4 +40	木津川	木津川大橋
3506	木津川	左	A	八幡市上津屋浜垣内	5.8 +193	木津川	上津屋橋
4501	桂川	左	A	八幡市八幡狐川	0.0 +10	伏見	林之元排水樋門

直轄河川重要水防箇所（令和５年４月）（要注意区間：工事施工・新堤防・破堤防・旧川跡・陸閘）

図面対象番号	河川名	左右岸の別	重要度	地点名	距離杭	担当出張所	備考
1609	淀川	左	要	八幡市橋本北ノ町	35.3　～　35.5	伏見	破堤跡（M18.7）
3601	木津川	左	要	八幡市橋本尻江	0.5　～　0.7	伏見	破堤跡（M18.7）
3701	木津川	左	要	八幡市川口浜	2.9　～　3.1	木津川	旧川跡
3702	木津川	左	要	八幡市川口東頭	3.5　～　3.7	木津川	旧川跡
3703	木津川	左	要	八幡市上津屋尼ヶ池	5.1　～　5.3	木津川	旧川跡
3704	木津川	左	要	八幡市上津屋尼ヶ池	5.5　～　5.7	木津川	旧川跡
3705	木津川	左	要	八幡市岩田里	7.3　～　7.9	木津川	旧川跡
3713	木津川	右	要	八幡市八幡	2.3　～　2.5	木津川	旧川跡

資料：淀川河川事務所

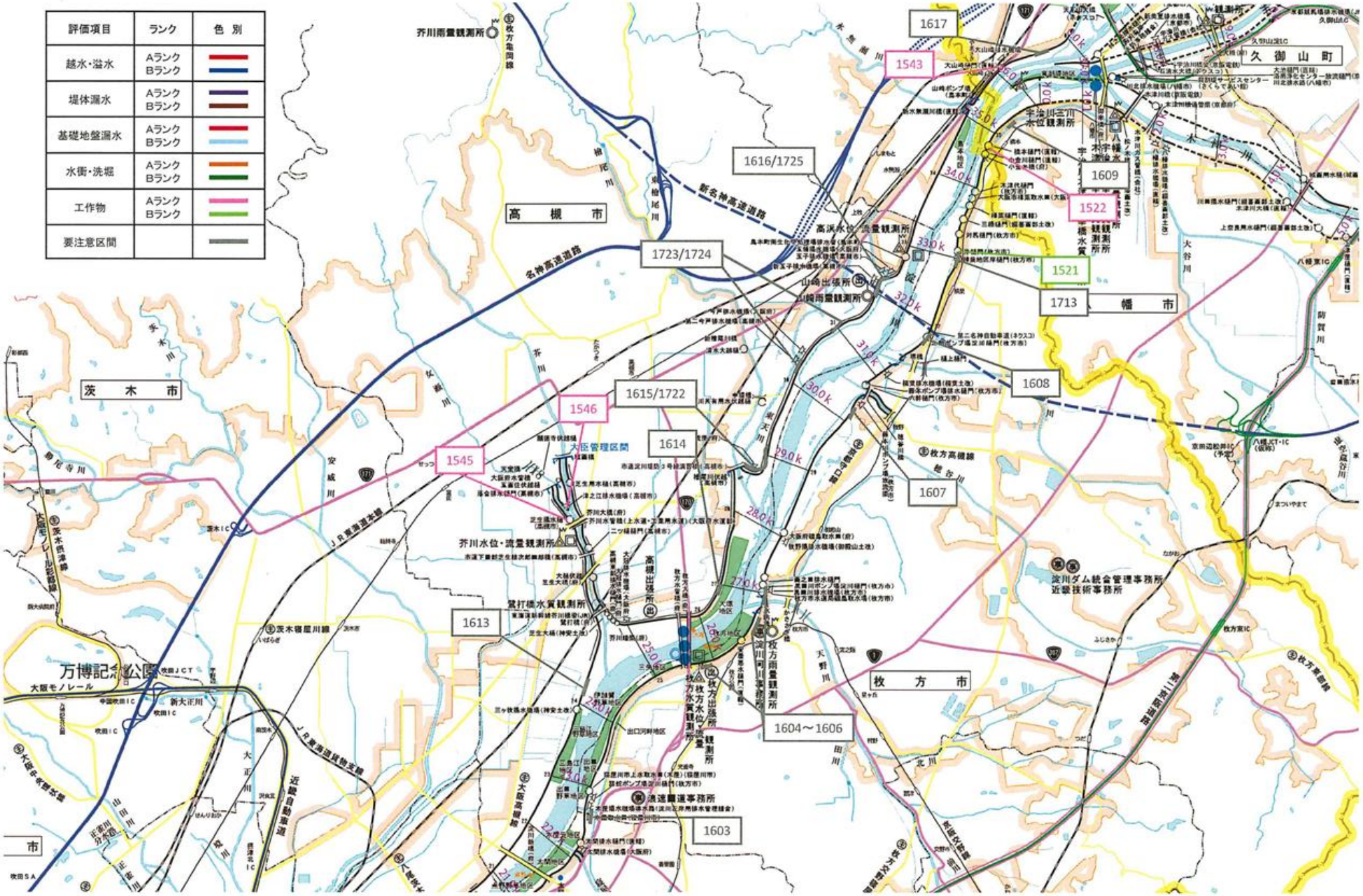

■令和5年4月　重要水防箇所【淀川　2/2】

■令和5年4月　重要水防箇所【宇治川】

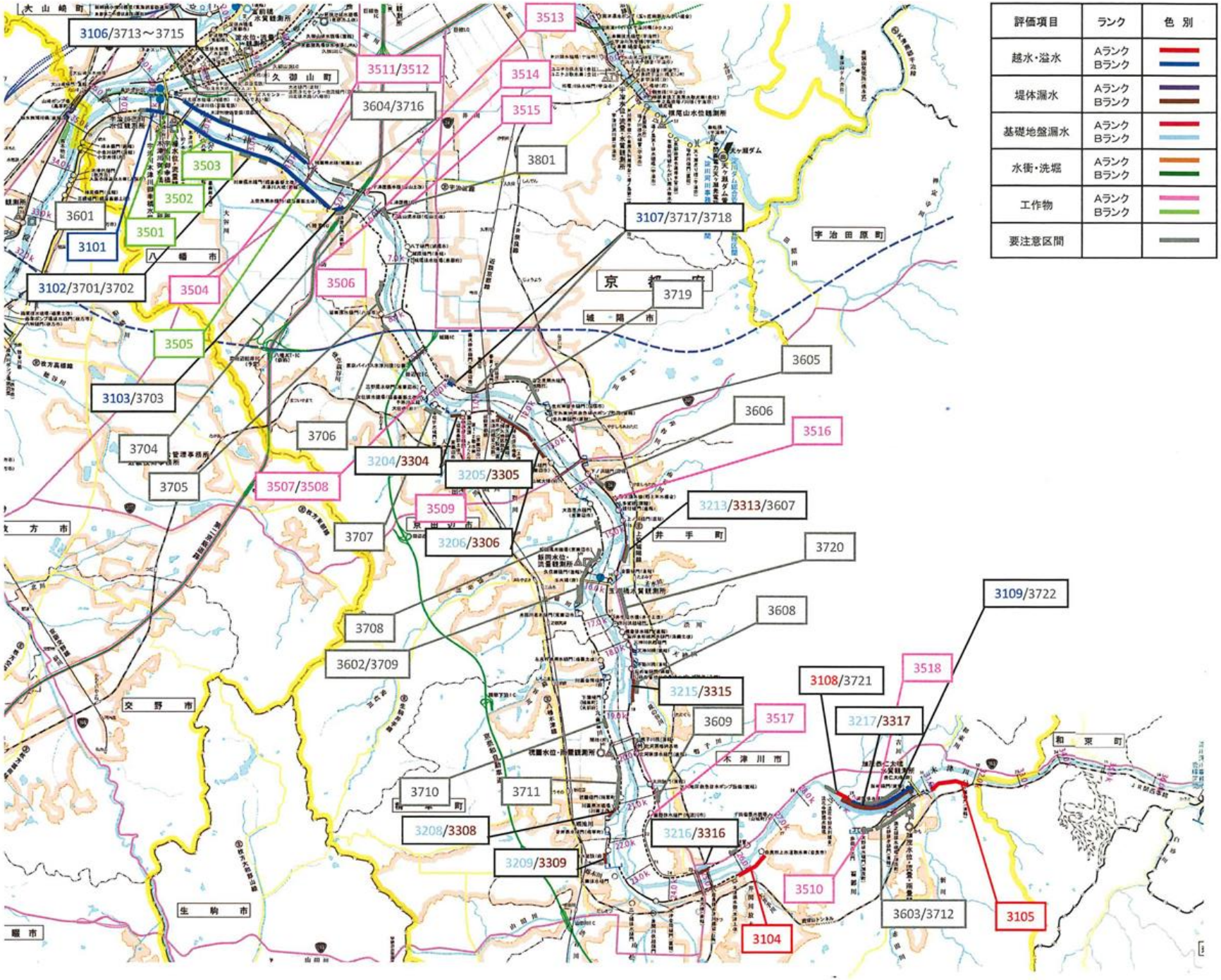

■令和5年4月　重要水防箇所【木津川】

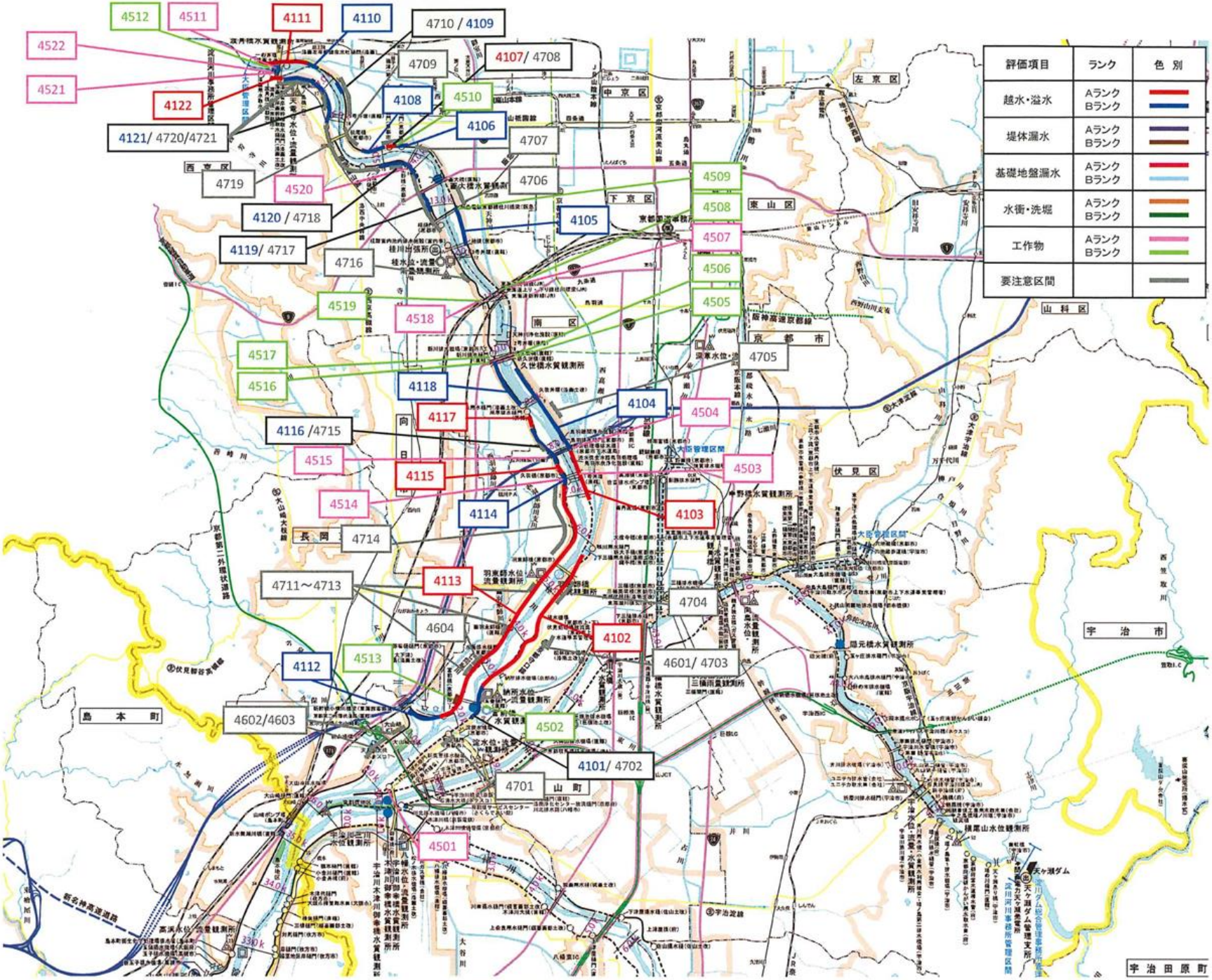

■令和5年4月　重要水防箇所【桂川】

資料－30　水防活動実施報告書　　（風水害対策編 P180）

水防活動実施報告書

令和　　年　　月　　日
作成責任者

<table>
<tr><td>出水の概況</td><td colspan="8">川　警戒水位　　m
雨　量　　mm</td></tr>
<tr><td>水防実施箇所</td><td colspan="8">川　左岸　　地先　　m
右岸</td></tr>
<tr><td>日時</td><td colspan="8">自　月　日　時　至　月　日　時</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員</td><td colspan="2">水防団員</td><td colspan="2">消防団員</td><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">合計</td></tr>
<tr><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td>水防作業の概況及び工法</td><td colspan="8">箇所　　m
工法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水防の結果</td><td>効果</td><td>堤防
m</td><td>田
㎡</td><td>畑
㎡</td><td>家
戸</td><td>鉄道
m</td><td>道路
m</td><td>人口
人</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m</td><td>㎡</td><td>㎡</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">使用資器材</td><td>かます、俵</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">居住者の出動状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>万年、土俵</td><td></td></tr>
<tr><td>な　わ</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">水防関係者の死傷</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>丸　太</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2">雨量水位の状況</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">水防活動に関する
自己批判
備考</td></tr>
</table>

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動実施報告書様式（２）　　（風水害対策編P182）

平成29年台風第〇号における水防活動
（京都府〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日）

〇概　要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

資料－31　八幡市の主な災害履歴（風水害等）　　（風水害対策編 P128）

年　月　日	被害状況・場所等
1573 年（天正 3 年）6 月	大住村地蔵ガ池堤切れ。
1592 年（文祿元年）8 月	同村下切れ。
1644 年（正保元年）9 月	岩田村堤切れ。
1650 年（慶安 3 年）9 月 2 日	同村下切れ。
1662 年（寛文 2 年）6 月 13 日	生津村堤切れ。
1701 年（元祿 14 年）8 月 18 日	橋本大小門樋抜る。
1716 年（正徳 6 年）6 月 21 日	橋本門樋抜る。
1721 年（享保 6 年）7 月 16 日	岩田村堤切る田畑亡所、立毛実入りなく居宅も浸水（下奈良村）。
1728 年（享保 13 年）7 月 16 日	生津村堤切れ畑方 6 分、綿皆無、2 分半綿少々（下奈良村）。
1735 年（享保 20 年）6 月 21 日	岩田堤切れ。
1736 年（元文元年）8 月 17 日	岩田堤切れ。
1748 年（延享 5 年）6 月 5 日	生津村堤切れ。
1756 年（宝暦 6 年）9 月 16 日	上奈良村常盤道上堤切れ・北堤切れ。
1765 年（明和 2 年）4 月 17 日	生津村堤切れ。
1771 年（明和 8 年）7 月 22 日	北堤切れ、生津村溺死者 8 人、流家 7 軒。
1802 年（享和 2 年）6 月 29 日	北堤美豆の出口、大住村と二ヵ所切れ。
1815 年（文化 12 年）6 月 27 日	大住堤切れ。
1825 年（文政 8 年）5 月 1 日	戸津領にて切、八之坪・七之坪・志水が瀬一円入水。
1829 年（文政 12 年）7～8 月	風雨洪水、三道寺辺より東西居村東西まで夥敷差込、所々により畑三四尺も水下に。
1830 年（文政 13 年）7 月 18 日	八之坪正法寺堤切、志水が瀬戸津の百姓持居田地堤切、五反田新善法寺家堤 20 間余切、久保田堤切れ。
1840 年（天保 11 年）6 月 23 日	生津堤・大井樋堤先日之損所又々切離、九反田荒地入水。
1842 年（天保 13 年）5 月 18 日	七八之坪入水。
1848 年（嘉永元年）8 月 10 日～14 日	早損之上大風雨、神領地堤切れ淀川筋大洪水。 伏見・鳥羽・淀・枚方などの床の上まで水上り、往来は全て小船にて行う。古今無双の大水。
1859 年（安政 6 年）8 月 13 日	下津屋村八町と申堤北辺にて堤切れ。
同　8 月 14 日	金谷堤切れ。
1868 年（明治元年）5 月 13 日	明治元年の大洪水。（正確には、慶応 4 年）4 月 20 日の強風雨に始まり約 1 ヶ月間断続的に雨が降り続いた。特に 5 月 11 日から 4 日続きの大雨となり、増水した淀川は 12 日橋本樋ノ場堤が切れ、13 日夕刻川口の北で木津川堤が切れた。木津川堤際の生津村では流出家屋 50 軒、倒れた家 5 軒、橋本町でも流された家や倒れた家があり、16 日になっても床上まで浸水していた。 18、19 日追い討ちをかけるように、又また強い雨が降り、八幡内は溜池の堤などが切れ、田畑や藪ばかりか各家々が床上まで浸水する騒ぎとなった。 八幡領内での切所 536 間、生津村での堤切は 190 間ほどあったと報告されている。1802 年（享和 2 年）以来数十年ぶりの大洪水となった。
1868 年（明治元年）9 月 17 日	［生津堤堤防（水溜）完成］
10 月 9 日	［川口堤堤防（水溜）完成］
12 月 13 日	［木津川付け替え工事開始］
1870 年（明治 3 年）1 月 22 日	［木津川付け替え工事終了］
同　9 月 18 日	台風と思われる暴風雨によって淀川両岸の村々は、多大の被害を被った。

年　月　日	被害状況・場所等
1871年（明治4年）5月18日	夜、暴風雨のため、各地で家屋の倒壊、浸水の被害。
1885年（明治18年）6月18日	明治18年の大水害。6月15日朝から17日夜まで降り続いた豪雨のために、18日各地で堤防が決壊、洪水は大阪市中に及んだ。さらに6月25日から7月1日の風雨によって、木津川も上狛付近で水位5mを超え、付け替えの木津川新堤は決壊しなかったが、支流や内水の氾濫によって、八幡で45㌶余りが冠水した。また木津川上流及び淀川は大規模に決壊し、大被害を被った。
1889年（明治22年）8月19日	朝からの暴風雨が、午後2時頃から豪雨となり、20日になっても止まず、木津川は常水位より5.76mを超え、八幡で3箇所にわたって堤防が決壊し、大きな被害を被った。淀川本堤及び支流堤防合わせて27箇所が決壊した。
1896年（明治29年）7月～9月	明治29年の大洪水。7月19日からの降雨が20日から21日にかけて豪雨となり安居堤防が決壊、各地で浸水。8月30日から31日にかけて暴風雨が襲来し再度の洪水。この洪水から立ち直るいとまもなく、9月6日から長雨となり、11日まで降り続き各地で堤防の決壊、浸水。
1897年（明治30年）	［日露戦争による中断があったが、淀川改修工事が～1910年（明治43年）行われた。］ 「宇治川の流路が淀町の南に付け替えられ、左岸堤防によって巨椋池と分離され、桂川と淀川の合流点も納所から八幡に下げられ川幅を広げられた。」
1917年（大正6年）9月30日 ～10月1日	9月30日の夜から翌10月1日にかけて、京阪神地方は暴風雨に襲われ、淀川沿岸は明治18年の洪水に匹敵する大洪水となった。京阪電車も18日まで不通となった。 ［被災人員2万人、被災総額163万円という大災害を契機に、関係町村によって木津川治水会が結成され、木津川の改修の完全を期して運動が展開されていく。］
1928年（昭和3年）	［八幡町耕地整理組合が設立され、府営事業で森に八幡排水機場を建設。ポンプ2台、250馬力モーター2台を備え付けたが豪雨による内水被害はいかんともしがたかった。］
1934年（昭和9年）9月21日	第一室戸台風。京都で最大風速28.0/S、最大瞬間風速42.1/S。八幡尋常高等小学校の瓦葺木造二階建て10教室1棟、木造平屋建て2教室1棟が倒壊、木造平屋建瓦葺5教室が半壊して、校長及び訓導1人、児童32人が死亡し、117名の教員・児童が重軽傷を負った。また有智郷尋常高等小学校も倒壊し、5年生の児童1名が死亡し、22名の児童が重軽傷を負った。府下全域での家屋の全半壊6千数百戸、家屋の下敷になっての死者2百数十名、負傷者数2千数百名、また取り入れ直前の稲等の農作物は大減収となった。八幡では家屋1729戸、納屋・倉庫・寺社などの非住宅1600戸が被害を被った。
1944年（昭和19年） ～1948年（昭和23年）	［食糧危機に対処するため、田辺町から八幡町に至る防賀川（蜻蛉尻川）を改修・新設して、幹線排水路（1万8千m）として完成させた。さらに森の八幡排水機場の第二期工事としてポンプ3台、190～260馬力のモーター4台を設置したが、モーターは戦後の企業整備で撤去供出されたもので、第一期工事の規模と大差はなかった。］
1950年（昭和25年）9月3日	ジェーン台風襲来。最大瞬間風速28.8/S。京都府7人死亡、全半壊4千戸。
1951年（昭和26年）7月11日	京都市内で桂川氾濫。降雨は南山城をはじめ府下全域にわたった。

年　月　日	被害状況・場所等
1952年（昭和27年）6月23日	ダイナ台風（台風2号）による雨の被害は京都南部、特に田辺町の田畑浸冠水が最大で、大住・八幡なども大きな被害を受けた。加えて、台風通過直後の7月1日から3日まで降り続いた雨は各地で河川の氾濫を引き起こした。八幡では床下浸水24戸、田畑浸冠水130町歩、都々城100町歩、有智郷200町歩に達し、綴喜郡内502町歩の被害を受けた。
1953年（昭和28年）8月14日 ～15日	南山城水害。相楽郡、綴喜郡の集中豪雨と井手町大正池の決壊、天井川の氾濫で大きな被害。 南山城で死者・行方不明者336名、負傷者1366名、全壊・半壊・流失家屋2401戸、床上浸水1649戸、床下浸水2721戸。
同　9月24日 ～25日	台風13号（テス）襲来。志摩半島に上陸した台風は、25日午後から近畿一帯に豪雨をもたらし、舞鶴市470㎜を記録するなど、由良川・桂川・宇治川・木津川等の氾濫により府下全域にわたる被害をもたらした。府下の死者・行方不明者120名、負傷者1420名、全壊・半壊・流失家屋9964戸、床上浸水21331戸、床下浸水35667戸。 八幡市においても、9月25日夜から八幡市全域が水浸しとなり、水田313町歩のうち302町歩が浸冠水・流失となった。また、町筋をはじめ小学校・中学校・役場などは濁流が膝上まで達し、役場は舟で警察と連絡をとるありさまで、25日午後7時過ぎ住民7200人が避難した。家屋の全壊5戸、床上浸水268戸、田畑の冠水600㌶。28日から濁水は引きはじめ、29日水浸しになった排水機場のポンプ8台のうちやっと4台が運転出来るようになった。しかし全ポンプの運転が出来るようになったのは10月3日になってからで、濁水が全てなくなるには5日までかかった。実に10日間も八幡は水の中にあった。 ［この28年の水害で八幡は「水禍の町」とまで言われるようになった。］
1954年（昭和29年）6月30日	6.30水害。雨量、京都115.0㎜、田辺93.4㎜。
同　7月5日	7.3水害。雨量、田辺154.4㎜、木津145.7㎜。
1957年（昭和32年）6月27日 ～28日	台風5号。梅雨前線。 田畑被害。
1959年（昭和34年）8月12日 ～14日	8.13水害。台風7号の影響と前線の停滞による豪雨。京都府死者14名、負傷者30名。家屋の全半壊215戸、床上浸水5508戸、床下浸水26056戸。12日から3日間降り続いた雨は、14日朝、京都市の観測で347㎜と昭和10年水害以来の記録を破った。八幡では、木津川・淀川の増水による内水排除が不可能になって、被害が増大した。14日午前8時までに265㎜の降雨が記録され、役場周辺、京阪八幡駅付近の田畑750㌶が冠水、道路は各所水没した。14日午前10時ごろ橋本樋門が淀川の増水した水圧に耐えきれず決壊、濁流が橋本地区に逆流して215戸が浸水し、民家55戸と京阪電車の線路床50mが濁流に洗われた。浸水家屋373戸（1611人）、半壊家屋4戸、床上浸水186戸、床下浸水231戸、水田流失2㌃、水田冠水700㌶、道路決壊7箇所の被害を出し災害救助法が適用された。町の北半分と水田の8割が3日間にわたって冠水した。
同　9月25日 ～26日	伊勢湾台風（台風15号）。台風の影響と寒冷前線の活動で京都府死者・負傷者178名、家屋の全半壊1230戸、床上浸水8176戸、床下浸水14760戸。
1961年（昭和36年）6月24日 ～30日	梅雨前線豪雨。宇治川、木津川の内水。大谷川氾濫。八幡市、家屋の半壊3戸、床上浸水86戸、床下浸水133戸、田畑の冠水595㌶、冠水日数7日間。

年　月　日	被害状況・場所等
同　9月15日 ～16日	第2室戸台風（台風18号）。府南部を通過、最大瞬間風速・京都34.3/S。 京都府、死者12名、負傷者251名、家屋の全半壊5486戸。 八幡、家屋の全壊56戸、半壊115戸。
同　10月26日 ～28日	10月水害。木津川・桂川・宇治川・由良川の増水と内水。京都府、死者4名、負傷者3名、家屋の全半壊44戸、床上浸水2968戸、床下浸水3917戸。八幡、床上浸水51戸、床下浸水121戸、田畑の冠水363㌶、冠水日数5日間。
	［1959年（昭和34年）280馬力ディーゼルエンジンのポンプ1台を田辺排水機場に設置。1963年（昭和38年）から約3年間かかって八幡排水機場に420馬力ディーゼルエンジンのポンプ2台が増設された。］
1965年（昭和40年）9月14日 ～17日	台風24号、9.14豪雨、最大瞬間風速36.7m。 京都府、死者2名、負傷者34名、床上浸水2068戸、床下浸水8682戸。 八幡、床上浸水4戸、床下浸水17戸、田畑の冠水237㌶。
1966年（昭和41年）7月1日	集中豪雨。八幡、床上浸水3戸、床下浸水38戸、田畑の冠水180㌶。
同　7月8日	集中豪雨。八幡、床下浸水27戸、田畑の冠水90㌶。
1967年（昭和42年）7月8日 ～13日	42年7月豪雨。前線の停滞による豪雨。 京都府、死者1名、負傷者2名、家屋の全半壊8戸、床上浸水636戸、床下浸水13460戸。八幡、床上浸水2戸、床下浸水109戸、田畑の冠水200㌶。
1972（昭和47年）7月10日 ～17日	47年7月豪雨。全盛の停滞による豪雨。 京都府、死者8名、負傷者17名、家屋の全半壊48戸、床上浸水230戸、床下浸水4576戸。八幡、床上浸水9戸、床下浸水38戸、田畑の冠水203㌶。
1972年（昭和47年）9月16日 ～17日	台風20号、最大瞬間風速・京都22.8m/s。 京都府、死者9名、負傷者32名、家屋の全半壊96戸、床上浸水2958戸、床下浸水15744戸。 八幡、床上浸水41戸、田畑の冠水122㌶。
1976年（昭和51年）9月8日 ～13日	台風17号と前線による大雨。総雨量・京都310㎜、宇治233㎜、木津313㎜。
1978年（昭和53年）	53年・夏期干ばつ。
1979年（昭和54年）6月26日 ～7月2日	梅雨前線による大雨。総雨量・京都233.5㎜、 宇治259.5㎜、木津266.0㎜。
1980年（昭和55年）	冷夏。府下全域で冷害により農作物に被害。
1982年（昭和57年）8月1日 ～3日	台風10号による風水害。京都府、家屋の全半壊6戸、床上浸水195戸、床下浸水1828戸。 八幡、床上浸水7戸、床下浸水126戸、田畑の冠水86㌶。
1985年（昭和60年）6月18日 ～7月19日	梅雨前線豪雨・長雨及び台風6号。 6月21日から7月1日までの総降雨量・京都市332.0㎜、宇治市374.0㎜、向日市398.0㎜。 八幡市、床下浸水24戸。
1986年（昭和61年）7月20日 ～22日	梅雨前線による大雨。総雨量・京都市194㎜、宇治市322㎜、田辺町268㎜。 京都府、家屋の全半壊24戸、床上浸水162戸、床下浸水2471戸。八幡、床上浸水34戸、床下浸水578戸、田畑の冠水145㌶。
1990年（平成2年）9月19日 ～20日	台風19号。市内最大瞬間風速32.5m、街路樹等の倒木59箇所96本、田畑の冠水60㌶。
1993年（平成5年）7月3日 ～6日	3日から6日にかけての大雨。八幡での降水量144㎜。式部谷で崖崩れ。 床下浸水14戸、田畑の冠水210㌶。

年　月　日	被害状況・場所等
1994年（平成6年）	7月から11月にかけて高温少雨・干ばつによる農作物被害。京都府最高温度39.8度、6月から8月の降雨量・京都市235.5㎜。
2012年（平成24年）8月13 ～14日	京都府南部豪雨。13日未明から14日にかけての集中豪雨により、宇治市で災害救助法が適用された。 床上浸水28戸、床下浸水280戸。 総雨量289㎜、一時間当り最大雨量71㎜（14日4時40分～5時40分103㎜）。 山腹崩壊等17ヶ所。
2013年（平成25年）9月16日	台風18号。9月16日に愛知県に上陸し、広範囲で記録的な大雨となった。当年8月に定められた特別警報が京都府、滋賀県、福井県に全国で初めて発令され福知山市、舞鶴市で災害救助法が適用された。 床上浸水30戸、床下浸水856戸。 総雨量282㎜、一時間当り最大雨量35㎜。 冠水により市道18ヶ所、府道4ヶ所で通行止め。
2018年（平成30年）9月4日	台風21号。9月4日に「非常に強い勢力」で徳島県に上陸した後、兵庫県に再上陸し、記録的な暴風となった。特に近畿地方を中心に最大瞬間風速50m/sを超える猛烈な風を観測。 八幡市観測 最大瞬間風速49.2m（八幡消防署）、総雨量48.5㎜（男山レクセン）

資料－32　京都盆地と周辺地域の主な被害地震　　（震災対策編 P184）

この資料は、京都市防災会議専門委員・京都大学大学院理学研究科・尾池和夫氏監修の［京都と周辺地域の地震活動の特性］（1996 年 11 月 30 日・京都市防災会議編）（東日本大震災を除く。）から引用させていただきました。

尾池和夫氏の解説：	データベースの中から京都盆地とその周辺地域での地震活動の歴史の大略を見るために、主な地震について年代順に以下に紹介する。M（マグニチュード）6.5 以上と推定された地震を中心に列挙してある。 年月日の前に□印のあるものは南海トラフプレート境界の巨大地震と考えられるもの、◇印のあるものはその他の京都周辺の地震であり、それらのうち■や◆のあるものは特に京都盆地に大きな影響があったと思われるものである。

発　生 年　月　日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ (M)	被　害　状　況　等
◇　416.8.23 (允恭5年7月4日)		遠飛鳥宮付近（大和）の地震：「日本書記」に「地震」とあるのみ、被害の記述はないが、わが国の歴史に現れた最初の地震の資料である。
◇　599.5.28 (推古7年4月27日)	7	大和の地震：倒壊家屋を生じた。「日本書紀」にあり、地震による被害の記述としてはわが国最古のもの。
■　684.11.29 (天武13年10月14日)	8.3 津波	土佐その他南海・東海・西海地方の地震：山崩、河湧き、家屋社寺の倒潰、人畜の死傷多く津波襲来して土佐の船多数沈没。土佐で田苑 50 余万頃（約 12 平方キロ）沈下して海となった。 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。
◆　734.5.18 (天平6年4月7日)		畿内・七道諸国の地震：民家倒潰し圧死多く山崩れ、川塞ぎ、地割れが無数に生じた。
◆　827.8.11 (天長4年7月12日)	6.8	京都の地震：舎屋多く潰れ、余震が翌年６月まであった。
◇　868.8.3 (貞観10年7月8日)	7	播磨・山城の地震：播磨諸郡の官舎・諸定額 寺の堂塔ことごとく倒れた。京都では垣屋に崩れたものがあった。山崎断層の活動による。
■　887.8.26 (仁和3年7月30日)	津波	諸国（主として西日本太平洋側）の地震：京都で諸司官舎及び東西両京の民家の倒壊あり、圧死者多数、五畿七道諸国で官舎破損多し、津波あり、溺死者多数。摂津の国で浪害が最もひどかった。余震８月末まで続く。南海トラフ内側のM8 級の巨大地震とみられる。
◆　938.5.22 (天慶元年4月15日)	7	京都・紀伊の地震：宮中の内膳司頽れ、死４、舎屋・築垣倒れるもの多く、堂塔・仏像も多く倒れる。高野山の諸伽羅破壊。余震多く、８月６日に強震があった。
◆　976.7.22 (貞元元年6月18日)	6.7 以上	山城・近江の地震：両京で舎屋・諸仏寺の転倒多く、死 50 以上。近江の国府・国分寺・関寺（大津市）で被害。余震が多かった。余震７月まで続く。７月 13 日地震のため改元。
■　1096.12.17 (永長元年11月24日)	8級 津波	畿内・東海の地震：大極殿小破、東大寺の巨鐘落ちる。京都の諸寺に被害があった。近江の勢多橋落ちる。津波が伊勢・駿河を襲い、駿河で社寺・民家の流出 400 余。余震が多かった。東海沖の巨大地震とみられる。
■　1099.2.22 (康和元年1月24日)	8級 津波	南海道・畿内の地震：興福寺・摂津天王寺で被害。土佐で田千余町みな海に沈む。津波があったらしい。南海道沖のM8 級の巨大地震とみられる。
◆　1185.8.13 (文治元年7月9日)	7.4	近江・山城・大和の地震：京都、特に白河辺の被害が大きかった。社寺・家屋の倒潰破壊多く死多数。宇治橋落ち、死１。三井寺金堂廻廊倒れ、比叡山でも被害が大きかったらしい。琵琶湖の水北流し水位下がり、後日旧に復した。田３町淵となる。余震９月末までに約 230 回に及んだ。８月 12 日の余震も強かった。
◆　1317.2.24 (文保元年1月5日)	6.5 ～7	京都の地震：これより先１月３日京都に強震余震多く、この日大地震。白河辺の人家悉く潰れ、死 5。諸寺に被害。清水寺出火。余震が５月になっても止まなかった。5 月半ばまで地震多し。1317 年２月 22 日の地震と併せて群発地震か。
□　1360.11.22 (正平15年10月5日)	7.5～8 津波	紀伊・摂津の地震：4 日に大震、5 日に再震、6 日の六ツ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲し、人馬牛の死が多かった。
■　1361.8.3 (正平16年6月24日)	8級 津波	畿内・土佐・淡路の地震：摂津四天王寺の金堂転倒し、圧死 5。その他諸寺諸堂に被害が多かった。津波で摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波の雪（由岐）湊で流失 1700 戸、流死 60 余。余震多数。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる。

発　生 年月日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ (M)	被　害　状　況　等
■　1498.9.20 (明応7年8月25日)	8級 津波	東海道全般の地震：紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動大きかったが、震害はそれほどでもない。津波が紀伊から房総の海岸を襲い、伊勢大湊で家屋流出1千戸、溺死5千、伊勢・志摩で溺死1万、静岡県志太郎流出2万6千など。南海トラフ沿いの巨大地震とみられる。
◇　1510.9.21 (永正7年8月8日)	6.5~7	摂津・河内の地震：摂津・河内の諸寺で被害。 大阪で潰死者があった。余震70日続く。
◆　1520.4.4 (永正17年3月7日)	7以上 津波	紀伊・京都の地震：熊野・那智の寺院破壊。 津波あり、民家流出。京都で禁中の築地所々破損した。
◆　1596.9.5 (慶長元年7月13日)	7.5	畿内の地震：京都では三条より伏見の間で被害が最も多く、伏見城天守閣大破、石垣崩れて圧死約500。諸寺・民家の倒潰も多く、死者多数。堺で死600余。奈良・大阪・神戸でも被害が多かった。余震が翌年4月まで続いた。
■　1605.2.3 (慶長9年12月16日)	8級 津波	東海・南海・西海諸道の地震：ほぼ同時に二つの地震が連発した可能性がある。『慶長地震』：地震の被害としては淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ。津波が犬吠埼から九州までの太平洋岸に来襲して、八丈島で死57。浜名湖近くの橋本で100戸中80戸流され、死多数。 紀伊西岸広村で1700戸中700戸流出、阿波宍喰で波高2丈、死1500余、土佐甲ノ浦で死350余、崎浜で死50余、室戸岬付近で死400余など。ほぼ同時に二つの地震が起こったとする考えと、東海沖の一つの地震とする考えがある。
◆　1662.6.16 (寛文2年5月1日)	7.5	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃の地震：比良岳付近の被害が甚大。滋賀唐崎で田畑85町湖中に没し、潰家1570。大溝で潰家1020余、死37。彦根で潰家1千、死30余。榎村で死300、所川村で死260余。京都で町屋倒壊1千、死200余など。諸所の城破損。江戸・長崎で有感。余震12月まで続く、大規模な地震でM7.5あるいはそれ以上か。比良断層系、または花折断層から発生したという見方がある。
■　1707.10.28 (宝永4年10月4日)	8級 津波	五畿・七道の地震：『宝永地震』：わが国最大級の地震の一つ。全体で少なくとも死2万、潰家6万、流出家2万。震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。 津波の被害は土佐で最大。室戸・御前崎で1～2m隆起し、高知市中西部の地約20平方キロが最大2m沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。 近畿地方内陸部でも侵害は大きく、潰家大和郡山で468、柳本690、奈良65。大阪では津波による橋や船の被害も多かった。潰家500余～1800[約8千～1万6千世帯]、死500余、[打たれ死3600～7千、水死1万2千]。落橋30～50。 徳島県下では津波5～7m、牟岐死110余、浅川140余。高知県沿岸では推定波高5～8m、潰家5千流出家屋1万2千、死者行方不明併せて約2800。種崎では一木一草も残らず死700余、宇佐死400、須崎死300、久礼死100余。 瀬戸内海では、高松領内で潰家約950、円亀領内で413、福山（含む鞆）60など。 山陰では杵築（大社町）の潰家130が目立つが、ここは、1946年南海地震のときも被害が目立った。 九州佐伯潰約100、推定津波波高約3m、流失約400、死22。日向天領で潰家440、死1。 道後温泉145日止まり、湯ノ峯・山地・竜神・瀬戸・鉛山の湯が止まった。室戸岬1.5m隆起し、津呂・宮津では大型船入津が不可能になった。耕地市の西隣では約20平方キロが最大2m沈下、船で往来したという。串本1.2m、御前崎1～2m隆起。 この地震の激震地域、津波来襲地域は、安政元年11月4日東海地震と11月5日南海地震を併せたものによく似ている。M8級の二つの巨大地震がほとんど同時に起こったのかもしれない。
◆　1819.8.2 (文政2年6月12日)	7.3	伊勢・美濃・近江の地震：近江八幡で潰家82死5、木曾川下流では香取（多度町）で40軒全壊、金廻では海寿寺潰れ圧死70。名古屋・犬山・四日市・京都などのほか、金沢・敦賀・出石・大和郡山などでも被害。

発　生 年月日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ (M)	被　害　状　況　等
◆　1830.8.19 (天保元年7月2日)	6.5	京都および隣国の地震：洛中洛外の土蔵はほとんど被害を受けたが、民家の倒潰はほとんどなかった。御所・二条城などで被害。京都での死280。上下動が強く、余震が非常に多かった。 鳴動あるいは弱い前震で始まった。上下動が強かったらしい。京都や亀山（亀岡）で被害が多かった。二条城本丸大破、御所破損、堂社仏閣・御殿・表通りの町屋の倒壊は少ない。石垣・築地の崩れ、門・堀・端々の民家の倒壊多く、壁・瓦・庇の落下が多い。 西本願寺1尺ほど傾く。愛宕山の坊2、3［を残して］崩潰。京都で死280、地割れあり泥噴出、宇治川通りの堤防割れる。伏見で町屋の倒壊あり。淀で城の櫓・石垣破損、領内で潰4、大津で潰6、死1。 丹波亀山で崩家41、死4。高槻・茨木被害なし。出雲・美作で有感。余震は非常に多く、翌年1月までに635回以上。
◆　1854.7.9 (安政元年6月15日)	7.3	伊賀・伊勢・大和および隣国の地震：『伊賀上野地震』6月12日ころから前震があった。15日0～2時ころ本震、6～8時ころ最大余震があったようだが、地域によっては、ほぼ同じように感じ、四日市付近などでは後者を強く感じたようである。 伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で被害が著しく、伊賀上野町方で全壊460余、死130、郷方で全壊1400～1800、死460余、奈良で全壊約500、死60余［300余］、大和郡山全壊約150、死120～130。 四日市でも被害多く、全壊300～400、死70～80、焼失60余。木曽川、町屋川、朝明川、鈴鹿川などの土手に裂け目ができたり、沈下したところが多かった。紀伊半島沿岸の住民は津波の心配をしたという。 木曽馬篭付近で往還を損じた。宮津でかなり揺れ、上野の北方で西南西－東北東の方向に断層が生じ、南側の長さ約1ｋｍ、幅約200mの地域が最大1.5m沈下したという。木津川断層系から発生した地震と考えられる。
□　1854.12.23 (安政元年11月4日)	8級 津波	東海・東山・南海諸道の地震：『安政東海地震』：被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2千～3千人と思われる。 沿岸では著しい地殻変動が認められた。地殻変動や津波の解析から震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されており、すでに100年以上経過していることから、次の東海地震の発生が心配されている。
■　1854.12.24 (安政元年11月5日)	8級 津波	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道の地震：『安政南海地震』：東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震被害をはっきり区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど。地震と津波の被害の区別が難しい。 死者数千。室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1ｍ隆起、甲浦・加太で約1ｍ沈下した。 大阪湾北部で推定波高約2.5m、大阪で津波が木津川・宇治川を逆流し、停泊中の船多数破［8千とも］し、橋々を壊し、死者700余［約400、2千、3千、7千などの説もあり］。 紀州沿岸熊野以西大半流失。紀州領（勢州領分を含む）潰破損家1万8千余、流出約8500、流死700。広・湯浅推定波高4～5m、併せて全壊約20、流失家屋300余、死約60、紀伊田辺領潰250余、流失530余、死24。袋港で約7m津波は北米沿岸に達した。 松山領で城中・町家・百姓家合計潰半潰約1500、丸亀で潰50、加古川潰約80、広島で潰22、岡山町方潰半潰89、死1。出雲杵地区（大社）辺で潰150、この地区は1707年宝永地震、1946年南海地震でも被害が大きかった。 高知市付近は約1ｍ沈下し浸水、上ノ加江付近で約1.5m、甲ノ浦で1.2m沈下、室戸岬で1.2m隆起。＜和歌山県＞加太で1ｍ沈下、串本で約1m隆起。湯ノ峯温泉、道後温泉止まり翌年2～3月ころから出はじめる。紀伊鉛山湾の温泉も止まり、翌年5月ころから冷水が出はじめ、翌々年4月ころ復した。 紀伊有田郡横浜村では10月中頃から汐の干満が常ならなかった。また、10月下旬から小地震を感じた。
◇　1899.3.7 (明治32年)	7	紀伊半島南東部の地震：奈良県吉野郡・三重県南牟婁郡で被害が大きく、木ノ本・尾鷲で死7、全壊35、山崩れ無数。大阪・奈良で煉瓦煙突の破損が多かった。
◇　1909.8.14 (明治42年)	6.8	滋賀県姉川付近の地震：『江濃（姉川）地震』虎姫付近で被害が最大。滋賀・岐阜両県で死41､住家全壊978、姉川河口の湖底が数十m深くなった。

発　生 年月日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ (M)	被　害　状　況　等
◇ 1925.5.23 (大正14年)	6.8	但馬北部の地震：『北但馬地震』：円山川流域で被害多く、死 428、家屋全壊 1925、焼失 2180、河口付近に長さ 1.6ｋｍ、西落ちの小断層二つを生じた。葛野川の河口が陥没して海となった。
◇ 1927.3.7 (昭和2年)	7.3 津波	京都府北西部の地震：『北丹後地震』：被害は丹後半島の頸部が最も激しく、淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。全体で死 2925、家屋全壊 12584。 郷村断層（長さ 18ｋｍ、水平ずれ 2.7m）とそれに直交する山田断層（長さ 7ｋｍ）を生じた。測量により、地震に伴った地殻の変形が明らかになった。
◇ 1936.2.21 (昭和11年)	6.4	大阪・奈良の地震：『河内大和地震』：死 9、家屋全壊 148、地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。 主として、大阪－奈良県境山地を挟んで、奈良盆地と大阪南河内郡東部に瓦の落下、壁の破損、土塀・築地塀の破損、道路・堤防の亀裂、墓石転倒などの被害を生じた。
□ 1944.12.7 (昭和19年)	8級 津波	東海沖の地震：『東南海地震』：静岡・愛知・三重などで合わせて死・不明 1223、住家全壊 17599、半壊 36520、流失 3129、このほか、長崎県諏訪盆地でも住宅倒壊 12 などの被害。 津波が各地に襲来し、波高は熊野灘沿岸で 6～8m、紀伊半島東岸で 30～40ｃｍ地盤が沈下。
■ 1946.12.21 (昭和21年)	8級 津波	南海道沖の地震：『南海地震』：被害は中部以西の日本各地にわたり、死 1330、家屋全壊 11591、半壊 23487、流出 1451、焼失 2598。津波が静岡県より九州にいたる海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で 4～6mに達した。 室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で 1.27m、潮岬で 0.7m上昇、須崎・甲浦で約 1m沈下。高知付近で田畑 15 平方キロが海面下に没した。
◇ 1952.7.18 (昭和27年)	6.8	奈良県中部の地震『吉野地震』：震源の深さ 60ｋｍ。和歌山・愛知・岐阜・石川各県にも小被害があった。死 6、住家全壊 20。春日大社の石灯籠 1600 のうち 650 倒壊。
◆ 1995.1.17 (平成７年)	7.2	兵庫県南部の地震：死者 6308。 『平成７年兵庫県南部地震』：『阪神淡路大震災』：活断層の活動によるいわゆる直下型地震。神戸、洲本で震度６だったが現地調査により、淡路の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度７の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道路線なども崩壊した。被害(5 月 21 日現在)は死・不明 5504、負傷 4 万以上、家屋全半壊 20 万以上、火災 294 件、など。早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災によるもの。

【参考】

発　生 年月日	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ (M)	被　害　状　況　等
◆2011.3.11 (平成23年)	9.0 津波	東日本大震災：死者 19,533、行方不明者 2,585（平成 29 年 3 月 1 日現在） 宮城県牡鹿半島の東南東沖 130㎞の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード（Mw）9.0 で、日本周辺における観測史上最大の地震である。震源は広大で、岩手県沖から茨城県沖までの南北約 500㎞、東西約 200㎞のおよそ 10 万平方キロメートルという広範囲すべてが震源域とされる。
◆2018.6.18 (平成30年)	6.1	大阪府北部地震：死者６名（内２名がブロック塀の崩落による死亡）、軽傷 419 名 大阪府北部を震源としたモーメントマグニチュード(Mw)6.1 の地震で、震源の深さは 13 ㎞、最大震度６弱（大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市）を記録した。 八幡市：震度５強、負傷者：２名

資料－33　市保有車両の状況　　（災害対策共通編 P27、P72）

		マイクロバス	軽乗用車	軽貨物車	軽特殊車	小型乗用車	小型貨物車	小型特殊車	普通乗用車	普通貨物車	普通特殊車	清掃車（２ｔ）	清掃車（３．５ｔ）	清掃車（４ｔ）	原動付バイク	各課等合計
総務課（共用車）		1	7	10		2	2		2						7	31
総務部	総務課								2							3
	危機管理課							1								1
政策企画部	生活情報センター			1												1
市民生活部	八幡人権・交流センター			1												1
	有都交流センター			1												1
	環境事務所 ※環境業務課含む			5						2	1	10	11	2		31
健康福祉部	健康推進課						1									1
	生活支援課		2													2
建設産業部	都市整備課						1									1
	道路河川課			2			1	1			2					6
	管理・交通課			1												1
	住宅管理課			1												1
	農業振興課			2												2
上下水道部	上水道課			4				1								5
	下水道課			4	2											6
	経営課		1													1
	美濃山浄水場		1	1			1				2					5
こども未来部	こども未来課			1		1			1							3
	文化財課			1												1
	生涯学習センター			1												1
	教育支援センター		1													1
	南ヶ丘教育集会所			1											1	2
	男山児童センター														1	1
	子ども・子育て支援センター			1												1
	子育て支援センター(指月児童センター)			1												1
	図書館			1							1					2
	中学校								4							4
議会事務局									1							1
農業委員会事務局				1												1
各種別合計		1	12	41	2	3	6	3	10	2	6	10	11	2	9	118

資料－34　自主防災組織一覧　　（災害対策共通編 P33）

八幡市自主防災推進協議会

令和６年４月１日現在

地区名		校区別	団体名
1	長町樋ノ口	美豆小	長町・樋ノ口連合自治自主防災隊
2	八幡	八幡小	二区自主防災隊
3			３区自主防災会
4			５区自主防災隊
5			石清水ビューハイツ自主防災隊
6			川口区自主防災隊
7			双栗自主防災会
8	中　央	中央小	一区自主防災隊
9			６区自主防災隊
10	橋本西山	橋本小	四区自主防災隊
11			西山地区自主防災隊
12	南　山	南山小	安居塚自治会自主防災隊
13			きつつき自治会自主防災隊
14			幸水自主防災隊
15			月愛自主防災隊
16			南山自治会自主防災隊
17	有　都	有都小	上区自主防災隊
18			中区自主防災隊
19			二階堂区自主防災隊
20			上奈良区自主防災隊
21			下奈良区自主防災隊
22			内里区自主防災隊
23			戸津区自主防災隊
24	美濃山	美濃小	美濃山グリーンタウン自治会自主防災隊
25			欽明台あかねヶ丘自治会自主防災隊
26			欽明台中央自治会自主防災隊
27			欽明台西自治会自主防災隊
28	男山北	さくら小	男山八望地区自主防災隊
29			男山泉自治会自主防災隊
30			男山第四住宅管理組合自主防災隊
31			男山長沢自主防災会
32			式部園自治会自主防災会

地　区　名		校区別	団　　体　　名
33			男山雄徳自治会自主防災隊
34			男山団地Ｅ地区管理組合自主防災隊
35			男山美桜自治会自主防災隊
36	男山南	くすのき小	男山Ａ地区自主防災隊
37			男山第二住宅管理組合自主防災隊
38			男山金振自主防災隊
39			男山Ｂ地区自主防災隊
40			男山第３住宅管理組合自主防災隊
41			柿ケ谷自主防災隊
42			福禄谷自治会自主防災隊
43			吉井松里自主防災隊

計　４３団体

資料－34-1　地区防災計画作成自治会等一覧　　（災害対策共通編 P34）

番号	団　　体　　名
1	西山地域町内会連合会
2	柿ヶ谷自治会
3	吉井松里町内会
4	男山第四住宅管理組合
5	八幡市第五区・五区自主防災隊
6	戸津区自主防災隊
7	男山Ｂ地区自主防災隊

資料－35　防災行政無線設置場所一覧　　**（災害対策共通編 P54）**　　令和６年４月１日現在

種　別	設置個所名称	個別番号
親　局	八幡市役所	901
補助局	八幡市消防本部	902
拡声子局	八幡市役所	001
拡声子局	八幡市消防本部	002
拡声子局	さくら小学校	003
拡声子局	橋本小学校	004
拡声子局	南山小学校	005
拡声子局	有都小学校	006
拡声子局	中央小学校	007
拡声子局	男山第三中学校	008
拡声子局	男山東中学校	009
拡声子局	八幡市民体育館	010
拡声子局	生涯学習センター	011
拡声子局	橋本公民館	012
拡声子局	山柴公民館	013
拡声子局	志水公民館	014
拡声子局	川口コミュニティセンター	015
拡声子局	市立市民交流センター	016
拡声子局	有都交流センター	017
拡声子局	美濃山公会堂	018
拡声子局	ふれあいセンター泉	019
拡声子局	あひる公園	020
拡声子局	ヒル塚南公園	021
拡声子局	こぐま公園	022
拡声子局	欽明こぶし公園	023
拡声子局	西戸津バス停前	024
拡声子局	八幡市営駐車場	025
拡声子局	尻江公園	026
拡声子局	岩田南バス停西側	027
拡声子局	つばき公園	028
拡声子局	西岩田公園	029
拡声子局	長町あじさい公園	030
拡声子局	やわた流れ橋交流プラザ	031
拡声子局	旧八幡第四小学校	032
拡声子局	男山第三中学校	033
拡声子局	南ヶ丘浴場	034
拡声子局	美濃山小学校	035
拡声子局	欽明台あかねヶ丘集会所	036
半固定局	八幡小学校	201
半固定局	くすのき小学校	202
半固定局	さくら小学校	203
半固定局	橋本小学校	204
半固定局	南山小学校	205
半固定局	有都小学校	206
半固定局	中央小学校	207
半固定局	美濃山小学校	208

種　別	設置個所名称	個別番号
半固定局	男山第二中学校	209
半固定局	男山第三中学校	210
半固定局	男山東中学校	211
半固定局	みのやま病院	212
半固定局	京都八幡病院	213
半固定局	八幡中央病院	214
半固定局	男山病院	215
半固定局	八幡警察署	216
半固定局	男山中学校	217
半固定局	橋本公民館	218
半固定局	男山公民館	219
半固定局	志水公民館	220
半固定局	山柴公民館	221
半固定局	人権・交流センター	222
半固定局	有都交流センター	223
半固定局	八幡市役所	224
半固定局	美濃山コミュニティセンター	225
携帯局	移動１（市役所）	301
携帯局	移動２（市役所）	302
携帯局	移動３（市役所）	303
携帯局	移動４（市役所）	304
携帯局	移動５（市役所）	305
携帯局	移動６（市役所）	306
携帯局	移動７（市役所）	307
携帯局	移動８（市役所）	308
携帯局	移動９（市役所）	309
携帯局	移動１０（市役所）	310
携帯局	八幡市デイサービスセンターやまばと	311
携帯局	介護の家コスモス男山	312
携帯局	ディアレスト	313
携帯局	八幡市地域包括ケア複合施設 YMBT	314
携帯局	陸上自衛隊大久保駐屯地 102 施設器材隊	315
携帯局	八幡警察署（パトロール隊）	316
携帯局	老人保健施設　石清水	317
携帯局	特別養護老人ホーム　京都八勝館	318
携帯局	八幡支援学校	319
携帯局	特別養護老人ホーム　京都ひまわり園	320
携帯局	特別養護老人ホーム　有智の郷	321
携帯局	介護老人保健施設　梨の里	322
携帯局	石清水八幡宮青少年研修センター	323
携帯局	川口コミュニティセンター	324
携帯局	社会福祉法人　朔日　A-BOC２４	325
携帯局	移動１１（市役所）	326
携帯局	移動１２（市役所）	327
携帯局	移動１３（市役所）	328
携帯局	移動１４（市役所）	329

携帯局	移動１５（市役所）	330

資料－36　兵庫県南部地震における市の被害状況と救援内容　（震災対策編 P184）

第１　市の被害状況

公共施設		公共施設以外		
施設名	被害内容等	項目	件数	被害内容等
市役所庁舎	水道管の破損	家屋	67 件	屋根、壁、基礎等の被害
小学校	６小学校で屋根、壁、窓枠及びガス管等の破損	ブロック塀	４件	倒壊
		水道漏水	43 件	
中学校	全中学校（４校）で屋根、窓ガラス、書庫等の破損	ガス漏れ	１件	
		灯篭の倒壊	52 件	市内４神社
公民館等	６施設で壁、土間、窓ガラス等の破損	停電		東部地区で約 2000 件
松花堂	書院の壁、灯篭の破損 展示物の仏像、茶器の破損			国道１号線の信号機
道路関係	市道奥ノ町線で道路亀裂（幅約６ｍ）			
その他	さつき公園石製ベンチ破損（２ヵ所）			

第２　八幡市の支援内容

１　市民並びに市等の取り組み

⑴義援金　　225 件　　29,197,417 円（市及び社会福祉協議会取扱のみ）
　市議会援助金　　300,000 円（兵庫県市議会会長に送金）
　市義援金　　500,000 円（府下１０市）

⑵救援物資
・市民提供分　　369 件（寝具類、医療、学用品類、食料品類、その他日用品類）
　1 月 27 日　2t 車 1 台　　川西市に搬送
　2 月 1 日　2t 車 2 台　　芦屋市に搬送
・市提供分
　1 月 18 日　清涼飲料水　6,000 本　神戸市東灘区役所に搬送

⑶ボランティア
・社会福祉協議会受付　　350 人
・市救援対策室受付　　43 人
＜活動内容＞
・救援物資の仕分け並びに市営住宅入居の準備等
・芦屋市等への支援活動

２　市へ避難した人に対する受入措置

⑴平成 7 年 3 月 31 日までに転入した世帯　　33 世帯
　見舞金の支給　　1 世帯　10,000 円（市社会福祉協議会）

⑵市営住宅に入居した世帯　　2 世帯
　家賃・敷金等の免除措置

⑶保育園への措置　　4 名
　保育料の免除措置
　　見舞金の支給　　1 人　5,000 円（市社会福祉協議会）

⑷小学校への措置　　21 名
　教科書の配布
　学用品費、通学用品費、校外活動費補助　　1 人につき 13,860 円
　新入学学用品費補助　　1 人につき 18,900 円
　給食費の免除措置
　見舞金の支給　　1 人　5,000 円（市社会福祉協議会）

⑸中学校への措置　　3 名
　教科書の配布
　学用品費、通学用品費、校外活動費補助　　1 人につき 24,520 円
　新入学学用品費補助　　1 人につき 21,800 円
　見舞金の支給　　1 人　5,000 円（市社会福祉協議会）

(6)特別養護老人ホームへの措置　　1名
　見舞金の支給　　1人10,000円（市社会福祉協議会）

3　八幡市民の被災者対策
(1)見舞金の支給　　34件
　自らが居住する住宅が損傷を受け、平成7年3月31日までに自己資金で修理を行った人。ただし、修理に要した費用が295,000円を超えるもの。
　　見舞金　1世帯10,000円
(2)兵庫県南部地震八幡市住宅融資対策事業利子補給制度の創設（平成7年3月31日）

4　現地での支援活動

支援項目	支援内容	派遣先	派遣人数
救助・救出	救助・救出活動	神戸市東灘区	41
給水	病院等への給水	神戸市兵庫区	102
清掃	清掃作業	伊丹市	21
上下水道	上下水道の復旧作業	芦屋市、西宮市	32
生活相談	ケースワーカーの派遣	神戸市	13
事務職員	避難所での事務手続き等	神戸市	57
社会福祉協議会	社会福祉協議会業務の支援	芦屋市	13
社会福祉法人	被災地施設での応援	神戸市	24

第3　京都府での兵庫県南部地震の被害状況

市町村名	人的被害(人)		住家被害(件)			非住家被害(件)		その他（件）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	公共建築物	その他	文教施設	病院	社寺仏閣
京都市	0	30	1	3	1,492	138	2	230	0	81
福知山市	0	0	0	0	0	4	0	3	0	0
舞鶴市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
綾部市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宇治市	0	0	0	0	253	0	3	18	0	0
宮津市	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
亀岡市	0	4	1	2	298	22	34	17	0	0
城陽市	0	2	0	0	19	4	4	5	0	0
向日市	0	2	0	0	90	4	0	12	0	5
長岡京市	0	4	0	0	101	1	0	15	0	11
八幡市	0	0	0	0	67	6	1	16	0	0
大山崎町	1	3	0	0	322	8	0	4	0	5
久御山町	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0
田辺町	0	0	0	0	12	0	0	1	1	7
井手町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇治田原町	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
木津町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
山城町	0	0	1	0	0	0	0	4	0	0

市町村名	人的被害(人)		住家被害(件)			非住家被害(件)		その他 (件)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	公共建築物	その他	文教施設	病院	社寺仏閣
笠置町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
和束町	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
精華町	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0
美山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
園部町	0	0	0	0	21	1	0	3	0	1
八木町	0	0	0	0	9	0	0	2	0	0
丹波町	0	0	0	0	53	7	0	1	0	0
日吉町	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大江町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
峰山町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
大宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
網野町	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
丹後町	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
弥栄町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	49	3	6	2,741	201	45	345	1	110

資料－37　災害予測に関わる自然条件調査報告書　　（震災対策編 P184）

1996（平成 8）年 6 月京都府南部都市広域行政圏推進協議会発行「災害予測に関わる自然条件調査報告書」よりの抜粋（図表については省略）

第１節　　京都南部地域の地震

第１　過去の地震

マグニチュード 8.0 を超えるような巨大地震は、太平洋側の海洋底深部に震源を持つものであり、684 年の白鳳地震以降、合計 8 回の大規模な活動がわかっている。フィリピン海プレートが西南日本の下にもぐり込んでいるプレート境界で発生するこの巨大地震は、1300 年以降では 100 年に 1 度くらいの頻度と考えられる。

また、歴史記録等から明らかになっている京都（主に洛中）での人的・物的被害を受けた地震は、800 年から 1994 年の間でマグニチュード 7 以上の地震が 6 回、6 から 6.9 の地震が 29 回発生しており、マグニチュード 6 以上の地震は平均して 34 年に 1 回の割合で起こっている。

第２　今後の地震予測

現在の技術では、いつ、どこで、どれくらいの大きさの地震が起こるかを予測する地震の予知は不可能である。過去の事例によると、巨大地震の前に内陸部でいくつかの地震が発生する活動期があり、南海トラフの巨大地震の発生でしばらく静穏期を迎えるパターンが指摘されている。

前回の巨大地震は、1944（昭和 19）年の東南海地震、1946（昭和 21）年の南海地震であった。この時は、1891（明治 21）年の濃尾地震（マグニチュード 8）から、内陸部の活動期が始まり、北丹後地震（1927 年）、鳥取地震（1943 年）などがあり、1948（昭和 23）年の福井地震などで活動期が終わったといわれている。この福井地震のあと、マグニチュード 7 クラスの地震は西南日本では発生せず、50 年にわたる静穏期を迎えていた。過去のパターンからみて、兵庫県南部地震は西南日本の地震活動期の新たな本格的なはじまりを意味すると考えてよい。

1995 年から次の活動期に入ったとすると、それにともなって内陸の活断層のどれかがまた運動することになるが、どの活断層が動くかという予測は現在のところできない。前回の地震活動期には山陰・北陸・中部地域に大地震が集中して発生した。淡路島の北部～六甲山麓の活断層系からはじまった今回の活動期においては、京阪神地域から名古屋を含む地域の活断層系が次々に大地震を起こす可能性が考えられる。

第２節　京都南部地域の活断層の分布

第１　活断層の定義と認定

兵庫県南部地震でクローズアップされたように、近畿圏は活断層が多く分布する地域の一つである。活断層は、「最近に運動したことのある断層」と、やや曖昧に定義づけられている。「最近」とは地質学的タイムスケールの「最近」であるが、いつから以降とするかは統一されていない。

なお、活断層研究会（1991 年）は、第四紀すなわち約 200 万年前から現在までの間に活動したとみなされる断層を活断層としている。

この定義によると、地図上に表示される活断層とは、①200 万年前から現在までに動いたとみなせる地形・地質上の特徴があるもの、あるいは調査によって確かめられたもの。②大地震にともない、地表に断層が出現したことが史料の上で記録されているもの。……「地表地震断層」と呼ぶ。③地震動の源となる基盤内の断層。……「震源断層」と呼ぶ。のすべてということになる。

③の震源断層が、地表面において直接見られるケースは限定されている。このことから活断層は、震源断層で破壊が進んだ結果、地表面に現れた傷として認められる①及び②をさす場合が多い。

兵庫県南部地震を契機に、活断層の見直しが行われており、国土地理院も都市圏における活断層を見直している。京都府域でも委員会が作られ見直しが行われている。この委員会としての活断層の定義は、

活動時期をさらに限定して、数 10 万年前以降に活動したと見なされる断層のみを活断層として特定している。

つまり、現在においても、地表面に断層活動の傷跡が残っていると推定されるものに限定している。

第２　活断層（地表地震断層）の分布

＜京都市山科区から宇治市菟道にかけての活断層＞

広域行政圏付近の山科盆地東側の醍醐山地沿いには、沖積層や洪積（段丘）層中に断層崖を形成するような、ほぼ南北の走向をもつ明瞭な断層が分布する。これらは、従来より醍醐山地・宇治丘陵と西側低地部との境界を形作るとされてきた黄檗断層の北端部にあたる。黄檗断層は、宇治市菟道付近の丘陵地や段丘層中でも地形変位として判読できる。活断層マップには、これを震源断層として表した。山科盆地の西側の桃山丘陵沿いにも明瞭な活断層や地層の撓曲（どうきょく）が確認され、これらは花山断層及び勧修寺断層にあたる。

＜京都市東山区から伏見区にかけての活断層＞

桃山丘陵の西側には明瞭な活断層が判読できる。これが桃山断層であり、全国的にも有数の活断層である花折断層につながる可能性があると考えられ、活動した場合は圏域にも甚大な影響を及ぼすおそれがあると考えられる。

＜宇治市伊勢田町から城陽市寺田にかけての活断層＞

従来、山地と低地との境界部が黄檗断層であると認識されてきたが、今回の判読結果では最新の断層活動は、それより低地部の方に 1～2ｋｍ程度ずれていることがわかった。明瞭な断層崖はみられないが、地層の撓曲などをあらわす地形的な凹凸が判読でき、活断層であると推定される。

＜城陽市中から井手町多賀にかけての活断層＞

１ｋｍ程度の連続性が確認されたに過ぎないが、従来井手断層として知られている断層が確認された。活断層マップには、黄檗断層から連続している震源断層として表現した。

＜和束町、笠置町から南山城村内にかけての活断層＞

和束川右岸の山地部には和束谷断層、木津川沿いには木津川断層が確認された。これらも万一活動が起これば、圏域内に被害をもたらすおそれのある断層である。

＜京都市西京区から大山崎町にかけての活断層＞

西山丘陵と京都盆地との境界部は、段丘内に地層のずれや傾きをともなう断層崖がはっきりと読み取れる。走向は、南北方向ないし北北西～南南東方向と、これにほぼ直交する東北東～西南西方向の 2 系統が認められる。これらは、西山断層、樫原断層、光明寺断層、走田断層、金ヶ原断層、天王寺断層等と呼ばれる一連の断層郡である。この地域では、露頭において断層の変位が大阪層群中の砂層のずれ（約 5m）として確認された。

＜大山崎町から高槻市にかけての活断層＞

北摂山地内及び山地周辺部の段丘内に東西ないし北東～南西方向の断層崖が認められる。これらは有馬～高槻構造線と呼ばれる一連の断層群の東端にあたる。低地部への延長は航空写真からは読み取れない。

＜八幡市橋本（三川合流部付近）から京田辺市･枚方市･交野市にかけての活断層＞

男山丘陵及び甘南備山丘陵と東西の低地との境界部に、ほぼ南北方向ないし北東～南西方向の明瞭な断層崖が確認される。延長は数キロメートルにわたり、交野断層及び従来普賢寺撓曲、東畑撓曲、富雄川撓曲等として記載されていた撓曲群にあたる。

第３節　京都南部地域の震源断層

第１　震源断層の取り扱い

広域行政圏を構成する６市４町、又はその近傍で大地震が発生した場合、どの程度の被害が生じるかを予測するには、地盤の特性を考慮した地表面における地震動を求める必要がある。そのため、震源断層の破壊過程及び表層地盤の地層構成による増幅を考慮できるような手法を取り入れた強震解析を行い、地震地域の分布を求めることとした。このための作業及び解析は、①震源断層の決定、②地盤の地震応答解析、③強震地域マップの作成の順序で行った。

第２　活断層に対する震源断層の位置

航空写真で判読できるような地形上の変位は、震源断層が活動した結果が、地表に現れたものであり、必ずしも震源の位置と一致しない。長年にわたり繰り返し活動してきたような比較的大きな震源断層の場合は、変位の累積により大きく地形が変化するとともに、これにともない地表で変位が現れる場所は次第に移動すると考えられる。また、圏域に多い逆断層型の断層活動の地域では、表層での変位は震源の真上に現れないことが多い。

また、震源の深度は、京都周辺における微小地震の深度分布が15ｋｍ付近に集中していること、あるいは地温勾配から判断しても、15ｋｍ付近以深では岩盤は破裂しにくいと考えられる。本調査では、京都大学大学院理学研究科の尾池和夫教授と岡田篤正教授のご指導を仰ぎ、3つの面から震源断層を決定し解析を行った。すなわち①震源断層の位置は、大きな山地と平野の境界を形成するような構造の位置とする。②震源断層の延長は、活動の方向などの似通った一連の断層をすべて含むようにとるものとする。③震源深度は、15ｋｍより浅い深度で決定する。

第３　震源断層の決定

今回の強震解析を行う広域行政圏域は、近畿三角帯の活断層の北の角にあたり、圏域内及び近辺には、いくつかの断層が認められる。また、どの断層が活動するかにより、圏域内の地震分布は、かなり異なることが考えられる。

そこで、大規模な地震を発生させる可能性が最も高い震源断層を選定し、断層の破壊過程を考慮して、いくつかのパターンによる解析を行った。

解析の対象として採用した震源断層は、圏域の中心近くを通り南北に走向をもつ黄檗～井手断層、圏域の西部にあるほぼ東西方向の走向をもつ有馬～高槻構造線の東端部、圏域の北西部の曲線状で南北方向の走向をもつ西山断層、そして圏域の北部にある北北東走向をもつ花折断層南部の４つの震源断層を選定した。

これらの震源断層は、近畿三角帯の活断層の境界における一部を構成する断層であり、これらの断層の周辺に地表地震断層、いわゆる活断層が確かめられており、京都南部地域で活動する可能性の高いものであると考えられる。

この他、圏域内あるいはこれに隣接したところで和束谷断層など同種の活断層が数本認められるが、断層の長さから判断した場合、発生するマグニチュードは６以下であるため、今回の解析の対象外とした。なお、それぞれの震源断層の名称については、今回の調査で確定された活断層に名称が付与されていないため、東京大学出版会「新編日本の活断層」により名前をつけた。

第４　解析に用いた震源断層

＜黄檗～井手断層＞

航空写真から地表で認められるこの２つの断層は、地下深部では一つの断層系と考えられるため、１つの震源断層を仮定して取り扱った。この震源断層は、全体的に穏やかな曲線状で南北方向の走向を示し、全長は24ｋｍ程度であり、東方に80度程度傾斜していると判断される。「新編日本の活断層」によると976年7月22日には、北部付近でマグニチュード6.7以上の地震が、1070年12月1日には、当断層の南部付近でマグニチュード6～6.5の地震が発生したとの記録がある。従って、記

録上は、現在まで900年以上この断層は活動していないことになる。また、近畿三角帯の活断層の一辺が、兵庫県南部地震では動いたということを考慮すれば、近い将来、当断層が活動することを前提とした災害予測が必要である。

＜有馬～高槻構造線＞

いくつかの断層により構成されており、芦屋市の六甲山から八幡市まで達している。一般的に走向はほぼ東西方向であり、傾斜は北方に80度程度とされる。当断層は確実な活断層であるが、慶長地震（1596年9月5日）において活動したことを考慮すれば、近い将来活動する可能性は低いという考えもある。しかしながら、さきの兵庫県南部地震の震源断層の動きが、当断層で止まったようであることを考慮すると、有馬～高槻構造線の東部が動きだしてもおかしくないと考えられる。従って、ここでは、この断層の東部を選定し、強震解析の一つのケースとした。

＜西山断層＞

南北方向の走向で部分的に曲線状を示し、傾斜は西方に80度程度と判断される。北端では亀岡断層と接する。また、当断層の東側、つまり長岡京市と向日市付近では4つの短い活断層（光明寺断層、金ヶ原断層、走田断層及び天王山断層）が分布しており、圏域内では最も活断層が密に存在している領域である。

＜花折断層＞

近畿北部で最も一般的に知られている断層であり、北北東走向をもつ右横ずれ（多少は逆断層成分も示す）で、傾斜は東方に80度程度と判断される。当断層は、近畿地方では近い将来、活動する可能性が最も高い断層といわれている。また、花折断層は圏域の北側にあたるが、航空写真では断層の南端部圏域の北部に食い込んでいるように見られるため、本調査では、断層の長さを40ｋｍと指定するとともに震源を断層の中央部に決定し、1つのケースとして解析を行うことにした。

第４節　京都南部地域の強震分布

第１　地盤の地震応答解析

＜解析手法の基本的な考え方＞

地盤の地震応答解析によって、地震が発生した場合に地盤がどのように挙動し、どの程度の力が発生して、どれぐらい地面が揺れるか、つまりどの程度の地震動が発生するかを明らかにできる。

地震動とは、断層の破壊によって発生した波動が地盤を伝播することにより生じる振動現象である。これは極めて複雑なメカニズムによって引き起こされる現象であり、伝播経路の特性、断層の破壊過程、観測地点周辺の地形、地盤条件などが複雑に影響しあっている。従って、本解析では、震源断層の破壊過程及び表層地盤の地層構成による増幅を考慮できる解析手法を採用した。

そこでボーリングデータに基づいた地盤構成の解析を行い、得られた地盤構成をもとに地震解析を行った。各ケースにおける地震解析条件は、次の表にまとめてある。

各断層における強震解析条件

震源断層名		長さＬ (km)	幅 W (km)	走向／傾斜	深さ D (km)	震源 (km)	地震モーメント Ｍｏ (dyn-cm)	マグニチュード	
黄檗－井手断層		24	11	N-S/80E	3	14	8.804E＋25	7.0	
有馬－高槻構造線		44	11	N75E/80N	3	14	2.185E＋26	7.2	
西山断層	a	4.5	6	N10E/80W	3	9	2.879E＋24	5.9	6.3
	b	7.5	6	N20W/80W	3	9	6.196E＋24	6.2	
花折断層		40	11	N15E/80E	3	14	1.894E＋26	7.2	

第２　強震地域マップ

＜ケース１　黄檗～井手断層（震源北部）＞

断層破壊は、北部からはじまり、南の方へ進行していくパターンである。震度６（強）以上の強い地震分布領域は、断層沿いにあらわれて低地の方に広がっていく。城陽市、久御山町及び井手町のほ

ぼ全域が、この領域に含まれる。また、この中で震度７の非常に強い地震分布領域が、震源断層に近い井手町、城陽市、京田辺市で部分的に、そして宇治市の一部でみられる。

＜ケース２　黄檗～井手断層（震源中央部）＞

断層破壊は、中央部からはじまり、断層の両側へ進行していくパターンである。震度６（強）以上の強い地震分布領域は、震源を中心として広い範囲にわたっている。宇治市、城陽市、久御山町、井手町及び八幡市のほぼ全域がこの領域内に含まれる。また、震源断層に近い宇治市、城陽市の広い範囲で、震度７の非常に強い強震分布領域がみられる。当ケースが最も広い範囲にわたり強震地域が広がると考えられている。

＜ケース３　黄檗～井手断層（震源南部）＞

断層破壊は、南部からはじまり、北の方へ進行していくパターンである。この場合、震度６（強）以上の強い地震分布領域は、北部に広く現れ、宇治市、城陽市、久御山町のほぼ全域がこの領域内に含まれる。また、震度７以上の非常に強い地震分布領域は、震源断層に近い宇治市北西部及び北部と城陽市の北部の一部でみられる。

＜ケース４　有馬～高槻構造線（震源中央部）＞

断層破壊は、断層の中央部からはじまり、両側へ進行するパターンである。このケースは断層が東端の一部しか解析領域に入らないため、震度６（強）の強い地震分布領域は、他のケースほど広くないとみられ、震度７の強震分布領域はみられない。震度６（強）の分布領域は、断層沿いにみられ、大山崎町ほぼ全域、八幡市の大部分（西部）と久御山町の一部がこの領域内に含まれる。

＜ケース５　西山断層（震源中央部）＞

断層破壊は、断層の中央部からはじまり、両側へ進行するパターンである。西山断層は、圏域の北東部にあるため、高い震度階級は圏域全体に広がらない。しかし、震度６（強）以上の強い地震分布領域が震源を中心として北西部に広がっており、向日市、長岡京市、大山崎町、久御山町、八幡市のほぼ全域と、宇治市、城陽市及び京田辺市の一部がこの領域に含まれる。また、震源に近い向日市、長岡京市、大山崎町では、全域にわたり震度７の非常に強い強震分布領域が広がっている。

＜ケース６　花折断層（震源中央部）＞

断層破壊は、断層の中央部からはじまり、両側へ進行するパターンである。震度６（強）の分布領域は、断層沿いに北西部及び西部に広がっており、久御山町の全域、向日市、長岡京市、大山崎町及び八幡市の大部分がこの領域に含まれる。なお、震度７の分布領域はみられない。

第５節　京都南部地域の液状化危険地域

第１　液状化の概要

液状化とは、土の間隙水圧が上昇して有効効力が減少する結果、飽和砂質土が剪断強さを失い、あたかも土が液体のような挙動を示すことをいう。液状化現象は、地震時にゆるい砂が繰り返し剪断を受けることで間隙水圧が上昇して生じることで知られている。

地震時にゆるい砂が繰り返し剪断力を受けると、土粒子のかみ合わせがはずれて密になろうとするが、間隙水が急激な剪断のため移動できず、上からの土の重みを水圧で支える状態となり、間隙水には静水圧以上の過密な水圧が発生する。そして粒子のかみ合わせがはずれ剪断強度が発揮できなくなり、土は上からの荷重を支持する能力がなくなり、あたかも液体のような状態になる。上からの土等の荷重を受け堆積収縮を起こそうとし、液状化後に地盤沈下を起こすことがある。そのような荷重が作用しない条件では、再びゆるい状態で堆積してしまうことがある。ゆるい砂地盤が繰り返し液状化するのはこのためである。

一般的にある程度以上の地震動を受けた場合に、①地下水面の飽和した砂地盤。②細粒土の含有率が低く、粒径のそろった粒砂。③N値の低いゆるい地盤。という条件を満たす砂質土は、液状化を起こしやすいとされている。（N値が小さいほど、ゆるい地盤であり、液状化しやすい。）

第２　液状化危険度マップ

日本において液状化が記憶されているのは、地震動が震度５以上の場合であり、従って、液状化が発生する地震動の目安は震度５以上と考えられる。「液状化危険度マップ」で危険性が高いと判定された地域（ある規模以上の地震動を受けると液状化すると考えられる地域）は、市域では以下のとおりとなる。

① 八幡市三本橋周辺（鳩ヶ峰東側の低地部）
② 戸津周辺（国道１号線付近）
③ 岩田周辺（防賀川右岸側）

液状化する危険性がある地域（強い地震動を受ければ液状化する可能性がある）は、本市の沖積低地にあたる地域である。

資料－38　地震時における火災の拡大防止に関する調査　　（震災対策編 P184）

抜粋（図表については省略）

第１　兵庫県南部地震に見る地震災害

１　火災による被害状況

1995（平成 7）年 1 月 17 日に発生した兵庫県南部地震は、死者 6,432 人、損壊家屋 249,180 棟、全焼建物 6,982 棟（消防庁）の甚大な被害をもたらした。

地震発生直後から兵庫県（260 件）、大阪府（32 件）、京都府（1 件）、奈良県（1 件）の２府２県において地震が原因とみられる火災が発生した。火災は 10 日後の 26 日までに及び、火災発生総数 294 件、焼失面積 65 万 9,160 ㎡に達した。

地震発生から 3 日間に発生した火災件数は、237 件で、市別にみると神戸市（138 件）が最も多く、次いで西宮市（41 件）、大阪市（15 件）など、被害は兵庫県に集中した。

特に神戸市では、地震発生後 10 日間の火災発生件数は 175 件で焼損家屋 7,388 棟という甚大な被害であった。このうち、地震発生時刻の 5 時 46 分以降の約 15 分間に 53 件、6 時台に 12 件と 17 日に発生した火災の半数は地震直後の 5 時台に集中しており、同時多発的発生という状況がみられる。

２　震災時の気象状況

地震が起こった 1 月 17 日 6 時の気象状況をみると、乾燥注意報が発表されており、天候は曇、風向きは北東の風 4.6m/秒、湿度 54%、気温 3.4℃と燃えやすい気象条件であった。

３　延焼拡大の推移

延焼動態については東京消防庁が、焼失面積約 1 万㎡以上であったと予想される 11 地区での調査を行った。

風速と延焼速度との関係を回帰分析した結果、風下及び風側方向の延焼速度は、風速が 1m/s を超えると次第に増加し、風速 3m/s を境に著しく増加する傾向が認められ、風上方向は、風速 4m/s 以下の場合、変化は認められなかったとしている。

また、神戸市における市街地の大火の特徴として、次の点をあげている。

① 焼失区域内の建物は、地震動により半数近くが全壊または大破し、倒壊などを免れても防火建造物は外壁モルタルの剥離や屋根瓦の落下などにより、火災に対し脆弱となっていたと推定される。

② 焼失区域内の耐火建造物については、倒壊しているものもあるが、多くは地震動により窓ガラスなどの開口部が破壊され、この開口部を介して延焼したものと推定される。

③ 街区から街区への延焼拡大の多くは、道路上への木造家屋の倒壊などが延焼経路を形成し、他の街区への延焼拡大の媒介要因となった状況が見分できる。

④ 商店街のアーケードは、隣接する街区への延焼経路となった状況が認められる。

⑤ 無風に近い気象条件下であっても、建物や道路などの街区構成及び火災の延焼状況などから、小規模な火災旋風が発生し、複雑な延焼経路を呈した状況が認められた。

⑥ 耐火建築物から木造建物、耐火建物から耐火建物へと延焼拡大した状況も数ヵ所で確認された。しかし、木造建物から木造建物への拡大に比べ、耐火建物を介した場合の延焼拡大の速さは緩慢であることが確認された。

⑦ 地震直後の火災は、時間経過とともに拡大したが、市民の多くがそれぞれの地区で防火水槽の水のバケツリレーや公園の砂などによる消火活動を行い、延焼速度を遅延する効果があった。

４　焼け止まり要因

消防庁消防研究所が行った焼け止まりに関する現地調査の結果から、延焼焼け止まりの要因として次のように考察している。

＜建築物都市計画的な面の考察＞

① 耐火造建物で隣接建物に面する外壁に開口部がほとんどないもの、また開口部があっても延焼のおそれのある部分に設けていないものについては延焼を免れ、延焼阻止に役立っている。なお、耐火造建物の開口部が網入りガラスのものは延焼を免れている例が多い。

② 耐火造建物でも隣接建物に面する外壁に大きな開口部があるもの、また開口部が網入りガラスで防護されていないもの、さらに建物変形によって開口部や外壁が破損し穴が開いたものは、その耐火性能が機能せず延焼してしまっている。

③ 上記のような耐火造建物や空き地等が道路沿いに連続している部分は、延焼阻止線として機能している。一方、耐火造建物でも、木造建物地域内に孤立して建っているような場合、また耐火造建物や空き地等が道路沿いに連続しておらず歯抜けのようになっている部分は、有効な延焼阻止帯として機能しない場合があり、建物単体だけでなく集団として対策を考える必要がある。

④ 防火木造であっても、モルタル壁等の外壁仕上げ材が剥離していないもので、隣接建物に面する外壁面に開口部がない、もしくは小規模で網入りガラスによって防護されているものは延焼を免れていたり、延焼防止に役立っているものがある。

⑤ 幅員の広い道路、学校の校庭、公園、駐車場、敷地内空き地の空間は延焼防止に役立っている。

＜消防活動など人為的な面の考察＞

① 木造密集街区内の狭い街路（2～3m）や隣接した木造家屋の間でも、消防隊の放水により延焼阻止が行われた箇所がある。なお、長距離中継放水が開始されるまでの間に利用された水利の多くは公設消火栓ではなく、防火水槽、学校のプール、企業等の貯水槽、河川などである。

② ガソリンスタンドや避難場所となっていた学校等の重要消防対象物に対して、消防隊が集中的に消火活動を行い、延焼を阻止した例がある。ガソリンスタンドの場合は、林地境界の防火壁の効果と相まって延焼阻止がなされたと思われる。

③ バケツリレーや消化器による初期消火をはじめとして、道路上の廃材の撤去、家屋の破壊、トタン板の延焼建物への対向壁面へのたてかけ等、地域住民の活動によって、延焼阻止がなされた例が幾つもあった。

④ 消防活動障害には、消火栓が使用できなかったことのほか、道路上への家屋倒壊による通行障害や交通渋滞による消防車の走向障害が多くあった。

⑤ 焼け止まり要因として、総じて大きなウエイトを占めている「道路」は全体平均で40%である。次いで「空地」、「耐火造、防火壁等」がほぼ23%前後となっている。

⑥ 一方「放水等消防活動等」（これらは主に公設消防による放水で一部住民によるバケツリレー等の消火活動がある）は、14%程度であるが消防活動阻止線の総延長距離2,316mということを考えると、小さな数値ではないといえる。

第２　八幡市における地震火災の諸要因

1991（平成3）年に京都府の行った「地震時における火災の拡大防止に関する調査・報告書」から八幡市における延焼阻止要因と延焼拡大要因を抽出した。ただし、この調査は当然のことながら、兵庫県南部地震の教訓は入っていない。今後、この調査に種々の要素をとり入れながら、防災力の向上に取り組まねばならない。

1　延焼阻止要因

調査対象地域の面的阻止要因は、北部に石清水八幡宮南部の山林地域、東部に田畑地域、西部に大規模な非木造建物の集合する団地、南部に円福寺のある山林地域から構成され、いずれもかなり広い面積を有するまとまりのある面的要因といえる。

線的阻止要因は、東部の大谷川（南北方向）、西部団地内の道路、八幡城陽線（東西方向）、幣原線（南北方向）、国道1号が主なものです。

防火水槽等は、建物が立地している地域は消防基準等に基づき配置されており、水利基準に適合しない地域については年次計画で調整を図るものとする。

2　延焼拡大要因

危険施設及び高圧施設は、点在しているが、特に集中している地域はない。

消防車両通行不能道路は、調査地域北部の市街地と東部の戸津地区に見られる。

3　延焼阻止要因評価

a）不燃化地区（メッシュ）等の検討

調査地域の中央に、「焼失の恐れのある地区」と「不燃化推移地区」の連担地区がみられるほか、2メッシュ程の集まりが散在している。これらの状況をみても、本地域は面的阻止要因により延焼可能領域から分割されて、大規模な延焼は起こりにくい地区といえる。

b）延焼遮断効果判定

ア）想定条件

風　速：　8m/sec.

風　向：　SW

イ）延焼区画数

6区画

ウ）延焼遮断効果判定

算出した必要空地幅（ｄ１）と現状幅（ｄ）により、不足空地幅（ｄ´）を求め、延焼遮断性能ランクを付ける。

延焼遮断性能ランク	ｄ´
A	延焼遮断効果あり
B	0　＜　ｄ´＜5m
C	5　＜　ｄ´≦10m
D	10　＜　ｄ´≦20m
E	ｄ´＞20m

遮断帯のうち、③－④の遮断帯がランクC、Eと判定された。

①－②と⑤－⑥はともにランクEと判定された。

①と②の連担地区は南北方向に伸びた地区であり、東西方向の遮断帯の整備が有効である。

4　防火樹の植樹

市街地の延焼防止に街路樹や生け垣等の樹木が延焼遮断物として機能することは知られている。今後のまちづくりの指針となる「安全で快適な生活環境づくり」に防火樹木の植樹を積極的に取り入れていくことも大切なこととしてある。

＜樹木の耐火性と防火植樹＞

⑴　防火植性用樹種

a）葉の含水量が多く、葉が厚いこと――水分が多いと比熱が大きいから、葉が熱せられたとき、葉温が上がりにくい。また葉が厚いと、水分が焼失するまでに時間が長くかかり、それだけで葉に引火する時間が遅れる。

b）葉は広葉で密集していること――樹冠における空隙が少ないほど、遮熱や防風の効果が大である。

c）常緑であること――火災は冬季に多く発生するから、落葉樹よりも常緑樹の方が有利である。なお、枯葉は枝についたまま残らずに落ちてしまうものがよい。

d）樹冠の中心が軒下にあること――木造家屋では、軒下部分が延焼の最弱点であるから、この付近を樹冠で遮蔽できることが望ましい。

(2) 耐火樹

枝葉や樹幹が延焼しても、樹木自身早期ね萌芽し樹勢を回復する樹木を耐火樹という。一般に樹皮が厚くコルク層によって保護されていて、萌芽性の大きいものは樹勢が強いのでその傾向を示す。

防 火 用 樹 種	
高 木	クロガネモチ、ユズリハ、モッコク、タラヨウ、ツバキ、モチノキ
中 木	サンゴジュ、サカキ、ネズミモチ、マヒサカキ、ヒイラギ、サザンカ、シキミ、ヒサカキ
低 木	キョウチクトウ、アオキ、ヤツデ、トベラ

耐 火 樹 種	
針 葉 樹	イチョウ、アスナロ、コウヤマキ、カヤ
常緑広葉樹	サンゴジュ、シイ、シラカシ、タラヨウ、ヒサカキ、ジンチョウゲ、マサキ、マテバシイ、モッコク、ナンテン
落葉広葉樹	アオギリ、カエデ、ミズキ、センタン、クヌギ
単 子 葉 樹	バショウ、シュロ

(3) 燃えやすい樹種

防火効果を期待するとことでは、燃えやすい樹種は使用しないのがよい。

a）針葉樹は葉が細く、枯葉が残存して、延焼性が大きい。

b）葉に脂肪分のある樹木、たとえば、マツ、スギ、クスノキなどはいったん引火すると勢いよく燃える。その他、カヤ、タイサンボクモクセイ、シイなどもよく燃える。

８　様　式

資料－39　災害情報報告様式　　（災害対策共通編 P55）

<table>
<tr><td colspan="6">災　害　情　報　　第　　報</td></tr>
<tr><td>対策（警戒）支部
（広域振興局）</td><td>月　日
時現在</td><td>発信
者名</td><td></td><td>受信
者名</td><td>（　時　分受）</td></tr>
<tr><td>報告事項</td><td colspan="3"></td><td>記
事</td><td>□ 新　規
□ 続（詳）　報
（第　報関連）</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

資料－40　災害概況即報様式　　（災害対策共通編 P55）

災害概況即報

災害名　　（第　　報）

	年　月　日　時　分
振興局名	
報告者名	

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の状況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害の状況</td><td rowspan="2">死傷者</td><td>死者</td><td>人</td><td>不明</td><td>人</td><td rowspan="2">住家</td><td>全壊</td><td>棟</td><td>一部損壊</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>負傷者</td><td>人</td><td>計</td><td>人</td><td>半壊</td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>応急対策の状況</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

資料－41　被害状況報告様式　　（災害対策共通編 P54、P55）

被害状況報告書(1)

災害名：

第　　報	本 対策 部 支	月　日　時現在	受信時刻	月　日　時現在	発信者	
					受信者	

発生年月日	振興局名 市町村名

項　目			単位	符号	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
人的被害	死　者		人	(1)						
	行方不明者		人	(2)						
	負傷者	重　傷	人	(3)						
		軽　傷	人	(4)						
住家損害	全　壊 (焼)		棟	(5)						
			世帯	(6)						
			人	(7)						
	半　壊 (焼)		棟	(8)						
			世帯	(9)						
			人	(10)						
	一部損壊		棟	(11)						
			世帯	(12)						
			人	(13)						
	浸水	床　上	棟	(14)						
			世帯	(15)						
			人	(16)						
		床　下	棟	(17)						
			世帯	(18)						
			人	(19)						
非住家被害	公共建物		棟	(20)						
	その他		棟	(21)						
その他の被害	田	流出埋没	ｈａ	(22)						
		冠　水	ｈａ	(23)						
	畑	流出埋没	ｈａ	(24)						
		冠　水	ｈａ	(25)						
	文教施設		箇所	(26)						
	病院		箇所	(27)						
	道路	冠　水	箇所	(28)						
		崩　壊	箇所	(29)						
		その他	箇所	(30)						
	橋りょう		箇所	(31)						
	河　川		箇所	(32)						
	港　湾		箇所	(33)						
	砂　防		箇所	(34)						
	崖くずれ		箇所	(35)						
	地すべり		箇所	(36)						
	土石流		箇所	(37)						
	林地崩壊		箇所	(38)						
	清掃施設		箇所	(39)						
	道路普通		箇所	(40)						
	被害船舶		隻	(41)						
	水　道		戸	(42)						
	電　話		回線	(43)						
	電　気		戸	(44)						
	ガ　ス		戸	(45)						
	ブロック塀等		箇所	(46)						
	ビニールハウス等		棟	(47)						
	農　道		箇所	(48)						
	農林水産業施設		箇所	(49)						
	畦畔崩壊		箇所	(50)						
	農作物（　　）		ｈａ	(51)						
火災発生	建　物		件	(52)						
	危険物		件	(53)						
	その他		件	(54)						
り災世帯数 (全・半壊+床上浸水)			世帯	(55)						
り災者数 (全・半壊+床上浸水)			人	(56)						

被害状況報告書(2)

災害名：

項目		単位	符号						
		市町村名							
		発生年月日		・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
公立文教施設		千円	ⓐ						
農林水産業施設		千円	ⓑ						
公共土木施設		千円	ⓒ						
その他の公共施設		千円	ⓓ						
小　計		千円	ⓔ						
	公共施設被害市町村	団体	ⓕ						
その他	農産被害	千円	ⓖ						
	林産被害	千円	ⓗ						
	畜産被害	千円	ⓘ						
	水産被害	千円	ⓙ						
	商工被害	千円	ⓚ						
	林地被害	千円	ⓛ						
		千円							
		千円							
	その他	千円	ⓜ						
	小　計	千円	ⓝ						
被害総額		千円	ⓞ						
災害対策本部	設置	年月日	ⓟ	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	閉鎖	年月日	ⓠ	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
災害警戒本部	設置	年月日	ⓡ	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	閉鎖	年月日	ⓢ	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
消防職員出動延人数		人	ⓣ						
消防団員出動延人数		人	ⓤ						
市町村職員出動延人数		人	ⓥ						
その他出動延人数		人	ⓦ						
出動延人数合計		人	ⓧ						

資料－42　り災証明書　　（災害対策共通編 P54、P112）

受付番号

罹　災　証　明　書

世帯主住所	
世帯主氏名	
追加記載事項①	

罹災原因	年　月　日の　　による

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家。）

追加記載事項③	

上記の通り、相違ないことを証明します。

年　月　日

八幡市長

資料－43　国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の様式　　(風水害対策編 P155)

発表者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　大阪管区気象台

→

	第１受報者
機関名	

→

	第２受報者
機関名	

→

	第３受報者
機関名	

⑥－１

正規

淀川はん濫注意情報

淀 川 洪 水 予 報 第 ○ 号
洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
令和００年０月０日００時００分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】淀川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】淀川の枚方水位観測所（枚方市）では、○○日○○時○○分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで

す。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
淀川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

淀川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
枚方 水位観測所 （枚方市）	00日00時00分の状況	4.50	■	■			
	00日01時00分の予測	4.60	■	■	■		
	00日02時00分の予測	4.70	■	■	■		
	00日03時00分の予測	4.80	■	■	■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	枚方水位観測所 枚方市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	5.50		
レベル３水位 避難判断水位※	5.40		
レベル２水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル１水位 水防団待機水位	2.70		
受け持ち区間	淀川		
	左岸　桂川、宇治川、木津川 三川の合流点から海まで		
	右岸　桂川、宇治川、木津川 三川の合流点から海まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	大阪府高槻市、 大阪府摂津市、 大阪府三島郡島本町、 大阪府大阪市、 大阪府守口市、 大阪府枚方市、 大阪府寝屋川市、 大阪府吹田市、 大阪府茨木市、 大阪府大東市、 大阪府門真市、 大阪府東大阪市、		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区地方気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

発表者	→		第１受報者	→		第２受報者	→		第３受報者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　大阪管区気象台		機関名			機関名			機関名	

⑥－2

正規

宇治川はん濫注意情報

宇治川洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和００年０月０日００時００分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】宇治川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】宇治川の槇尾山水位観測所（宇治市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
宇治川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

宇治川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
槇尾山 水位観測所 （宇治市）	00日00時00分の状況	3.00	■	■			
	00日01時00分の予測	3.10	■	■	■		
	00日02時00分の予測	3.20	■	■	■		
	00日03時00分の予測	3.30	■	■	■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	槇尾山水位観測所 宇治市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	3.60		
レベル３水位 避難判断水位※	3.50		
レベル２水位 氾濫注意水位	3.00		
レベル１水位 水防団待機水位	2.00		
受け持ち区間	宇治川		
	左岸　京都府宇治市宇治塔之川36番の２地先から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで		
	右岸　京都府宇治市大字紅斎25番の8から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市、 京都府宇治市、 京都府八幡市、 京都府久世郡久御山町、		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区地方気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　　大阪管区気象台		機関名		機関名		機関名

⑥－３

正規

木津川下流はん濫注意情報

木津川下流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和００年０月０日００時００分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】木津川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】木津川の加茂水位観測所（木津川市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
木津川下流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

木津川下流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
加茂 水位観測所 （木津川市）	00日00時00分の状況	4.50	■	■			
	00日01時00分の予測	4.60	■	■	■		
	00日02時00分の予測	4.70	■	■	■		
	00日03時00分の予測	4.80	■	■	■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	加茂水位観測所 木津川		
レベル４水位 氾濫危険水位※	6.00		
レベル３水位 避難判断水位※	5.90		
レベル２水位 氾濫注意水位	4.50		
レベル１水位 水防団待機水位	2.50		
受け持ち区間	木津川市		
	左岸　京都府木津川市加茂町山田野田３から淀川への合流点まで		
	右岸　京都府相楽郡和束町大字木屋桶渕22-2から淀川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市、 京都府宇治市、 京都府城陽市、 京都府八幡市、 京都府京田辺市、 京都府木津川市、 京都府相楽郡精華町、 京都府久世郡久御山町、 京都府相楽郡和束町、 京都府綴喜郡井手町、		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区地方気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

発表者	→		第１受報者	→		第２受報者	→		第３受報者
国土交通省　淀川ダム統合管理事務所 気象庁　大阪管区気象台		機関名			機関名			機関名	

⑥－５

正規

桂川下流はん濫注意情報

桂 川 下 流 洪 水 予 報 第 ○ 号
洪 水 注 意 報 （ 発 表 ）
令和００年０月０日００時００分
淀川ダム統合管理事務所・大阪管区気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】桂川下流では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】桂川の桂水位観測所（京都市）では、○○日○○時○○分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みで

す。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
桂川下流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位）

木津川上流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
桂 水位観測所 （京都市）	00日00時00分の状況	3.80					
	00日01時00分の予測	3.82					
	00日02時00分の予測	3.84					
	00日03時00分の予測	3.86					

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	桂水位観測所 京都市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	4.00		
レベル３水位 避難判断水位※	3.90		
レベル２水位 氾濫注意水位	3.80		
レベル１水位 水防団待機水位	2.80		
受け持ち区間	桂川		
	左岸　京都府京都市右京区 嵯峨亀ノ尾町無番地 から淀川への合流点 まで		
	右岸　京都府京都市西京区 嵐山元禄山町国有林 38林班ル小班地先から 淀川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市、 京都府久世郡久御山町、 京都府向日市、 京都府長岡京市、 京都府八幡市、 京都府乙訓郡大山崎町、 大阪府三島郡島本町		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先
水位関係：国土交通省　淀川ダム統合管理事務所　防災情報課課　電話：072-856-3131（内線）281
気象関係：気象庁　大阪管区地方気象台　気象防災部　電話：06-6949-6303

資料－44　国土交通省が行う水防警報の様式　　(風水害対策編 P156)

発表者		第１受報者		第２受報者		第３受報者
国土交通省　淀川河川事務所	→	機関名	→	機関名	→	機関名

⑦

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
木津川	**加茂**	**第○号**

令和　　年　　月　　日　　時　　分　　国土交通省　淀川河川事務所発表

（現　況）

木津川の加茂水位観測所（木津川市）の水位は、　　日　　時　　分現在○.○○ｍです。

木津川の加茂水位観測所(木津川市)の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

（被災状況）

○○○被災

（発　表）

水防機関は準備してください。

発表フリーテキスト

（特　記）

特記フリーテキスト

淀川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
向島	0	0	0	0
枚方	0	0	0	0
桂	0	0	0	0
加茂	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0				
0				
0				
0				
0				

（参考資料）

加茂水位観測所（木津川市）

受け持ち区間：木津川

左岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字浜38から幹川合流点まで

右岸：京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通74-1から幹川合流点まで

0

0

0

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

国土交通省　淀川河川事務所調査課　　電話：072-843-2861　　（内線）359

資料－45　天ヶ瀬ダム放流連絡様式（全９種類）　　（風水害対策編 P157）

天ヶ瀬ダム放流連絡

○受信確認が必要です○　①

放 流 量 変 更 の 通 知

令和 ●年 ●月 ●●日 ●●時 ●●分 発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第 ● 号

河川水位の上昇や変動に注意！

こちらは 淀川ダム統合管理事務所　です。現在の放流量は　約 ●●m3/s　です。
天ヶ瀬ダムでは　瀬田川洗堰放流量の変更　のため
●月 ●日 ●●時 ●●分 から　約 350m3/sに　放流量を 増やします。
このため槇尾山地点の水位は　約 2．08m　になり
約 1．94m　上がる　見込みで、
宇治橋付近の流量は　約 393m3／s （水位は 約 1．53m ）　になる見込みです。
下流河川水位の 上昇 に注意して下さい。

1．放流開始の目的

瀬田川洗堰放流量の変更	琵琶湖水位低下のための瀬田川洗堰操作による放流量の変更に伴い、制限水位（又は常時満水位）を維持するため、放流量を変更する。

2．河川水位状況 （●●日 ●●時 ●●分現在）　（数字は速報値）

宇治川槇尾山地点

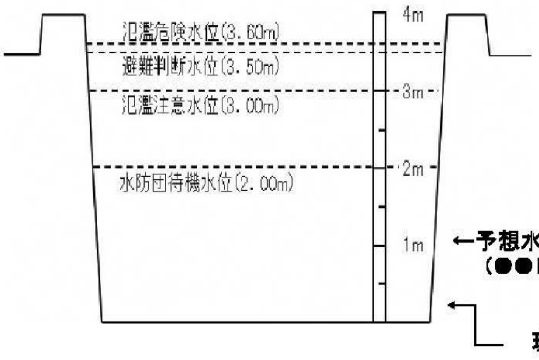

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）

※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）

※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

警報措置	第1～第7ブロック（全　域）

連絡先	発信者	受信者	時刻	連絡先	発信者	受信者	時刻
			:				:
			:				:
			:				:
			:				:

備考

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和3年6月改訂）　〔関西電力天ヶ瀬発電所 TEL：0774-21-3216，淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131〕

天ヶ瀬ダム放流連絡○受信確認が必要です○ ②

放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分発表
淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム管理支所)　淀統 第　　号

ダムからの放流量を増加！
河川水位の上昇に注意！

現在、天ヶ瀬ダムでは　　m3/s　の放流をおこなっていますが、
今後、急激放流をおこない、最大　　m3/s　の放流となる見込みです。
下流河川の急激な水位上昇に注意してください。
また、河川内へ立ち入らないように注意してください。

※ 急激放流とは操作規則に定められた放流量の増加割合を超える放流を言います。

1. 放流量を増加する目的

予備放流	貯水位を OP＋58．0m に低下させ、洪水調節に活用する空容量を確保する。
貯水位維持	流入量の増加に伴い流入量と等しい水量を放流して、貯水位 OP＋58．0m を維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
その他	（　　）

2. ダム状況（　日　時　分現在）　（数字は速報値）

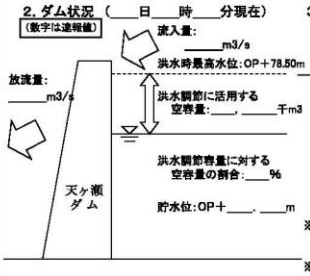

3. 河川水位状況（　日　時　分現在）　（数字は速報値）

宇治川槇尾山地点

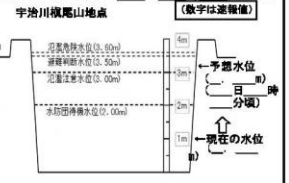

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。(危険な水位:レベル4)
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。(警戒を要する水位:レベル3)
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。(注意を要する水位:レベル2)

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所:http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報: インターネット:http://www.river.go.jp/

警報措置	第1～第7ブロック　(全 域)				
発信者名		受信者名		受信　時　分	

備考

天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認は不要です○ ③

防災操作(洪水調節)開始の情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分発表
淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム管理支所)　淀統 第　　号

河川の水量が増加しています。
河川内やその周辺には立ち入らないで下さい。

天ヶ瀬ダムでは、ダムへの流入量が洪水量(840m3/s)に達したため、
　月　日　時　分 に 防災操作(洪水調節)を開始 しました。
今後、防災操作(洪水調節)終了まで現在の放流量を継続し、
放流量を上回る流入量は、すべてダムに貯留します。

1. ダム状況　（　日　時　分現在）　（数字は速報値）

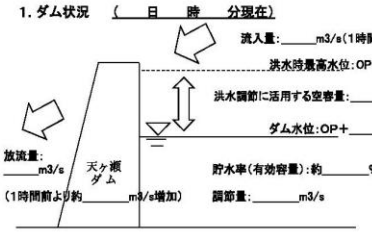

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	mm/時 (　日　時～　日　時)
	累計雨量	mm (　日　時～　日　時)
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	m (　日　時　分現在)

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所:http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報: インターネット:http://www.river.go.jp/

宇治川槇尾山地点

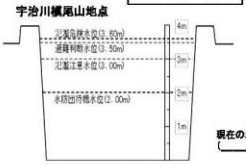

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。(危険な水位:レベル4)
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。(警戒を要する水位:レベル3)
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。(注意を要する水位:レベル2)

備考

天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認は不要です○ ④

防災操作(洪水調節)終了の情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分発表
淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム管理支所)　淀統 第　　号

天ヶ瀬ダムでは、ダムへの流入量が洪水量(840m3/s)を下回ったため
　月　日　時　分 に 防災操作(洪水調節)を終了 しました。
今後、ダム水位を低下させるため、現在の放流量を上限として放流を継続させます。
防災操作(洪水調節)は終了しましたが、河川水位が平常時の状況に
回復するまで、引き続き河川水位に注意してください。

1. 放流の目的

防災操作(洪水調節)後のダム位の低下	今回の防災操作(洪水調節)で上昇したダム水位をOP＋　mに低下させ、次の洪水調節に備える。

2. ダム状況　（　日　時　分現在）　（数字は速報値）

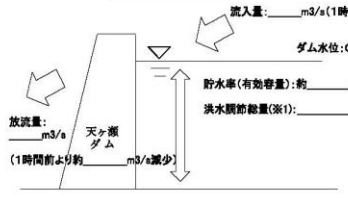

(※1)
洪水調節総量は、今回の出水で、ダムが下流の川に流れる水の量を減少させた(調節した)分の水の総量です。

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	mm/時 (　日　時～　日　時)
	累計雨量	mm (　日　時～　日　時)
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	m (　日　時　分現在)

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所:http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報: インターネット:http://www.river.go.jp/

宇治川槇尾山地点

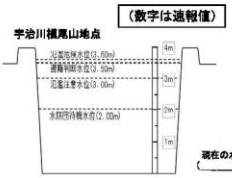

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。(危険な水位:レベル4)
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。(警戒を要する水位:レベル3)
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。(注意を要する水位:レベル2)

備考

緊　急　天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認は不要です○ ⑤

【重要情報】緊急放流　時間前の情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分発表
淀川ダム統合管理事務所(天ヶ瀬ダム管理支所)　淀統 第　　号

警戒レベル4相当:　時間後に緊急放流を実施する可能性あり

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸:京都府宇治市～京都府八幡市
右岸:京都府宇治市～京都府乙訓群大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作(洪水調節)を行っています。
予測では今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、
　月　日　時頃から、ダム流入量を放流し下流に流れる水量が増える
緊急放流(異常洪水時防災操作)に移行する可能性があります。
この操作に移行する場合は、概ね3時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1. ダム状況　（　日　時　分現在）　（数字は速報値）

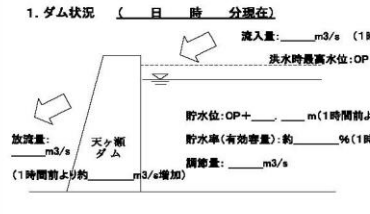

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	mm/時 (　日　時～　日　時)
	累計雨量	mm (　日　時～　日　時)
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	m (　日　時　分現在)

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所:http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報: インターネット:http://www.river.go.jp/

宇治川槇尾山地点

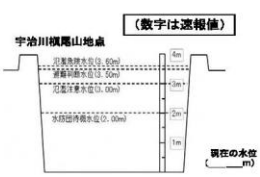

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。(危険な水位:レベル4)
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。(警戒を要する水位:レベル3)
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。(注意を要する水位:レベル2)

備考　■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作(異常洪水時防災操作)を行うことです。

緊　急　天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認が必要です○ ⑥

【重要通知】緊急放流　3時間前の通知

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：ダム下流河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓群大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
予測では今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃から、ダム流入量を放流し下流に流れる水量が増える
緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。　そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
この操作に移行する場合は、概ね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1. ダム状況　（＿日＿時＿分現在）　（数字は速報値）

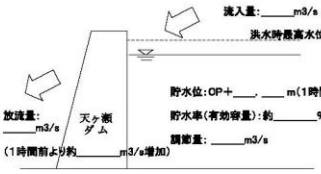

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿㎜／時（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿㎜（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿m（＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考　■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和3年6月改訂）　【淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131】

緊　急　天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認が必要です○ ⑦

【重要通知】緊急放流　1時間前の通知

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：ダム下流河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓群大山崎町

天ヶ瀬ダムでは現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、ダムの空き容量が減少しています。
今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃から、下流に流れる水量が増える
緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。そのため、洪水氾濫のおそれがあります。
この操作に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意下さい。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1. ダム状況　（＿日＿時＿分現在）　（数字は速報値）

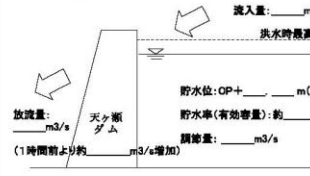

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿㎜／時（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿㎜（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿m（＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

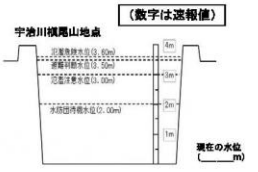

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考　■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和3年6月改訂）　【淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131】

緊　急　天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認が必要です○ ⑧

【重要通知】緊急放流　開始の通知

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

警戒レベル4相当：ダム下流河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあり。

※特に氾濫危険性が高まる地域
左岸：京都府宇治市～京都府八幡市
右岸：京都府宇治市～京都府乙訓群大山崎町

天ヶ瀬ダムでは、計画規模を超える洪水のため、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に、緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。
今後、宇治川の水位は急激に上昇し、越水・洪水氾濫のおそれがあります。
早急に避難指示（緊急）等の措置が必要です。
※河川水位については、今後出される洪水予報等に注意してください。

1. ダム状況　（＿日＿時＿分現在）　（数字は速報値）
ダムの空容量が減少したため、ダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。

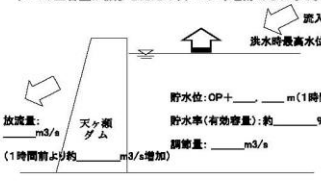

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿㎜／時（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿㎜（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿m（＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

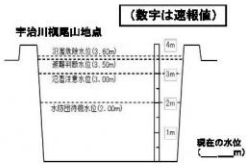

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考　■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和3年6月改訂）　【淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131】

天ヶ瀬ダム放流連絡　○受信確認は不要です○ ⑨

緊急放流　終了の情報

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分発表
淀川ダム統合管理事務所（天ヶ瀬ダム管理支所）　淀統 第＿＿号

天ヶ瀬ダムでは、流入量が計画最大流量（840m3/s）を下回ったため、
＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に、緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。
今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、
河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意して下さい。

1. ダム状況　（＿日＿時＿分現在）　（数字は速報値）

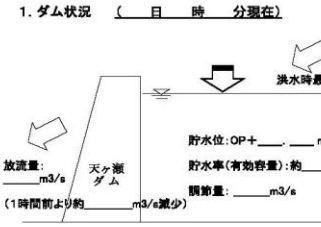

2. 雨量状況・河川水位状況　（数字は速報値）

	種別	流域平均
雨量情報	時間雨量	＿＿＿㎜／時（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
	累計雨量	＿＿＿㎜（＿日＿＿時～＿＿日＿＿時）
河川情報	観測所名	槇尾山水位観測所
	河川水位	＿＿＿m（＿日＿＿時＿＿分現在）

宇治川槇尾山地点

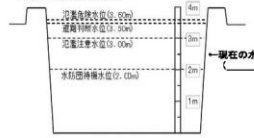

※ 氾濫危険水位は、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位です。（危険な水位：レベル4）
※ 避難判断水位は、降雨状況によっては、氾濫危険水位を超えることが十分予想され、避難行動を起こす目安となる水位です。（警戒を要する水位：レベル3）
※ 氾濫注意水位は、氾濫等に対して警戒の必要がある水位です。（注意を要する水位：レベル2）

※ダムのリアルタイム情報のホームページ
淀川ダム統合管理事務所：http://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
川の防災情報：インターネット：http://www.river.go.jp/

備考　■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度となるように増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

天ヶ瀬ダム放流連絡会（令和3年6月改訂）　【淀川ダム統合管理事務所 TEL：072-856-3131】

ダム連絡

高山ダム

文書番号　高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム放流開始の通知

令　和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構　木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）　では　　日　　時　　分から防災操作（ゲート放流）を開始します。

ダムは防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保するため、ダム流下量（放流量）を

日　　時　頃には　最大毎秒　　m^3まで増加させる予定です。

下流河川の水位上昇に注意してください。

放流開始の目的	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

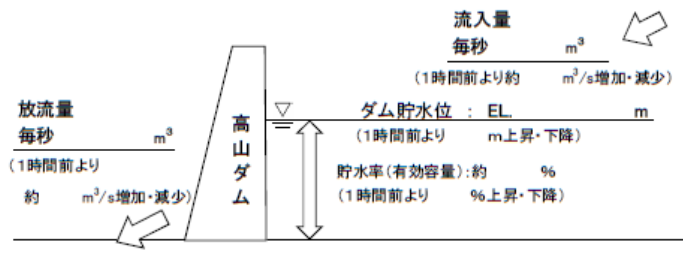

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　　m
有市地点　水位　　m
加茂地点　水位　　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　　TEL：0743-94-0201　　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号　高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム放流量増加による急激な河川水位上昇の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構　木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）　では、ダム流下量（放流量）を

日　　時　　分から毎秒約　　m^3から毎秒約　　m^3に増加させる予定です。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内やその周辺には立ち入らないように注意してください。

放流量増加の目的	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

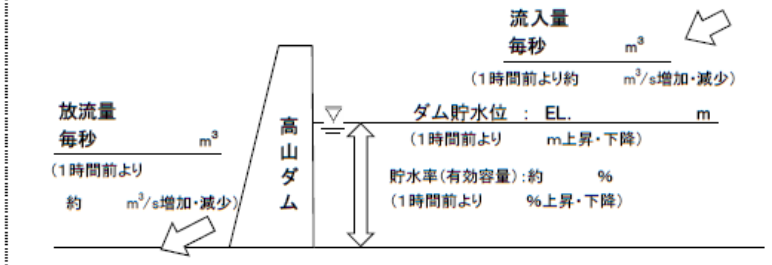

（河川水位）　島ヶ原地点　水位　　m
有市地点　水位　　m
加茂地点　水位　　m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　　TEL：0743-94-0201　　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

情報（受信確認が必要です）

高山ダム放流量に関する重要情報
《1,000m^3／s放流1時間前の通知》

令和　年　月　日　時　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する情報＞

淀川水系名張川高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、約1時間後（　日　時　分）、ダムから下流へ流す水の量が毎秒1,000m3になる見込みです。

ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流開始の目的		
	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。河川内に立ち入らないように注意してください。

【ダム情報】　（　日　時　分時点）

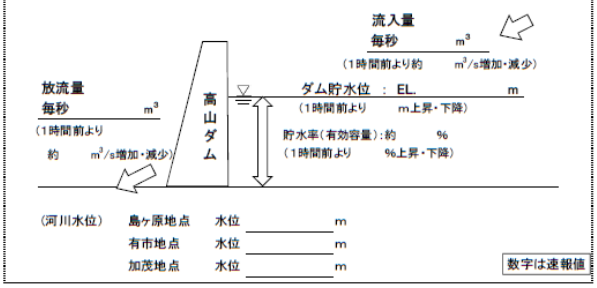

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム防災操作（洪水調節）開始《1時間前》の通知

令和　年　月　日　時　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、約1時間後（　日　時　分）、ダムに流れ込む水の量が洪水量（毎秒1,300m^3）に達し、洪水調節を開始する見込みです。

洪水調節を開始した後は、ダムに流れ込む水の量が洪水量（毎秒1,300m^3）以下になるまで、ダムから下流へ流す水の量を最大毎秒1,800m^{3}として、これを超える水量はすべてダムに貯留します。

・河川の水量が増加しています。河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】　（　日　時　分時点）

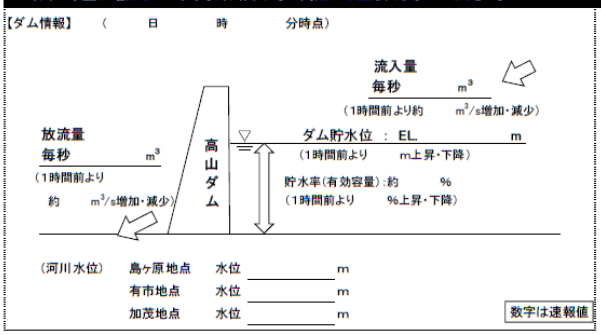

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知　緊急放流　3時間前】

令和　年　月　日　時　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、

月　日　時　分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知しますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当	・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。 ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】　（　日　時　分時点）

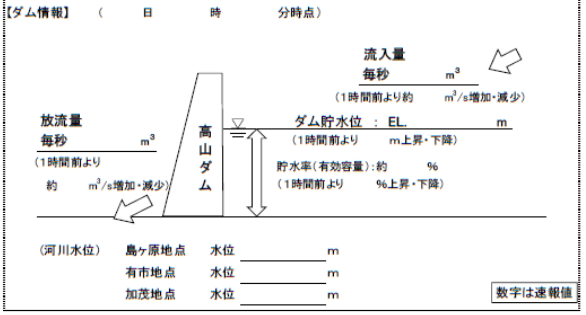

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知　緊急放流　1時間前】

令和　年　月　日　時　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、

月　日　時　分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行する場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により、時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当	・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。 ・避難指示（緊急）等の措置が必要。

【ダム情報】　（　日　時　分時点）

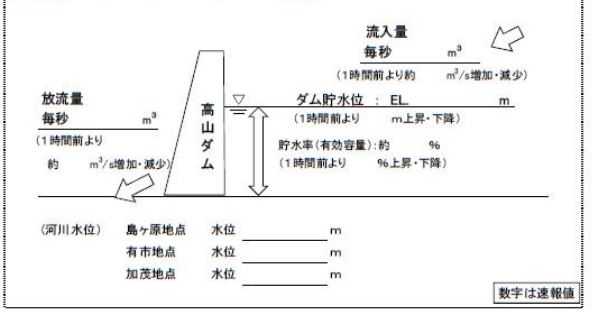

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	警　報

＜連絡先＞ 独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL:0743-94-0201　FAX:0743-94-0531

■緊急放流について

本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

緊急

文書番号 高管発第　　号

重要通知（受信確認が必要です）

【重要通知　緊急放流　開始】

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、計画規模を超える洪水のため、
月　日　時　分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を開始しました。

警戒レベル4相当　・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
・避難指示（緊急）等の措置が必要。

【ダム情報】　（開始時点：　　日　　時　　分）

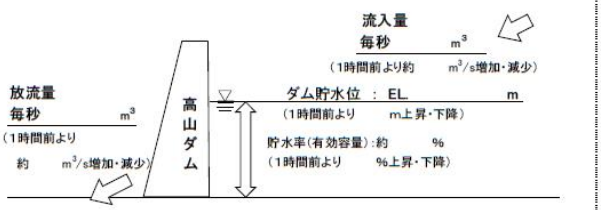

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

高山ダム　緊急放流　終了の情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、流入量が計画最大のダム流下量（計画最大放流量：1,800㎥/s）を下回ったため、　月　日　時　分に
緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。
今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

【ダム情報】　（終了時点：　　日　　時　　分）

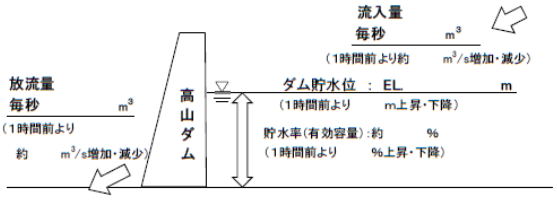

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

■緊急放流について
本連絡での緊急放流とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水に達して、ダム上流側から流入する水をそれ以上貯留できなくなることから、ダムからの放流量をダムへの流入量と同程度になるよう増加させ、満水に達したらダムへの流入量をそのまま下流に通過させる操作（異常洪水時防災操作）を行うことです。

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

情報（受信確認が必要です）

高山ダム流下量（放流量）の予測値更新情報

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する情報＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、ダム流下量（放流量）を
毎秒約　　m³から　　日　　時頃には、最大毎秒約　　m³
まで増加させる予定です。
ダム下流河川の水位上昇に注意してください。
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

放流量増加の目的		
	事前放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を拡大する。
	予備放流	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、ダム水位を低下させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	ダム水位維持	今後の防災操作（洪水調節）に備えて、洪水貯留準備水位又は平常時最高貯水位以下で維持させ、防災操作（洪水調節）に活用する空容量を確保する。
	その他	

・ダム下流河川の水位上昇に注意してください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

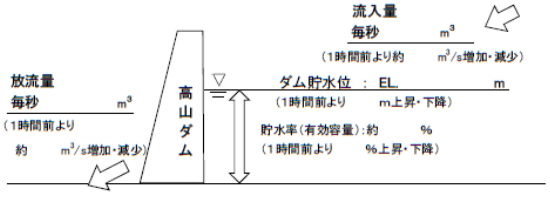

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

ダム連絡

高山ダム

文書番号 高管発第　　号

通知（受信確認が必要です）

貯水位低下のための放流量増加操作開始の通知

令和　　年　　月　　日　　時　　分
（独）水資源機構 木津川ダム総合管理所長

＜ダム操作に関する通知＞

淀川水系名張川　高山ダム（京都府相楽郡南山城村）では、今回の出水により、ダム下流の河川水位を低減させるため、洪水調節容量に洪水を貯留しました。
次の大雨に備えて必要なダムの洪水貯留容量を確保するため、
日　時　分より、高山ダムから流す水の量を
毎秒約　　m³　から　毎秒約　　m³　に増加させ、
ダムの貯水入り洪水貯留準備水位　EL.117.00m　まで速やかに低下させます。
ダム下流河川の水位変動に注意してください。
また、河川内やその周辺には立ち入らないでください。

【ダム情報】　（　　日　　時　　分時点）

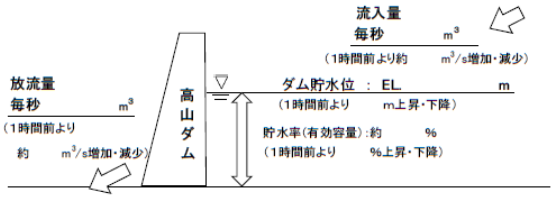

（河川水位）　島ヶ原地点　水位＿＿＿＿m
有市地点　水位＿＿＿＿m
加茂地点　水位＿＿＿＿m

数字は速報値

※ダム情報のホームページ　https://www.water.go.jp/mizu/kansai/pc/index.html

※川の防災情報（洪水予報）　http://www.river.go.jp/nrpc0501gDisp.do

警報措置	無警報

＜連絡先＞　独立行政法人水資源機構高山ダム管理所　TEL：0743-94-0201　FAX：0743-94-0531

資料－48　知事が行う洪水予報の様式　　(風水害対策編 P158)

発表者	→	第１受報者	→	第２受報者	→	第３受報者
京都府　京都土木事務所 気象庁　京都地方気象台		機関名		機関名		機関名

⑪－１

正規

淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報

淀川水系 鴨川・高野川洪水予報第〇号
洪　水　注　意　報　（　発　表　）
令和００年０月０日００時００分
京都府京都土木事務所　京都地方気象台　共同発表

（見出し）

【警戒レベル２相当情報［洪水］】淀川水系 鴨川・高野川では、
氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主　文）

【警戒レベル２相当】鴨川の荒神橋水位観測所（京都市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
鴨川・高野川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

淀川水系 鴨川・高野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度			レベル１	レベル２	レベル３	レベル４
	水位(m)			水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
荒神橋 水位観測所 （京都市）	00日00時00分の状況	X.XX	－				
	00日00時30分の予測	X.XX	－				
	00日01時00分の予測	X.XX	－				
	00日01時30分の予測	X.XX	－				
	00日02時00分の予測	X.XX	－				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル４については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

（単位：水位(m)）

観測所名	荒神橋 水位観測所 京都市		
レベル４水位 氾濫危険水位※	2.30		
レベル３水位 避難判断水位※	1.90		
レベル２水位 氾濫注意水位	1.60		
レベル１水位 水防団待機水位	0.80		
受け持ち区間	鴨川 左岸　京都市北区上賀茂北ノ原町1番6地先から桂川合流点まで 右岸　京都市北区西賀茂上庄田町16番6地先から桂川合流点まで		
	高野川 左岸　京都市左京区上高野奥小森町21番1地先から鴨川合流点まで 右岸　京都市左京区八瀬野瀬町64地先から鴨川合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 京都府京都市右京区、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、		

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第１位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル５	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル４	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル３	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル２	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル１	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
京都府ホームページ 気象庁ホームページ	http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/ https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先
水位関係：京都府　京都土木事務所 河川砂防課　　電話：075-701-0103
気象関係：気象庁　京都地方気象台　　電話：075-841-3008

資料－49　知事が行う水防警報連絡様式（全３種類）　　（風水害対策編 P160）

○○川　水防警報　連絡用紙　⑫-7

○○川　水防警報　第○○号　　（ 準備 ）

令和　：　年　　月　　日　　時　　分

京都府　○○土木事務所　　発　表

☑ ○○川　□□□□地点の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　．　mで、
水防団待機水位（指定水位）に達しましたので、

関係水防機関は、出動の準備をしてください。

☐ 【フリーワード】

（参考）
○○水位観測所

氾濫危険水位	（特別警戒水位）	．　m
避難判断水位		．　m
氾濫注意水位	（警戒水位）	．　m
水防団待機水位	（指定水位）	．　m

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

＊発信機関名（　　TEL　　）

連　絡　先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			
	：			

○○川　水防警報　連絡用紙　⑫-8

○○川　水防警報　第○○号　　（ 出動 ）

【警戒レベル２相当情報】　　令和　年　月　日　時　分

京都府　○○土木事務所　　発　表

☑ ○○川　□□□□地点の水位は、　月　日　時　分現在、　.　mで、
氾濫注意水位（警戒水位）に達しましたので、

関係水防機関は、出動し厳重な警戒をしてください。

☐ 【フリーワード】

（参考）
○○水位観測所
氾濫危険水位　（特別警戒水位）　.　m
避難判断水位　.　m
氾濫注意水位　（警戒水位）　.　m
水防団待機水位（指定水位）　.　m

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

＊発信機関名（　　TEL　　）

連　絡　先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

○○川　水防警報　連絡用紙　⑫-9

○○川　水防警報　第○○号　　（ 解除 ）

令和　　月　　日　　時　　分

京都府　○○土木事務所　　発　表

	○○川　□□□□地点の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　．　mで、
	○ 氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後、水位上昇の見込みがありませんので、
☑	○ 今後、氾濫注意水位（警戒水位）に達する見込みがありませんので、
	水防警報を解除します。
☐	【フリーワード】

（参考）

○○水位観測所

氾濫危険水位	（特別警戒水位）	．　m
避難判断水位		．　m
氾濫注意水位	（警戒水位）	．　m
水防団待機水位	（指定水位）	．　m

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

＊発信機関名（　　TEL　　）

連　絡　先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

資料－50　土砂災害警戒情報連絡様式　　（風水害対策編 P135、P162）

京都府土砂災害警戒情報　第11号

平成26年8月17日　0時21分
京都府　京都地方気象台　共同発表

【警戒対象地域】

京都市北区　京都市左京区　京都市右京区　福知山市旧福知山市域　福知山市三和町
福知山市大江町　舞鶴市　綾部市　宮津市*　亀岡市　南丹市八木町　南丹市日吉町

【警戒解除地域】

南丹市美山町　南丹市園部町　京丹波町旧丹波町　京丹波町旧瑞穂町　京丹波町旧和知町

*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】

＜概況＞
大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
＜とるべき措置＞
土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、気象情報や市町村から発表される情報に注意してください。
【京都府土砂災害警戒情報システムで提供する詳細情報も確認してください。】

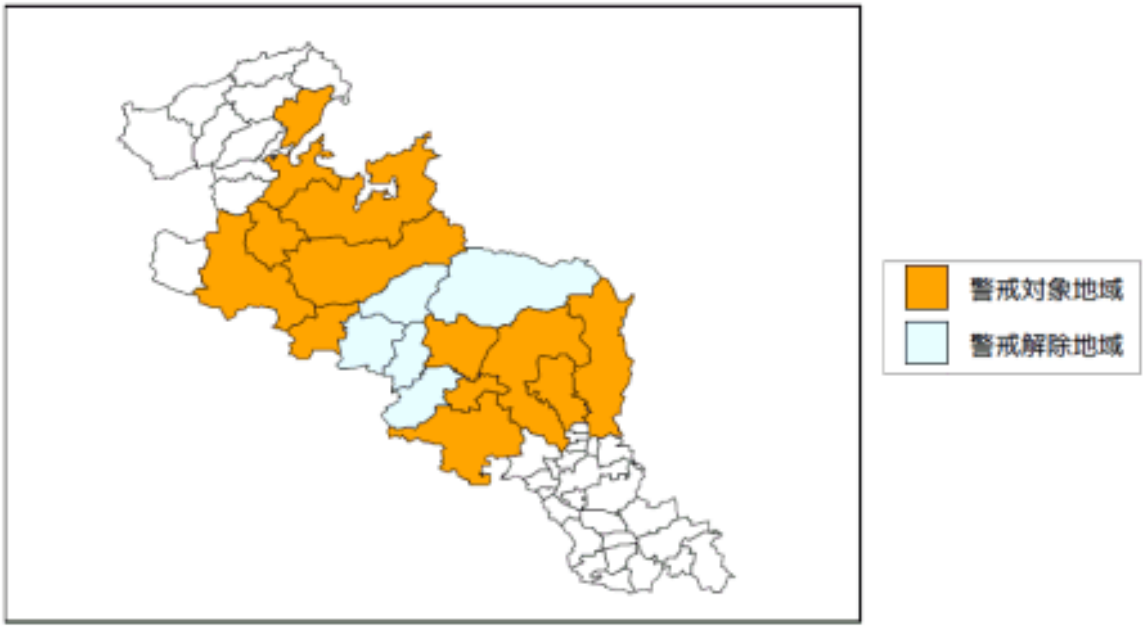

問い合わせ先
075-414-5318（京都府砂防課）
075-841-3008（京都地方気象台）

資料－51　水防信号及び消防信号　　（風水害対策編 P167）

1. 水防信号

方法／区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
第１信号	○　○　○ 休止　休止　休止	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 15秒 約5秒 15秒 約5秒	氾濫注意（警戒）水位に達したことを一般に知らせる。
第２信号	○ー○ー○　○ー○ー○ ○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約5秒 6秒　約5秒 6秒　約5秒	消防機関全員の出動を知らせる。
第３信号	○ー○ー○ー○ー○　○ー○ ー○ー○ ○ー○ー○ー○ー○	○ー 休止 ○ー 休止 ○ー 約10秒 5秒 約10秒 5秒 約10秒	区域内の居住者の出動を知らせる。
第４信号	乱打	○ー 休止 ○ー 約1分 5秒 約1分	必要と認める区域の居住者の避難すべきことを知らせる。

2. 消防信号

方法／区分	種別	打鐘信号	サイレン信号
火　災　信　号	近火信号 （つめ所から 800m 以内のとき）	○ー○ー○ー○ー○ （連　　点）	約3秒 約2秒（短声連呼）
	出勤信号	○ー○ー○ （3 点） ○ー○ー○	約5秒 約6秒
火災警報信号	応援信号	○ー○ー○ー○ー○ （2 点）	同　上
	火災警報	○　○ー○ー○ー○ ○　○ー○ー○ー○ （1 点と 4 点の班打）	約30秒 約6秒
火　災　警　報 解　除　信　号	解除信号	○　○　○ー○ ○　○　○ー○ （2 点と 2 点の班打）	約10秒 約3秒
山林火災信号	出動信号	○ー○ー○　○ー○ （3 点と 2 点の班打）	約10秒 約2秒
	応援信号	同　上	同　上
演習召集信号	演習召集信号	○　○ー○ー○ ○　○ー○ー○ （1 点と 3 点の班打）	約15秒 約6秒

資料－52　緊急通行車両確認申出書　　（災害対策共通編P27）

別記様式第3（第6条関係）

令和　　年　　月　　日

京都府公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

資料－53　規制除外車両事前届出書　　（災害対策共通編 P28）

記号及び受理番号	京　　除外事前第　　号	受理年月日	年　月　日

災害緊急事態応急対策用
国民保護措置用

規制除外車両事前届出書

年　月　日

京都府公安委員会　殿

申請者　住所
電話
氏名　　㊞

番号標に表示されている番号		
車両の用途	1　医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 2　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 3　患者等搬送用車両 4　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両	
緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名		
使用者	住所	電話
	氏名	
出発地		
京都府外での災害対策活動を行う計画の有無及びその活動地域	有	滋賀県・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県 その他（　　）
	無	

注　この届出書は、２部作成し、それぞれに自動車検査証の写し及び車両の用途を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

災害緊急事態応急対策用
国民保護措置用

京　　除外事前第　　号

規制除外車両事前届出書

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

年　月　日

京都府公安委員会　印

注　1　災害発生時、原子力緊急事態宣言時又は武力攻撃事態等時には、この届出済証を最寄りの警察本部（交通規制課）、警察署、交通検問所等に提出し、所要の手続を受けてください。
2　この届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は記載事項に変更が生じたときは、事前届出を行った警察署に申し出て再交付又は記載事項の変更を受けてください。
3　届出済証に係る車両が次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署にこの届出済証を返納してください。
(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
(2) 廃車となったとき。

資料－54　知事が行う水位情報連絡様式（全２種類）　　（風水害対策編 P160）

大谷川　避難判断水位情報　連絡用紙　　⑬-1

大谷川　避難判断水位情報（高齢者等避難の目安）
（八幡水位観測所）

令和　年　月　日　時　分

京都府山城北土木事務所　　発　表

☑ 大谷川　八幡地点の水位は、　月　日　時　分現在、　．　mで、
避難判断水位に達しました。(高齢者等避難の目安)

☐ 【フリーワード】

（参考）
八幡水位観測所

氾濫危険水位	（特別警戒水位）	３．１ｍ
避難判断水位		２．８ｍ
氾濫注意水位	（警戒水位）	２．１ｍ
水防団待機水位	（指定水位）	１．５ｍ

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

＊発信機関名（山城北土木事務所　TEL 0774-62-0059）

連　絡　先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

⑬-2

大谷川　氾濫危険水位情報（特別警戒水位）　連絡用紙

大谷川　氾濫危険水位情報（特別警戒水位）第○○号（避難指示の目安）
（八幡水位観測所）

令和　年　　月　　日　　時　　分

京都府山城北土木事務所　　発　表

大谷川　八幡地点の水位は、　　月　　日　　時　　分現在、　．　mで、

☑ ○ 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達しました。（避難指示の目安）
○ 氾濫危険水位（特別警戒水位）を下回り、
今後、水位上昇の見込みがありません。

☐ 【フリーワード】

（参考）
八幡水位観測所

氾濫危険水位	（特別警戒水位）	３．１ｍ
避難判断水位		２．８ｍ
氾濫注意水位	（警戒水位）	２．１ｍ
水防団待機水位	（指定水位）	１．５ｍ

京都府河川防災情報　http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/bousai/

＊発信機関名（山城北土木事務所　TEL0774-62-0059）

連　絡　先	時　刻	送　信　者	受　信　者	備　考
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			
	:			

資料－55　応急仮設住宅建設候補地一覧　　（災害対策共通編 P100）

番号	施設名	所在地	※建設戸数（戸）	優先順位
1	（旧）八幡第四小学校グラウンド	男山松里１	92	1
2	（旧）八幡第五小学校グラウンド	男山笹谷２	82	1
3	（旧）八幡東小学校グラウンド	八幡東浦５	70	1
4	くすのき近隣公園	男山竹園１－１	195	2
5	さくら近隣公園	男山美桜１８	400	2
6	さつき近隣公園	男山笹谷１	204	2
7	あらかし近隣公園	橋本意足１８－１	162	2
8	八幡市民スポーツ公園	野尻正畑１２	566	2
9	有智郷市民公園	内里北ノ口５－１	40	2
10	馬場市民運動公園	八幡馬場８５－１	150	2
11	足立寺史跡公園	西山和気１－５	70	2
12	きんめい近隣公園	欽明台北２－１	156	2
13	八幡小学校グラウンド	八幡菖蒲池１２	84	3
14	くすのき小学校グラウンド	男山金振９	84	3
15	さくら小学校グラウンド	男山美桜１７	81	3
16	橋本小学校グラウンド	橋本中ノ池尻１５－１	81	3
17	中央小学校グラウンド	八幡小松７７	107	3
18	南山小学校グラウンド	八幡南山７	54	3
19	有都小学校グラウンド	内里北ノ山３１	84	3
20	美濃山小学校グラウンド	欽明台西７０	75	3
21	男山中学校グラウンド	八幡柿木垣内１８	154	3
22	男山第二中学校グラウンド	男山石城３	88	3
23	男山第三中学校グラウンド	男山笹谷３	146	3
24	男山東中学校グラウンド	内里砂畠１－１	126	3

※建設戸数は１戸あたりの面積を１００㎡とし、
施設の敷地面積を１００㎡で割ることで算出しています。
ただし、敷地面積については、設備や植生等の面積も含む。

資料－56　小学校・中学校における防災設備設置一覧　（災害対策共通編 P81）

マンホールトイレ・かまどベンチ等設置一覧					
種別	施設名	設置年度	マンホールトイレ本体数	本体（便座、テント、工具）保管場所	かまどベンチ設置数
小学校	八幡	H26	3	自家発電設備横倉庫	2
	くすのき	H26	4	体育館倉庫	2
	さくら	H26	4	自家発電設備横倉庫	2
	橋本	H26	3	自家発電設備横倉庫	2
	有都	H26	3	自家発電設備横倉庫	2
	中央	H25	3	自家発電設備横倉庫	2
	南山	H25	4	自家発電設備横倉庫	2
	美濃山	H26	6	自家発電設備横倉庫	2
中学校	男山	H27	4	自家発電設備横倉庫	3
	男山二	H25	4	屋内運動場横倉庫	3
	男山三	H25	4	自家発電設備横倉庫	3
	男山東	H25	4	屋内階段下倉庫	3

自家発電設備仕様　※自家発電設備は全小中学校が同じ仕様				
メーカー	容量	燃料種類	燃料タンク容量	燃費
ヤンマー	30KW	ディーゼル軽油 （JIS2 号）	700L	約 11.3L/h

貯水槽仕様　※貯水槽は全中学校同じ仕様	
型式	有効容量
FRP 製	3,000L

体育館・武道場における空調等整備一覧				
種別	施設名	空調設備（体育館・武道場）		屋外炊き出し場
		整備年度	空調の燃料	整備年度
小学校	八幡	—	—	—
	くすのき	R4	LP ガス	R4
	さくら	R4	LP ガス	R4
	橋本	R3	都市ガス	—
	有都	—	—	—
	中央	R5	LP ガス	R5
	南山	R3	都市ガス	—
	美濃山	R5	LP ガス	R5
中学校	男山	R2	都市ガス	—
	男山二	R1	都市ガス	—
	男山三	R1	都市ガス	—
	男山東	R2	LP ガス	—

資料－57　避難者カード　　（風水害対策編 P134、震災対策編 P194）

避難者カード

かしらもじ

避難所名

※車またはテントで避難している方は右の欄に○をしてください。
※帰宅困難で一時的に避難している方は右の欄に○をしてください。
※世帯ごとに作成してください。
※アレルギーや持病、障がいの程度などは備考欄に記入してください。

車	テント
帰宅困難者	

ふりがな 氏　　名	代表者との続柄	性別	生年月日（年齢）	入所日	備　考
	代表者	男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	
		男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	
		男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	
		男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	
		男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	
		男・女	明・大・昭・平・令 年　月　日 （　　歳）	/	

住所		自治会名	

この避難所に避難している人数	人	車を駐車している方は車のナンバーを記入してください	例）京都300 例）あ00-00　　―	ペット	いぬ・ねこ 他（　　） 匹

連絡先	氏　　名	
	電話番号	

他からの問い合わせに、住所、氏名等を公表してもよろしいですか？	はい　・　いいえ

退所日	/	退出先住所	
		電話番号	

内容に変更がある場合は、速やかに申し出のうえ修正してください。

八 幡 市 地 域 防 災 計 画

発　行　八幡市総務部危機管理室危機管理課
住　所　京都府八幡市八幡園内７５番地
電　話　（０７５）９８３－１１１１
ＵＲＬ　http://www.city.yawata.kyoto.jp
令和６年４月発行